

# 神山町国土強靱化地域計画

令和 4 年 3 月

神山町

## 目次

はじめに.....	- 1 -
<b>I 計画策定の趣旨、位置付け</b>	
1 計画策定の趣旨.....	- 2 -
2 地域計画の位置付け.....	- 2 -
3 計画の推進期間.....	- 2 -
<b>II 基本的な考え方</b>	
1 理念.....	- 3 -
2 事前に備えるべき目標.....	- 3 -
3 県土強靱化を推進する上での基本的な方針.....	- 3 -
◆SDGsの17の目標.....	- 4 -
<b>III 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）</b>	
1 脆弱性評価とは.....	- 8 -
2 本町の特性.....	- 8 -
3 対象とする自然災害（想定するリスク）.....	- 12 -
4 施策分野の決定.....	- 14 -
5 起きてはならない最悪の事態.....	- 15 -
6 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定.....	- 16 -
7 脆弱性評価の実施手順.....	- 17 -
8 脆弱性評価結果.....	- 17 -
<b>IV 国土強靱化の推進方針</b>	
1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る.....	- 20 -
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活 環境を確実に確保する.....	- 28 -
3 必要不可欠な行政機能は確保する.....	- 39 -
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する.....	- 43 -
5 経済活動を機能不全に陥らせない.....	- 47 -
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留める とともに、早期に復旧させる.....	- 51 -
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない.....	- 57 -
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	- 63 -
●横断的分野の推進方針.....	- 70 -
<b>V 施策の重点化</b> .....	- 75 -
<b>VI 計画の推進と進捗管理</b> .....	- 76 -
別紙1 「起きてはならない最悪の事態」の様相.....	- 77 -
別紙2 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果.....	- 83 -
別紙3 国土強靱化の推進方針における「BCP」.....	- 121 -
別紙4 重要業績指標一覧.....	- 122 -

## はじめに

平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定し、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めてきたところである。その後、策定から約5年が経過したことから、平成28年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に、「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。

そこで、国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要である。

加えて、「南海トラフの巨大地震」や、近年、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害や大規模土砂災害及び突発的な豪雪による災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「郷土の強靱化」の推進を図るため、本計画以外の神山町の計画等の指針となるべきものとして、「神山町国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を新たに策定するものである。

# Ⅰ 計画策定の趣旨、位置付け

## 1 計画策定の趣旨

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となってきた。

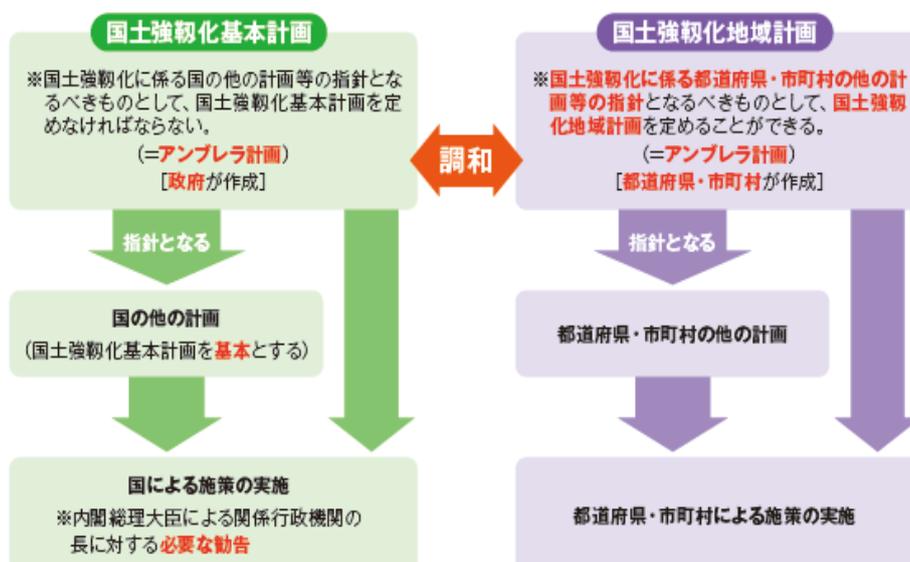
このような状況のなか、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に基本計画を策定した。その後、策定から約5年が経過したことから、平成30年12月に、平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。

神山町においても、平成30年7月豪雨等の新たに発生した災害から得られた知見を反映するとともに、令和元年5月31日の「中央防災会議」において、「防災基本計画」や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に、「臨時情報を活用した防災対応」が明確に位置づけられた等の、防災対応における国の計画等の見直しを踏まえた脆弱性の評価を行うこととし、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な郷土」をつくりあげ、町民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、新たな地域計画を策定する。

## 2 地域計画の位置付け

本地域計画は、「基本法」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、郷土強靱化に関し、「地域計画」以外の本町の計画等の指針となるものである。なお、地域計画は、国の基本計画及び県の地域計画と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



## 3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和6年度を目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

## II 基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な郷土」をつくりあげるためには、徳島県地域計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

### 1 理念

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 神山町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

### 2 事前に備えるべき目標

- (1) **大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る**
- (2) **救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活 環境を確実に確保する**
- (3) 必要不可欠な**行政機能は確保**する
- (4) 必要不可欠な**情報通信機能・情報サービスは確保**する
- (5) **経済活動を機能不全に陥らせない**
- (6) **ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**
- (7) **制御不能な複合災害・二次災害を発生させない**
- (8) 社会・経済が迅速かつ**従前より強靱な姿で復興**できる条件を整備する

### 3 県土強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 県土強靱化に向けた取組姿勢
  - ・本町の強靱性を損なう原因を**あらゆる側面から検討し、取組みにあたること**
  - ・短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と E B P M（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、**長期的な視野を持って計画的な取組みにあたること**
  - ・国、県をはじめ関係機関等との連携協力による取組みについても取り入れるなど、**本町の総力を挙げた取組み**とすること
  - ・本町が有する**潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化**すること
  - ・**事前復興**の取組みを推進すること
  - ・「**持続可能な開発目標（SDGs）**」の推進

持続可能な環境や社会の実現に向け、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するため、当計画に掲げた重要業績指標（KPI）とSDGsとの対応関係を明らかにし、徳島ならではの取組みを着実に推進すること

◆SDGsの17の目標（対応目標・・・太字）

- ①あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ②**飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する**
- ③**あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**
- ④**すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する**
- ⑤**ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う**
- ⑥**すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する**
- ⑦**すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する**
- ⑧**包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのあ  
る人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する**
- ⑨**強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーション  
の推進を図る**
- ⑩**各国内及び各国間の不平等を是正する**
- ⑪**包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する**
- ⑫**持続可能な生産消費形態を確保する**
- ⑬**気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる**
- ⑭**持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する**
- ⑮**陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処なら  
びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する**
- ⑯**持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセス  
を提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する**
- ⑰**持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する**



※SDGsとは

2015年9月の国連総会で、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。2030年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、国連に加盟するすべての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などの取組むこととしています。

## (2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること



- ・「自助」、「共助」、及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと



- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策となるよう工夫すること

## (3) 効率的な施策の推進

- ・町民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、**財政資金の効率的な使用**による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・**既存の社会資本を有効活用**すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PFIによる**民間資金の活用**を図ること
- ・施設等の**効率的かつ効果的な維持管理**に資すること



(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・本町の特性を踏まえた、本町独自のものとして、**先進的な取組みを反映**すること
- ・**人のきずなや地域コミュニティ機能を強化**し、社会全体の強靱化を推進すること  
また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること



- ・**女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮**し、施策を講じること
- ・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、**自然との共生**を図ること



- ・「**臨時情報**」が発表された場合における**防災対応**への取組みを推進すること

**徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針の特色**

<p><b>地域特性を考慮した避難対象区域の設定</b></p> <p>県内全域を3つに区分</p> <p>津波到達予想時間 4.8分</p> <p>津波なし</p> <p>津波到達予想時間 4分</p>	<p><b>津波に加えて揺れ(土砂災害、家屋倒壊)も災害リスクの対象</b></p> <p>津波</p> <p>家屋倒壊</p> <p>土砂災害</p>	<p><b>自力避難困難者、要配慮者、一般の方に区分した避難の考え方を提示</b></p> <p>自力で避難困難な方</p> <p>要配慮者</p> <p>一般住民の方</p>	<p><b>避難行動を分かりやすくタイムラインで整理</b></p> <p>避難タイムライン</p> <p>津波発生</p> <p>津波到達</p> <p>避難開始</p> <p>避難場所での滞在</p> <p>避難所生活(1週間)</p>
--	--	--	--

■国WG(報告)との比較

	徳島県	国
対象とする異常現象	半割れ、一部割れ、ゆっくりすべり	半割れ一部割れゆっくりすべり
避難対象区域	北部(沿岸)、中部(沿岸)、内陸部	全域
想定する災害リスク	津波、地盤の揺れ(耐震性・土砂災害)	津波
避難対象者	自力避難困難者、要配慮者、一般の方	要配慮者、それ以外の方
避難期間	1週間	1週間
タイムライン	あり	なし

**徳島モデル・防災対応方針**

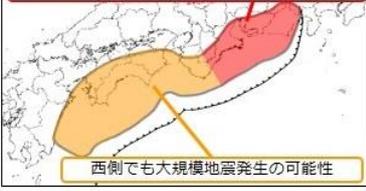
- 災害リスクに応じたきめ細やかな地域区分
- 避難対象者を3区分
- 想定災害を津波に加え、耐震・土砂災害を対象
- タイムラインで分かりやすく

■避難を検討するケース

半割れ

南海トラフの東側だけで大規模地震が発生  
(西側が未破壊)

南海トラフ東側で大規模地震(M8.7)が発生



西側でも大規模地震発生の可能性

直近2回の地震は**時間差で発生**

- 安政東海地震・安政南海地震 (3.2時間)
- 昭和東南海地震・昭和南海地震 (2年間)

揺れや津波などの災害リスクを抱える人は、**避難を検討**

最初の地震発生直後ほど  
後発地震発生の可能性が高い



・支援の長期途絶に備えた取組みを推進すること



倒木による県道の通行止



木造(板倉構法)応急仮設住宅

### III 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

#### 1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本町の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、郷土の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

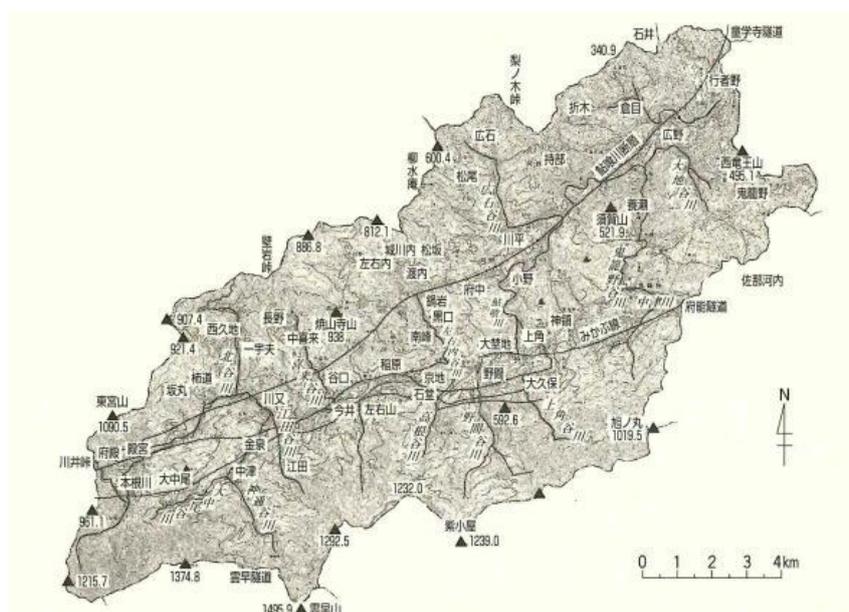
評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

#### 2 本町の特性

##### (1) 地勢

本町は徳島県のほぼ中央部に位置し、東西約20km、南北約10km、総土地面積173.30km<sup>2</sup>の広大な圏域を有し、その86%が山林であり、東は徳島市と佐那河内村に接し、西には川井峠を経て美馬市に隣接し、南は剣山山系を境として那賀町と上勝町に、北は吉野川市と石井町に接している。町の中央を流れる鮎喰川には、町内溪谷の水を集めて延々43kmを北東に流れ吉野川に注いでいる。鮎喰川及びその支流のわずかな低地や河岸段丘や地すべりによる緩傾斜地に平地が形成されており、集落や耕作地など生活の基盤になっている。

神山町全図



山間の集落



江田の棚田



鮎喰川



の低迷から転出超過が止まない状況が続いている。出生数も年々少なくなり、昭和40年には16000人を超えていた町の人口は減少を続け、2015年の国勢調査では、5300人まで減少した。国立社会保障・人口問題研究所のデータを元に推計すると、2040年には2443人、2060年には1145人まで減少する見込みである。

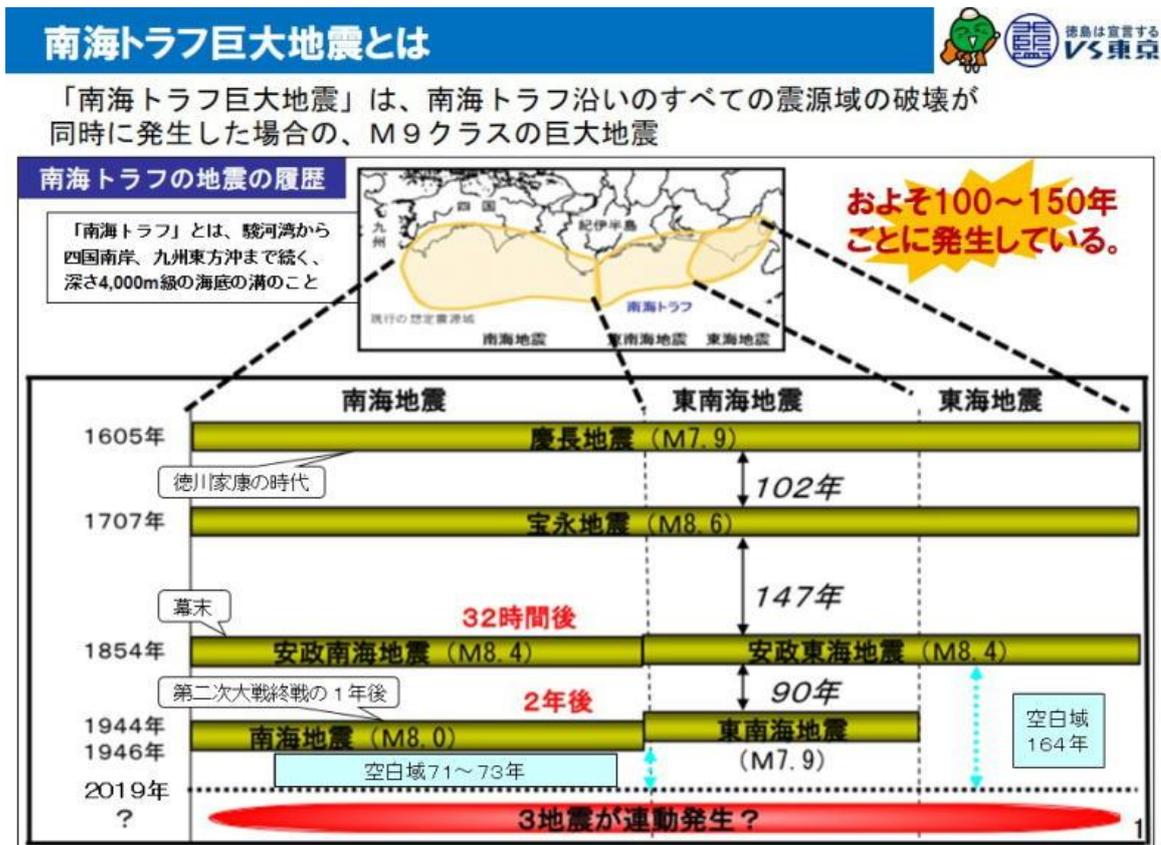
年齢別構成割合の推移では、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)の割合が漸減する一方、高齢人口(65歳以上)の割合が平成2年から急増し少子・高齢化が進行している。それにともない、小規模高齢化集落が増加、農地や森林の保全活動が低下し、中山間地域が保有する水源かん養などの多面的機能の維持も困難な状況となっている。

## (6) 災害の歴史

### ①南海トラフ地震

本町を含め徳島県では、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も、4度の地震・津波に襲われている(下図参照)。南海トラフ地震は、100年~150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を開けて発生している。

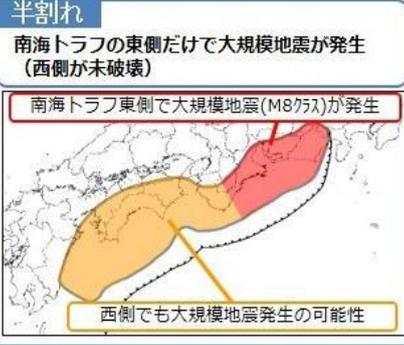
平成31年1月1日現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると70~80%となっている。



康暦碑(美波町)

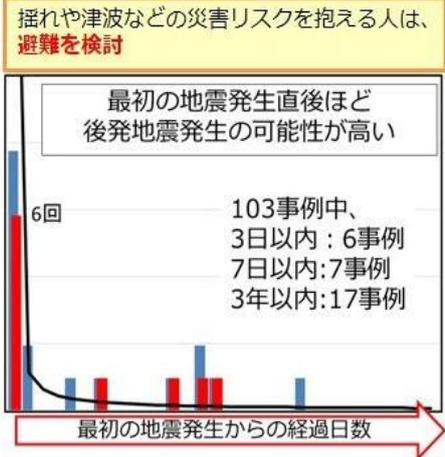


正平南海地震・津波  
(1361年)の供養碑  
(日本最古の津波碑)



直近2回の地震は**時間差で発生**

- 安政東海地震・安政南海地震 (3.2時間)
- 昭和東南海地震・昭和南海地震 (2年間)



【参考】記録に残る日本最古の津波は、日本書紀に記された684年の白鳳南海地震によるものである。

### ②大規模な水害

本町では、町内を東西に流れる鮎喰川の氾濫により広野五反地地区において、浸水被害が時折発生している。例えば、昭和50年の台風6号による記録的な大雨により、商店街42戸が床上1mから1.5m浸水、広野つり橋の流失など大きな被害を被った。

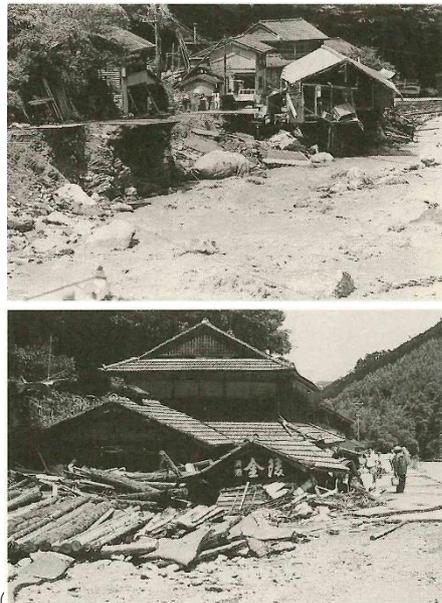
台風6号により浸水した五反地地区



### ③大規模な土砂災害

本町は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、大きな被害を受けている。例えば、昭和49年7月、台風8号及び梅雨前線に伴う集中豪雨により上分府殿地区では甚大な被害が発生、多くの人家が土砂埋没や流出の被害に遭い、同地区とその周辺住む住民は集団移転を余儀なくされた。

台風8号により被害を受けた上分殿宮地区



本町を含め徳島県は、冬期についても比較的温暖であり年間降雪量も少ないが、近年の異常気象により、豪雪による災害が発生する可能性が高まっている。平成26年12月に、県西部の山間部を中心に降った雪は、広範囲にわたって沿道の木々を倒したため、道路の通行止めや電気、電話の途絶を引き起こし、長期にわたり多くの集落が孤立したところであり、改めて、豪雪災害に対する備えの必要性が認識された。



平成26年12月豪雪による被害

### 3 対象とする自然災害（想定するリスク）

対象とする自然災害に関しては、「2 本町の特性」や

- (1)南海トラフ地震の今後30年以内にM8～9クラスの発生確率が70～80%となっていること。
  - (2)中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること。
  - (3)平成30年に発生した7月豪雨や台風21号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していること。
  - (4)平成26年12月の豪雪により、県西部の広い範囲で6日間にわたり孤立集落が発生したこと。
  - (5)これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること。
- などから、次のように決定する。

主な大規模自然災害	想定する規模等
南海トラフ地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。</li> <li>・南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。</li> </ul>
中央構造線・活断層地震等 (直下型地震等)	中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震(M7.7)とする。

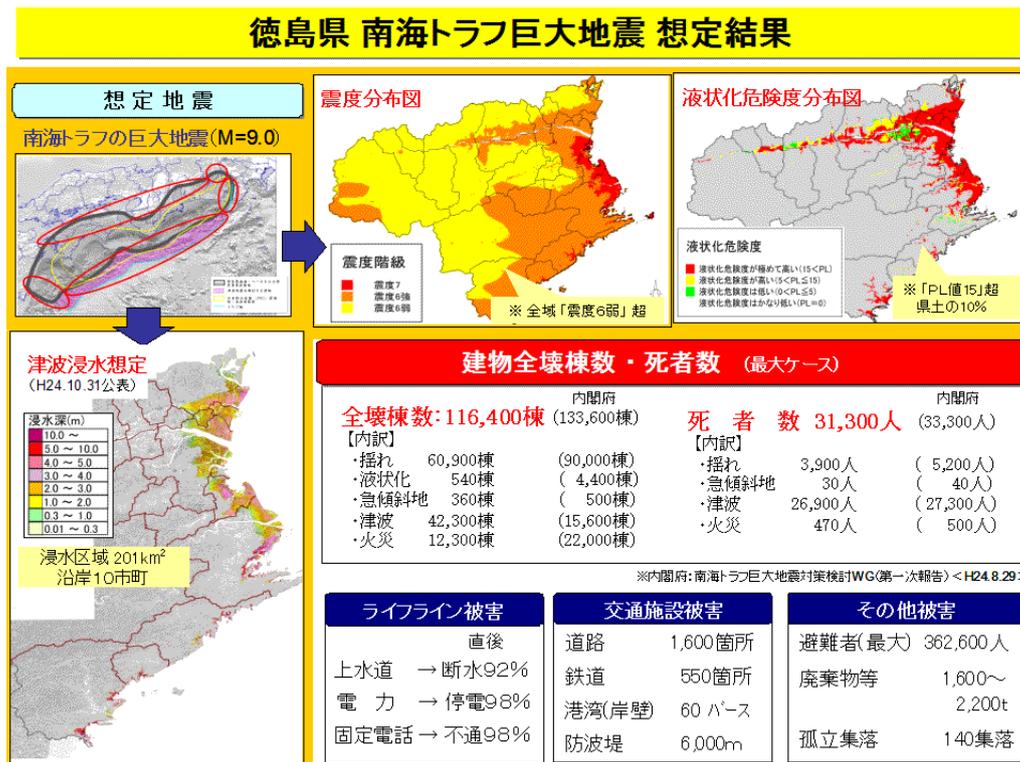
主な大規模自然災害		想定する規模等
台風・ 梅雨前線 豪雨・豪雪等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が 1,000 ミリを超える大雨や 100 ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模 土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。



(徳島気象台ホームページより)



【参考】南海トラフ巨大地震想定結果



#### 4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別的施策分野と6つの横断的の分野とした。

##### (1) 個別施策分野

①行政施策分野	行政機能 警察・消防等
②住環境分野	住宅・都市 環境
③保健医療・福祉分野	保健医療・福祉
④産業分野	エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産
⑤県土保全・交通分野	交通・物流 県土保全 土地利用

##### (2) 横断的施策分野

①リスクコミュニケーション分野	様々なリスクコミュニケーション施策
②人材育成分野	民間の人材確保・育成等
③官民連携分野	さまざまな官民連携施策
④長寿命化対策分野	公共土木施設等の老朽化対策等
⑤研究開発分野	IoT、ICT技術等の活用等
⑥過疎対策分野	サテライトオフィスの誘致等

## 5 起きてはならない最悪の事態

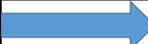
脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本町の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして37の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

### (1) 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-2	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	農地・森林等の被害による県土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

(2) 8つの目標の時間軸上の整理

また、「起きてはならない最悪の事態」の様相は別紙1のとおりであり、これを念頭にこの最悪の事態を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

事前に備えるべき目標		事前復興	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	全ての人命を守る					
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難環境生活を確保					
3	必要不可欠な行政機能の確保					
4	必要不可欠な情報通信機能等の確保					
5	経済活動を機能不全に陥らせない					
6	ライフライン等の確保・早期復旧					
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない					
8	地域社会・経済が迅速かつ強靱に復興できる条件を整備					

6 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定した。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後、これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

## 7 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、次の手順により実施した。

### 脆弱性評価の実施手順について

#### 1 現状調査

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、県等が実施している取組を調査・整理し、進捗状況を示す指標の選定を行う。

- ① 県の各部局において、実施している取組を調査
- ② 国、市町村、関係防災機関、関係団体等で実施している取組を調査
- ③ 県等の取組を整理
- ④ 重要業績指標を選定

#### 2 現状分析

県等の取組について、現在の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出する。

- ① 県等の取組の進捗状況や達成度を整理
- ② 「最悪の事態」を回避するため、現在の取組を進めるだけで十分か分析
- ③ 不足する場合には、必要な取組等を検討
- ④ 同様に「施策分野」、「横断的分野」においても分析検討を実施

#### 3 脆弱性評価まとめ等

・「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」毎に課題のとりまとめを行い、重要業績指標の現況値を記載。

## 8 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果及び評価にあたって活用した重要業績指標とその現況値は、別紙2のとおりである。

## IV 国土強靱化の推進方針

### ●プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、また、「郷土強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきが必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。）

### ●施策の重点化

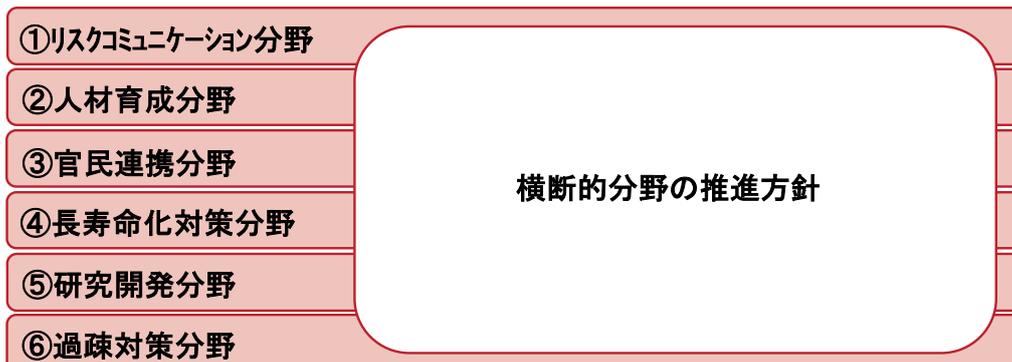
38のプログラムについては、神山町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画と県の地域計画の一体性等を考慮し、プログラムの重点化を行うこととする。

### 【推進方針の取りまとめイメージ】

#### 個別施策分野

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					推進方針	重要業績指標
			行政施策分野	住環境分野	保健医療福祉分野	産業分野	国土保全交通分野		
1 人命の保護が最大限図られる。	1 全ての人命を守る	1-1 〇〇〇..							住宅の耐震化率
		1-2 〇〇〇..							重点整備河川の整備率
2 重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。	2 救助・救出、医療活動..	2-1 〇〇〇..						起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組の方針	土砂災害に係る基礎調査の実施率
									緊急輸送道路の橋梁耐震化率
3 .....	3 〇〇〇〇..								
4 .....									

#### 横断的分野



## 1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、本町全域が強い揺れに見舞われ、耐震化の不十分な建物の倒壊や火災が各所で発生、鮎喰川流域の一部に液状化による地盤沈下や隆起が起こり、大規模な停電が発生し、町民の生活機能が大きく麻痺する。倒壊を免れた建物においても、非構造部材の落下、棚等の転倒によって、多くの死傷者が発生する。
- ・ 大型台風の来襲により、鮎喰川流域の一部地域で甚大な浸水被害が発生する。また、山間部では、土石流、地すべり、がけ崩れが多発、大規模な深層崩壊も発生し、多数の犠牲者が出る。
- ・ 大規模自然災害によって、道路の通行止めやライフラインが途絶し、孤立した集落で死者が発生。

### 推進方針(概要)

#### 1-1) 建築物や不特定多数が集まる施設の倒壊

#### 1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設の火災

- 住宅・建築物の耐震化
  - ・ 木造住宅の耐震化促進
  - ・ 公共施設の耐震化及び長寿命化
  - ・ 社会福祉施設の耐震化促進
  - ・ 老朽危険空き家、空き建築物の除去
- 防災・減災対策を踏まえたまちづくりの推進
  - ・ 徳島県東部都市計画区域マスタープランの見直し推進
- 救助・救急活動体制の整備
- 建築物の倒壊等防止対策
- 防火・消火体制の整備
  - ・ LPガス放出防止装置の設置促進
- 自助・共助の取組強化
  - ・ 防災士等人材育成

#### 1-3) 突発的、広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

- 河川整備の推進
- 避難対策の推進及び事前の防災力強化
  - ・ 危機管理型水位計の整備促進
  - ・ 防災啓発や避難訓練の充実を推進

#### 1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊)や大雪等による死傷者の発生

- 土砂災害対策及び森林整備の推進
  - ・ 治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進
  - ・ 森林の整備を促進
  - ・ 危険箇所の調査・点検を推進
- 災害時要援護者対策の推進
  - ・ 避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の策定を促進
- 緊急輸送道路等の機能確保
  - ・ 橋梁長寿命化計画による、橋梁施設の修繕等
- 避難路・避難場所の整備
  - ・ 応急仮設住宅建築候補地の確保
- 土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備
  - ・ 土砂災害警戒区域啓発活動の促進
- 大雪等に伴う孤立化対策の推進
  - ・ 防災備蓄倉庫の整備
- 後方支援拠点の整備
  - ・ 輸送ヘリポートの整備等
- 臨時情報を活用した防災対応の推進
  - ・ 臨時情報を活用した、防災対応の計画策定
- 防災重点ため池対策の推進



## 1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

<要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

### 住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備

- 住宅・建築物等の耐震化、ブロック塀等の安全確保について、啓発活動や人材育成に努めるとともに、耐震化に向け実施している支援の充実を図る。また、耐震シェルターの設置見学など、事例紹介を活用し、耐震化の更なる促進を図る。

住宅・建築物安全ストック形成事業の実施

①住宅・建築物の耐震化、②民間住宅の耐震改修等の事業、③ブロック塀等の安全対策事業実施（R4～）

- 小中学校の耐震化に着実に取り組むとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。また、町立学校については、地域の中核的な避難所となるよう、ライフライン機能の確保や避難生活をサポートする資機材等の整備を図る。

神山中学校体育館非構造部材耐震化工事 竣工（R2）

町立小学校校舎非構造部材耐震化工事 0校（R4）→2校（R7）

- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀、自家発電等の対策により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の保護及び保護者への引継ぎの方法等を定めるなどの防災対応を整備し、保護者等と共有を図る。

- 指定避難所となる公共施設および一般公共施設の耐震化及び長寿命化を計画的に行う。

公共施設の耐震化率 44.9%（R1）→100%（R6）

### 自助・共助の取組強化

- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりを推進する。

防災士認定者数 0人（R1）→ 3人（R6）

防災士資格取得の推進 役場全正規職員の資格取得（R5）

- 自主防災組織・町民の防災意識および防災力の向上を図るために、地区防災計画の策定を官民協力して推進する。

地区防災計画策定 0地区（R1）→ 3地区（R6）

- 企業が自らの被害を最小限に抑える取組を支援するため、県内製造業の防災の取組事例を盛り込んだ「企業防災指針」の普及啓発に努め、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度の利用を促進する。

#### 防災・減災対策を踏まえたまちづくり

- 基礎調査結果に基づく分析調査を進め、関係市町と調整を図りながら、防災・減災対策もふまえ、徳島東部都市計画区域マスタープランの変更・策定を促進する。

#### 救助・救急活動体制の整備

- 徳島県の消防防災ヘリコプターについて、通信や上空からの情報収集などの連携強化を図り、災害対応力の向上に取り組む。また、防災ヘリポートの機能向上のために必要な改修、修繕に取り組む。

喜来ヘリポート消火栓設置工事 竣工（R2）

防災ヘリポート候補地の検討 必要に応じて実施

- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の連携体制の確立・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

#### 建築物の倒壊等防止対策

- 活断層のずれに伴う被害を未然に防ぐため、中央構造線活断層帯における土地利用適正化の推進が必要である。

- 地域の防災力の向上を図るため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却を支援する。

住宅地区改良事業等の実施 ①空き家再生等推進事業（除却タイプ） 実施（R4～）

空き家対策計画策定の検討（R4）

- 地震の揺れから命を守るために、家具転倒防止器具の設置支援制度の充実、感震ブレーカー等の設置支援制度の創設等を検討する。

#### 防火・消火体制の整備

- 消防力の維持・向上のため各分団にて勧誘、広報活動に取り組み、団員確保に努める。

消防団員数 346人（R3）→ 条例定数350人（R6）

- 消防資機材、防災備蓄品や資機材の整備を推進、老朽化している消防小型ポンプ、ポンプ積載車の更新を行う。また、徳島県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」が示した「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」（平成26年3月）、神山町地域防災計画に基づき、災害用備蓄品・資機材等の整備に努めるとともに、更新が必要な物資については備蓄計画と策定するなど適正管理に努める。

消防団設備整備費補助金事業 必要に応じて実施

第6次地震防災緊急事業五箇年計画 策定（R3）→ 実施（R3～R7）

備蓄計画策定の検討（R2）

- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する。

### 1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

<要点>

河川整備等を推進し、被害の最小化を図るとともに、危機管理型水位計の整備や洪水タイムラインの作成による事前の防災力の強化を図る。また、高潮防災区域図の作成や、防災啓発、防災訓練を実施することにより、安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐ。

#### 河川整備等の推進

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、堰の改修など柔軟な運用等による機能強化など、治水対策を推進する。

#### 避難対策の推進及び事前の防災力強化

- 気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、分かりやすい避難情報の発信や浸水想定区域の周知を推進する。
- 夜間及び停電時にも指定避難所への避難を促すために、ソーラー式避難誘導灯・照明、蓄電型照明設備等の整備を進めるとともに、適正管理のための台帳作成を検討する。
- 避難場所の古くなった標識・看板の更新。
- 近年多発している豪雨災害等に備え、徳島県が定める「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、安全な避難体制の確立やタイムラインの策定に取り組む。

タイムライン策定の検討（R2）

#### 1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生

##### < 要点 >

治山・砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備の推進、集落の営農、景観保全も併せて推進し、要配慮者利用施設や避難路・避難施設の保全につなげていく。また、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。

大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。

##### 土砂災害対策及び森林整備の推進

- 大規模土砂災害の被害を最小限に押さえるため国・県と連携し、治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進し、特に要配慮者利用施設、避難路・避難施設に対する安全を確保する。



- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

森林経営計画認定面積 2,568.98ha (H30) → 2,600.00ha (R4)

森林境界明確化面積実施率 17.22% (H30) → 21% (R4)

間伐等森林整備面積 51.11ha (H30) → 70ha (R4)

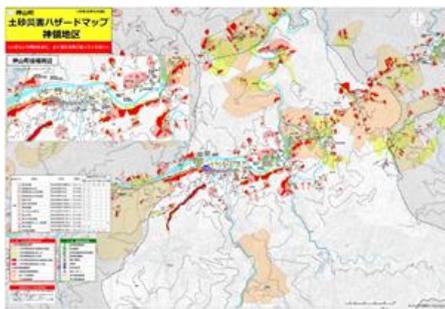
町産材の生産量 10,434㎡ (H30) → 12,000㎡ (R4)

- 集中豪雨や局所的な大雨での土砂災害による被害から生命・財産を守るために必要な地すべり防止施設・治山施設等を整備するとともに、危険箇所の調査・点検を推進し、人的災害ゼロを目指す。
- 集落・営農の維持を図り、景観の保全と地域の活性化に向けて、中山間地域直接支払制度、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、農地保全、森林整備を推進する。
- 農林水産物の被害防止に向け、有害鳥獣捕獲者に対して補助を行う。
- 鳥獣被害防止計画の目標達成のため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、鳥獣被害防止総合支援事業を推進する。
- 林業生産活動の促進、健全な山村地域の維持形成を図るために除間伐の補助制度の拡充を図る。

- 主伐期にまで成長してきた森林資源の活用、森林の更新のため、県の事業（主伐施業等支援事業等）を活用しながら、主伐推進を図る。

#### 土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

- 警戒情報等の適時・適切な発令により、土砂災害の危険性の周知を強化する必要がある。さらに、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る。
- 土砂災害ハザードマップを全戸配布。今後も掲載情報の変更等、必要に応じて随時更新と再配布を行う。  
更新、全戸配布（R1） 必要に応じてその都度見直し、更新



- 深層崩壊や地すべりの発生に対し、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。  
警戒区域内公共施設での避難訓練実施回数 年1回（R1）→ 年1回以上

#### 大雪等に伴う孤立化対策の推進

- 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。  
各避難所に衛星携帯電話の配備（7機）
- 不特定多数への災害情報伝達手段として、防災行政無線（デジタル）、エリアメール、Lアラート、衛星携帯電話、HPがある。今後は、防災行政無線（移動系）、徳島県防災行政無線、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、災害時情報共有システム（徳島県）、NTT電話、NTT F A X、即時一斉通信システム等による複数の情報伝達手段の確保に向けた検討に努め、災害時等に確実な情報伝達が行える体制構築を図る。
- 大規模災害時の地域の孤立に備えて、各地区における備蓄倉庫の確保、備蓄内容の充実を図る。  
町内防災倉庫 3棟（R1）→ 10棟（R6）  
段ボールベッド、簡易トイレなど防災備蓄品の充実  
町民体育館（神山中学校体育館）の避難所機能強化

### 臨時情報を活用した防災対応

- 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した、神山町地域防災対応の計画策定を推進する。

地域防災計画 改訂（R1） 必要に応じてその都度見直し、改訂

- 町内に住む外国人が増加するなか、地震、台風、豪雨などの災害に不慣れな外国人に対して、防災に関する啓発を推進する必要がある。

### 災害時要援護者対策の促進

- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿の作成を推進し、地域との共有を図るとともに避難行動要支援者の個別計画策定の取組を推進する。

要支援者名簿 作成（H29） 必要に応じてその都度見直し、更新  
個別計画策定の検討（R2）

### 緊急輸送道路等の機能確保

- 交通施設については、電柱、沿道・沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める。

老朽危険空き家・空き建物除去事業 要望に応じて実施 再掲

- 国道・県道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、総合的な道路整備方針により、町道の整備を計画的・効率的に進めるとともに、橋梁の長寿命化計画にのっとり橋梁の修繕計画を推進する。また、地域と連携しながら道路の維持管理に努める。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁修繕を実施（H26～） 267 橋

町道谷線改良 完了（R2）

中津本名線ほか（大埜地工区）道路拡幅事業（R3～R7） 総事業費2億円

- 道路法面の崩壊防止に取り組む。

野間殿川内線ほか法面・落石対策事業（R4～R8） 総事業費2.5億円

- 農林業の振興、農山漁村集落環境の向上による防災・減災対策の推進のため、農林道の整備を進める。

神山町地域林計計画「基幹路線の整備計画」に掲載されている林道の整備

林道開設 奥屋敷線（H30～R9）

林道改良 殿宮線（R3～R5）

#### 避難路・避難場所の整備

- 広域的かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、町内における避難場所の確保に取り組むとともに、防災機能の強化を推進する。

指定緊急避難場所確保の推進

- 応急仮設住宅建設候補地の確保を推進する。

町内6地区全てに1以上確保（R6）

- 地域防災計画に定める避難路、避難道路の日常的な管理、必要に応じて実施する修繕等、可能な限り地域と協力しながら促進する。

地域防災計画に定める避難道路の維持管理の促進

#### 後方支援拠点の整備

- 被災地域を支援できる「後方支援拠点」として、災害時の医療活動等に活用できる資機材の整備や災害時の救援・救出や物資輸送の体制強化に向けたヘリポートの整備等を促進する。

防災ヘリポート候補地の検討 必要に応じて実施 再掲

#### 防災重点ため池対策の推進

- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

ため池ハザードマップ 作成・配布（R1） 必要に応じてその都度見直し、更新ため池に関するデータベース 整備・周知（R2）

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、津波や土砂崩れにより道路が至るところで通行不能となり、物資・エネルギーの供給停止や孤立集落が発生。
- ・ 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による人材・資機材の不足により、救助・救急活動が困難となる。
- ・ 鉄道や幹線道路の損壊により、大量の帰宅困難者が発生し、水・食料等の供給が不足する。
- ・ 医療施設等の被災に加え、支援ルート、エネルギー供給が途絶したことにより、医療スタッフや医薬品が不足し、医療機能が麻痺する。さらに、上下水道施設の損壊等により衛生状態が悪化することから、感染症が大規模発生する。
- ・ 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、電源喪失による不十分な衛生環境による被災者の健康状態の悪化から、災害関連死の発生。

### 推進方針(概要)

#### 2-1) 被災地での生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

##### ○食料や水等の備蓄の推進

- ・ 家庭等における備蓄の促進及び町における公的備蓄の推進



##### ○救援物資等の輸送確保対策

- ・ 緊急輸送道路等の整備及び耐震化や無電柱化の推進

##### ○孤立化防止対策

- ・ 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、斜面对策及び大雪等による倒木を防ぐ事前伐採・除却対策の推進
- ・ 生命線道路の整備
- ・ 緊急輸送道路を保全する土砂災害対策の推進
- ・ 孤立化集落における電源や通信手段の整備

#### 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による救助・救急活動の絶対的不足

##### ○消防団や自主防災組織の充実強化

- ・ 消防団協力事業所の普及等による消防団員確保対策の推進及び少年消防クラブの育成支援
- ・ 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等が連携した地域防災の担い手育成



##### ○防災拠点等の電力確保

- ・ 太陽光パネル及び蓄電池等を設置し、停電時でも救助・救急、医療活動の統制等に必要電力を確保する。

##### ○関係機関の連携強化、訓練の実施

- ・ 合同訓練等の実施等他都道府県等との連携強化

#### 2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

##### ○帰宅困難者の受入体制等の確保

- ・ 「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発
- ・ 「道の駅」の防災拠点化を推進



#### 2-5) 医療施設等の絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

#### 2-6) 被災地における感染症等の大規模発生

#### 2-7) 劣悪な避難生活環境等、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

##### ○排水対策による衛生面の悪化防止

- ・ 合併浄化槽の設置促進



##### ○災害医療を担う人材育成

- ・ DMATの充実・強化を推進
- ・ DPAT(災害派遣精神医療チーム)の養成
- ・ 災害時コーディネーターの配置

##### ○災害医療対応力・機動力の強化

- ・ 災害対策マニュアルやBCPの見直し、訓練等の実施
- ・ 他の自治体等との相互応援体制の強化

##### ○災害医療体制の構築

- ・ 医療関係者、自衛隊・警察・消防の連携による訓練の実施

##### ○避難環境の向上

- ・ 避難所施設となる体育館トイレの洋式化、冷暖房設備モデルの設置。
- ・ スフィアプロジェクト研修の推進

## 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### <要点>

家庭や地域・市町村・県、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路や港湾の機能強化を図る。さらに、孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化するとともに、孤立集落可能性カルテを作成し、集落ごとの情報を一元的に管理する。

### 食料や水等の備蓄の推進

- 「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、また大雪等により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、町民による家庭や地域での備蓄を促進し、市町村・県はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。

地域防災計画に定める備蓄目標の達成 必要に応じて実施

町内防災倉庫 3棟(R1) → 10棟(R6) 再掲

段ボールベッド、簡易トイレなど備蓄品の充実 再掲

町民体育館(神山中学校体育館)防災機能強化 再掲



- 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続して推進する。

### 物資調達・供給体制の構築

- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。

- 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。

- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、効率的な集配業務に役立つ屋根スペースの確保をはじめ、公共施設における物資の集積拠点機能を強化する。

防災倉庫の収容機能の強化 必要に応じて実施

- 救助物資等の輸送路の確保のため、日常からの道路網の強化を推進する

地域防災計画に定める避難道路の維持管理の促進 再掲  
橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁修繕を実施（H26～） 267橋 再掲  
町道谷線改良 完了（R2） 再掲  
中津本名線ほか（大埜地工区）道路拡幅事業（R3～R7） 再掲  
野間殿川内線ほか法面・落石対策事業（R4～R8） 再掲  
林道開設 奥屋敷線（H30～R9） 再掲  
林道改良 殿宮線（R3～R5） 再掲

#### 救援物資等の受援体制の整備

- 他都道府県や、社会福祉団体間との相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。

#### 水道施設の耐震化

- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備を着実に推進するとともに、災害時の支援体制の充実を図る。
- 被災時に早期の復旧が図れるように緊急給水設備の整備、応急復旧態勢の構築や復旧資材の備蓄等バックアップ対策を推進する。
- 発災後、迅速な給水体制が築けるよう、給水車の受け入れ体制の構築及び、給水タンクや給水車の整備に努める。

#### 災害時要援護者等に対する物資供給体制の整備

- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、より実践的な訓練や研修を実施する。
- 県及び社会福祉団体間で締結している相互応援協定に基づく、施設間での物資援助を災害時に機能させるため、協力体制を一層強化する。

#### 救援物資等の輸送確保対策

- 救助・救急、医療活動や物資の供給を迅速に行うため、緊急輸送道路等の耐震化や無電柱化、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する農林道の整備も推進する。
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる。



#### 孤立化防止のための情報収集

- 地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、「孤立可能性集落カルテ」を作成することで、集落ごとの情報を一元的に収集し、災害時の迅速かつ的確な支援へ繋げる。

## 孤立可能性集落カルテ 作成（R2）→ 支援体制構築（R4）

### 孤立化防止のための道路整備

- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、斜面对策及び大雪等による倒木を防ぐ事前伐採を推進する。

### 孤立化防止のための土砂災害対策

- 緊急輸送道路が、土石流や地すべりなどの土砂災害により被災し、長期間不通にならないよう、治山・砂防、地すべり対策を着実に推進する。



### 民間企業による支援の充実

- 徳島県商工3団体青年部を中心として「とくしま災害支援パートナーズ」事業の取組の普及啓発により、登録企業の拡大及び発災時の支援情報のデータベースの充実に努める。

### ヘリコプターによる支援体制の整備

- 孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめ、関係機関のヘリコプターの装備、設備等の充実を図るとともに、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、新たなヘリポートの整備を促進、既設ヘリポートの機能強化とあわせて受援体制の強化も図る。

喜来ヘリポート消火栓設置工事 竣工（R2） 再掲  
防災ヘリポート候補地の検討 必要に応じて実施 再掲

### 孤立化集落における電源や通信手段の確保対策

- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進するとともに、継続的に通信訓練を実施する。

各避難所に衛星携帯電話の配備（7機） 再掲



- 「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」に基づき、温室効果ガス排出削減や分散型エネルギーによる災害対策、地域の活性化等を目的として、「自然エネルギー」の導入を促進する。

自然エネルギーによる電力自給率（県） 27.9%（H30）→ 30.5%（R4）

木質バイオマスエネルギーの活用 促進（R2～）

地域熱供給事業 推進（R2～）

- 地域防災力の向上を目指し、災害時の切り札となる自然エネルギーを活用した「自立分散型電源」導入支援制度を検討する。

- 地球温暖化対策や平時における電力の地産地消の推進、さらには災害時の非常電源として活用が期待できる水力発電の普及を図るため、溪流に設置可能なピコ水力発電機の実証実験や、先導的モデルとなる小水力発電所の整備を検討する。



- ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保に取り組む。

#### ライフライン事業者等との連携強化

- 孤立化集落における長期の停電や通信の途絶に備えるとともに、その早期復旧を図るため、県、市町村及びライフライン事業等の関係機関の間で、事前対策の検討や緊急時の連絡体制を整えるなど、連携強化を図る。

### 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

#### <要点>

自衛隊・警察・消防等における災害対応能力の強化や施設の耐震化を推進し、他都道府県との訓練実施等により連携強化を図る。また、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。

#### 警察・消防等の施設の機能強化、資機材等の充実強化

- 警察、消防等において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を図るとともに、施設の整備を推進する。

#### 消防団や自主防災組織の充実強化

- 消防団の装備資機材等の充実・強化を図るとともに、消防団員の確保を図るため、未来の地域防災の担い手である少年消防クラブの育成支援や若手団員や女性団員の入団促進、消防団協力事業所の普及等を推進する。

安全装備品等（活動服、耐切創保護服等）の整備（R4）

消防団活動用資機材の充実 必要に応じて実施

- 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等とが連携し、地域防災の担い手の育成を進めるなど地域防災力の充実強化を図る。また、消防現場における女性の活躍を推進するため、女子を対象に消防の魅力を発信する職業説明会の開催や研修会を実施するとともに、女性の働きやすい環境づくりを促進する。

「全国女性消防団員活性化徳島大会」 開催・参加（R4）



- 老朽化している消防車両や小型動力ポンプの更新を行い、消防力の強化を行う。

第6次地震防災緊急事業五箇年計画 改訂（R3）→ 推進（R7） 再掲

- 山間地域でのスムーズな消火活動を支援するために、防火水槽による水利確保や、ジェットシューターの配備、山林を想定した消火訓練の実施、徳島県防災消防ヘリコプターとの連携強化等を推進する。
- 地域防災力の向上を図るために、自主防災組織による防災活動を支援し、組織と町、関係機関との連携体制を構築し、合同での防災訓練の実施を検討する。
- 自主防災組織や消防団等を中心とした地域防災の要となる人材の育成を推進する。
- 防災教育を推進し、若年層からの防災意識の向上を図る。

防災拠点等の電力確保

- 救助・救急、医療活動の統制等の役割を担う防災拠点等に太陽光パネル及び蓄電池等を設置し、停電時でも救助・救急、医療活動の統制等に必要な電力を確保に努める。

関係機関の連携強化、訓練の実施

- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他都道府県との連携強化を図り、合同訓練等を実施するとともに、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高める。

地域防災計画 改訂（R3） 必要に応じてその都度見直し、改訂 再掲

- 被災時における多数遺体の身元確認等に対応するため、連絡協議会等による医師会、歯科医師会との連携体制の構築を図るとともに、訓練の実施等を通じてその実行性を高める。

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

<要点>

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。また、高規格道路のミッシングリンクの解消、緊急輸送道路等の耐震化、無電柱化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐ。

帰宅困難者の受入体制等の確保

- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と地域との連携強化など帰宅困難者対策を推進するとともに、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進する。



- 道路の通行止めや公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備えて、企業や学校における食料や水の備蓄を促進するため、その普及啓発を図る。

- 東日本大震災で被災初期から防災拠点として機能を発揮した「道の駅」について、防災拠点化を推進する。



#### ミッシングリンクの早期解消や緊急輸送道路等の強化

- 高速道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備への協力体制構築に努める。

#### 信号機電源付加装置の整備

- 自動車の民間プローブ情報を活用し、渋滞情報を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を促進する。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-6) 被災地における感染症等の大規模発生

2-7) 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

#### <要点>

救助・救急、医療活動に支障が出ないよう、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。

他都道府県との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備えたヘリコプターの受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。また、「とくしま災害感染症専門チーム」を養成し、避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐ。

長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。また、福祉避難所の指定や要援護者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

#### 災害医療体制の構築

- 医療機関の災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、状況変化に応じて適宜見直しを行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。
- 大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた他市町村との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。

### 災害医療を担う人材育成

- 災害拠点病院等においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMA Tの更なる充実・強化を支援する。
- 大規模災害発生時、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を含む精神的不調に対し中長期に渡り専門的なこころのケアを円滑に行うため構築したDPATについて、資機材の充実、訓練等に協力し更なる専門的対応技術の向上を支援する。
- 災害発生からおおむね48時間以内に活動するDMA Tから、急性期以降に活動を行う、医療救護班へ円滑な引き継ぎを行い、切れ目の無い医療救護活動を実施するため、圏域毎に配置される医療保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」と連携し、発災後、刻々と変化する状況を的確に把握し、ドクターヘリの活用や他都道府県からの人材及び資材の配置を適切かつ迅速に行える体制を整備について支援を行う。

### 災害医療対応力・機動力の強化

- 医療関係者と自衛隊・警察・消防とが連携し、より実働的な訓練を行えるように協力し、発災時における災害医療対応力・機動力の強化を支援する。
- 医療や防災関係機関の連携による災害医療活動を円滑に展開するため、行政分野の指揮（コマンダー）機能、後方支援（ロジスティクス）機能の強化を図る。
- 大規模災害時に備え、カウンターパートである鳥取県をはじめ関西広域連合内での相互応援の取組の拡大を図る。
- 大規模災害時に迅速かつ適切に医薬品が供給できるよう、「災害時おくすり供給車両」の導入検討や各災害医療圏域の「災害リーダー薬局」を活用し、医薬品供給調整体制の整備を検討する。
- 「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」に基づき、温室効果ガス排出削減や分散型エネルギーによる災害対策、地域の活性化等を目的として、「自然エネルギー」の導入を促進する。  
自然エネルギーによる電力自給率（県）27.9%（H30）→ 30.5%（R4）再掲  
木質バイオマスエネルギーの活用 促進（R2～）再掲  
地域熱供給事業 推進（R2～）再掲
- 地域防災力の向上を目指し、災害時の切り札となる自然エネルギーを活用した「自立分散型電源」導入支援制度の創設を検討する。
- 地球温暖化対策や平時における電力の地産地消の推進、さらには災害時の非常電源として活



用が期待できる水力発電の普及を図るため、溪流に設置可能なピコ水力発電機の実証実験や、先導的モデルとなる小水力発電所の整備を検討する。

- 次世代エコカー（EV、FCV、PHV等）の優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く町民の理解を深め、普及拡大に繋げるため、積極的な取り組みの推進を図る。

#### 発災時の燃料供給体制整備

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給について、石油商業組合と締結した協定が維持・強化されるよう、石油商業組合との情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。
- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実にできるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。
- 町内にあるガソリン販売事業者との災害時協定の締結を推進する。

協定締結数 0 (R1) → 3 (R6)

#### 交通網の強化（ミッシングリンクの早期解消）

- 高速道路のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備への協力体制構築に努める。

#### 交通網の寸断に備えた支援体制の整備

- 陸上ルート寸断等に備え、空からの救出救助、物資輸送を実施する手段を確保するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」の装備・設備等の充実について、受援体制の強化を図る。
- 災害時における医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄するとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保体制を構築する。さらに、交通網の寸断を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進める。

#### 感染症の発生・まん延防止

- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、災害時の避難所において、高い専門性を活かして初期段階から衛生状況等を把握し、助言・指導を行う「とくしま災害感染症専門チーム」の養成に協力、また、調整に必要な資機材の充実や避難所運営訓練等への参加により対応技術の向上を図る。

各避難所に新型コロナウイルス感染症対策用備蓄品の配備（必要に応じて実施）

- 平時から各種予防接種の対象者には個別接種の推奨に努める。また、平時から地域での消毒

や害虫駆除の促進に努める。

- 徳島県災害時保健衛生活動マニュアルを活用し、災害時にスムーズな保健衛生活動が行えるように、訓練の実施、関係先との連携強化を図る。

#### 下水処理対策による衛生面の悪化防止

- 下水処理対策として合併浄化槽の設置を推進する。循環型社会形成推進交付金浄化槽設置整備事業を活用し、設置に対して、国、県および町からの補助金制度を継続して実施していく。

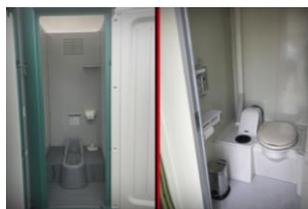
神山町汚水処理構想 策定（H27）

浄化槽普及率 43.4%（H30）→ 74.3%（R6）

- 「徳島県災害時快適トイレ計画」に基づき、災害用トイレ、簡易トイレの整備を推進し、避難所等におけるトイレ環境の改善を図る。簡易トイレは町内8施設、マンホールトイレが道の駅に5基整備済み。

段ボールベッド、簡易トイレなど備蓄品の充実 再掲

- 「大規模災害時における資機材等の供給に関する協定」の締結団体と連携した訓練等を通じて、大規模災害時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給されるよう取組を強化する。



#### 避難環境の向上

- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。

- 長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質（QOL）」の向上を図るため、避難所の機能強化を図るとともに、公共既存施設等について、その特長を最大限に活用した「快適な避難所」の確保を促進する。

- 地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取組を促進する。



- 平成26年1月に改訂した「徳島県災害時要援護者支援対策マニュアル」を受け、避難所のリーダー養成や町内において、子供や女性の視点を考慮した「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める。

避難所運営マニュアル 策定（R1） 必要に応じてその都度見直し、改訂

- 避難所における適切な食事提供やアレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細やかな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。
- ネット通販事業者等との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する。
- スムーズな廃棄物の処理が執行できるよう神山町災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直し、改定を実施していく。

災害廃棄物処理計画 策定（H29） 必要に応じてその都度見直し、改訂

- 福祉避難所における各種訓練の実施。各施設管理者との連携のもと、避難訓練等の実施に取り組む。各施設と町が連携した定期的な避難訓練の実施を検討する必要がある。

#### 要援護者支援の強化

- 福祉避難所の指定を一層促進するとともに、施設の防災設備の強化、装備資機材の充実、各訓練等の促進により災害対応能力を向上させる。
- 社会福祉施設や幼稚園・保育所等、地域防災の拠点となる得る施設等については、大規模自然災害の発生に備えて、施設の耐震化、防災設備の強化、装備資機材の充実を図り、被災時の迅速な事業復旧を可能とし、利用者への影響を最小限にとどめるためにBCP等の策定についても促進する。
- 「発達障がい者」向けの「防災ハンドブック」を活用し、当事者および家族や関係機関に研修会等を通して、災害に対する意識を高めるとともに、関係機関等における発達障がい者への支援体制の整備の必要性について周知していく。
- 災害時においても、継続的な医学的管理を必要とする在宅患者などが同水準の医療サービスが受けられるよう、県と協力し、必要な医薬品や資機材整備への支援、医療機関と患者の間のネットワークの構築を図り、相談体制や情報基盤の整備など、きめ細やかな支援を行う。



### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震発生後、警察官にも死傷者が発生し、資機材等も被害を受け被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化する
- ・ 大規模停電により、津波から避難しようとする車などが多重衝突事故や人身事故を起こすなど重大事故が多発する
- ・ 行政機関の職員に多くの死傷者が発生し、国、県、市町村をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶し、庁舎や学校も一部使用不能となり、行政機能が機能不全となるまた、代替施設にて災害対策本部を設置したものの、災害対応の経験が不足したことから、初動対応に遅れが生じた。

#### 推進方針(概要)

##### 3-1) 被災による警察機能の低下による治安の悪化

##### 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

- 庁舎等の耐震化、機能強化
  - ・ 防災拠点となる町有施設の耐震化を推進
  - ・ 代替庁舎の確保等を推進



- 行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備
  - ・ 策定されたBCPによる訓練の実施
  - ・ 町職員や教職員の「防災研修の参加」や「防災士資格の取得」等により職員個々の防災能力を向上



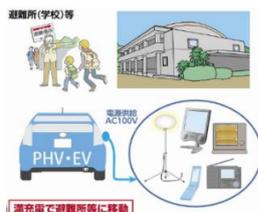
- 警察機能維持対策や信号機の停止防止対策の推進
  - ・ 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化
  - ・ 信号機電源付加装置の整備推進



- ・ 県内市町村間をはじめ関西広域連合や鳥取県とのカウンターパート等広域的な連携及び隣県との連携強化



- エネルギー供給体制等の整備・機能強化
  - ・ エコカーを活用した給電に関する啓発活動の推進



### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

- 3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
- 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

<要点>

庁舎等の耐震化や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図り、信号機電源付加装置の整備等により重大事故の多発を防ぐ。

#### 庁舎等の耐震化、防災拠点施設の機能強化

- 庁舎等の耐震化、停電時の電力や情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、代替庁舎の選定・確保、物資の備蓄等を推進する。



- これまで、国の交付金（グリーンニューディール基金事業等）などを活用し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めてきたが、今後も、エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を推進する。

#### 行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備

- 町内の各行政機関が業務継続計画を策定し、それに基づく訓練を定期的に行うことにより、大規模災害時における行政機能の継続及び早期復旧を図る。

- 災害発生時、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められ、執行にあたっては、県とも協力し職員に対する実践的な研修や訓練を実施し、マネジメント人材の育成を行う。



- 県内の市町村間はもとより、関西広域連合や鳥取県とのカウンターパートなど広域的な連携や隣県との連携を図り、大規模災害時に備え、平時からその結びつきを強化するための取組を推進する。また、中四国においては、カウンターパートの同時被災も念頭においた連携のあり方について検討を進める。さらに、カウンターパートである鳥取県との間では、相互の市町村間や、

県中小企業団体中央会をはじめ民間団体において、相互応援体制の構築が進められており、このような取組の一層の促進を図る。

- 町職員や教職員の「防災研修への参加」や「防災士資格の取得」を推進し、個々の防災能力を向上させることにより、行政機能の早期復旧、維持を図る。
- 自主防災組織、福祉避難所、教育施設等と連携し、各避難所の状況に応じた避難所運営マニュアルを策定する  
    避難所運営マニュアル策定（R1） 必要に応じてその都度見直し、改訂 再掲

**警察機能維持対策の推進**

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図るとともに、警察や消防団等が中心となって地域の治安維持活動に取りかけられるよう、支援体制の構築に努める。
- 災害時における被留置者の安全を確保し、逃走を防止するため、安全な留置施設への護送体制の構築を支援するとともに、関係機関との迅速な相互連絡体制の確立を図る。

**情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進**

- 本庁舎の被災によりシステム基盤に障害が発生し、業務継続が困難になることを防止するため、システム基盤を本庁舎とデータセンターの両方に設置し、双方の基盤を同時に運用することで耐災害性を強化する。
- 役場が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを県外に保管するなど、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる。



**信号機の停止防止対策等の推進**

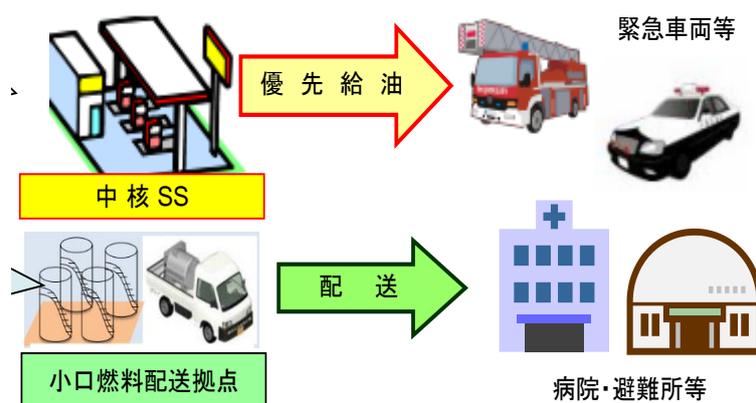
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を支援する。
- 自動車の民間プローブ情報の活用により、渋滞状況を正確に把握し交通渋滞を回避するため、交通管制システムの高度化を図る。

**エネルギー供給体制等の整備・機能強化**

- 関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。また、臨時情報が発表された

場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う。

- 電力供給遮断などの非常時に、PHV・EVを用いて避難所等に電力を供給するシステムの普及に努める。
- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、病院や避難所への燃料供給が確実に出来るよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の流通備蓄に取り組む。



## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、四国内の各発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け長期停止に陥り、石油等の燃料についても基幹道路等の被災により輸送できず、情報通信が長期間麻痺する。
- ・ テレビ・ラジオ局の損壊とともに、長期にわたり電力供給が停止し、津波浸水のため機器が使用不能となり、県民に重要な情報が届かない。
- ・ 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助支援が遅れ、多数の死者が発生。

### 推進方針(概要)

#### 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### 4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、行動や救助・支援が遅れる事態

##### ○関係機関間の情報通信確保対策の推進

- ・ 総合情報通信ネットワークの多重化やIP化及び端末局等の発電機運転時間の長時間化、浸水対策を推進
- ・ 災害救助に係る情報通信システム基盤の耐災害性の向上
- ・ 準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める。

##### ○放送設備の電力確保対策の促進

- ・ 非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄の促進

##### ○放送継続が可能となる体制の整備

- ・ 可搬型移動無線基地局車や移動電源車の配備及び復旧資機材の確保を促進
- ・ BCPや災害対応マニュアルの策定、関係機関と連携した訓練の実施

##### ○臨時情報が発表された場合の情報伝達体制の確立

- ・ 臨時情報の周知を推進
- ・ 臨時情報の発表を正確に情報伝達する体制づくりや、住民等の問い合わせ窓口の整備促進

##### ○情報通信事業者や放送事業者等との連携強化

- ・ 徳島県危機管理総合調整会議への参加
- ・ 防災訓練、図上訓練の実施

##### ○情報収集・共有体制の強化

- ・ 「すだちくんメール」をはじめ各種安否確認サービスの全県的な普及を促進する。
- ・ 防災訓練、図上訓練の実施



## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

- 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
- 4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
- 4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

### <要点>

総合情報通信ネットワークシステムのデジタル化や多重化等により、県民への情報伝達体制の強化や情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講ずるほか、避難行動要支援者に対する避難行動等の支援等により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。また、放送設備の非常用電源設備の整備等に努めテレビ・ラジオ放送の中断等を防ぐ。

### 関係機関間の情報通信確保対策の推進

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。
- 準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を検討する。
- 既設の光ケーブル網について、段階的な設備の更新に努める。

### 情報通信事業者や放送事業者等との連携強化

- 徳島県危機管理総合調整会議に参加し、情報通信事業者や放送事業者をはじめとする県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、総合防災訓練や図上訓練を実施することで実効力を高める。



### 放送設備の電力確保対策の促進

- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の整備や燃料備蓄に努める。

### 放送継続が可能となる体制の整備

- BCPや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないように対策を講じておく必要がある。

### 情報通信基盤の整備及び利活用の促進

- 通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、衛星携帯電話の配備等による代替性の確保を図る。

各避難所に衛星携帯電話の配備（7機） 再掲

- 地域の課題解決や産業の振興を図るため、第5世代移動通信システム（5G）によるイノベ

ーションの創出や社会実装に向けた取組を推進する。

#### 情報伝達体制の強化

- 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、公共施設等における公衆無線LANの整備やJ-ALERTの普及、すだちくんメールやエリアメールの活用など情報伝達方法の強化が図られたところであるが、システムの安定運用や各種情報の普及啓発など、さらなる取組みを推進する。
- 町民に「総合地図提供システム」、「安心とくしまHP」や「Lアラート」で情報提供をするシステムの安定的な運用と情報発信手段の多様化を検討する。

#### 中山間地域における不感エリアの解消

- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進しているところであるが、進捗途上にあるためさらに推進するとともに、継続的に通信訓練を実施する必要がある。

#### 情報収集・共有体制の強化

- 「すだちくんメール」をはじめ各種安否確認サービスの全県的な普及を図るとともに、SNSを活用した情報収集体制を構築し、行政のみならず県民相互が必要とする様々な災害情報の収集・共有体制を確立する。
- 発災時の緊急交通路の指定等に伴い、発生することが想定される交通渋滞等による避難の遅れを回避するため、交通情報板の整備、関係機関との連携等により、迅速かつ効果的な道路交通情報の提供手段を確保する。
- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるようにするため、災害時に、障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施する。



#### 災害時要援護者対策の促進

- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため作成した、避難行動要支援者名簿の共有を地域で図るとともに避難行動要支援者の個別計画策定の取組を一層促進する。  
要支援者名簿 作成（H29） 必要に応じてその都度見直し、更新 再掲  
個別計画策定の検討（R2） 再掲
- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深

め、いざという時に適切に対応できるよう、災害時に障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施する。

#### 率先避難企業の取組拡大

- 大規模な実地訓練や図上訓練等を通じ、「率先避難企業」への理解を深め、企業のみならず地域と一体となった「率先避難企業」の取組を拡大する。

#### 臨時情報が発表された場合の情報伝達体制の確立

- 臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、また臨時情報に関する住民理解の促進を図る。
- 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した、本町における「防災対応」の計画策定を推進する。

地域防災計画 改訂（R3） 必要に応じてその都度見直し、改訂 再掲

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、製造業等の工場施設が被害を受け、生産ラインがストップするとともに、主要幹線道路の寸断により部品調達ができなくなり、県内企業の生産力が低下する
- ・ コンビナート・発電所の長期停止や燃料の供給停止、重要な産業施設の損壊等により、社会経済活動が長期に停止する
- ・ 金融機関の建物倒壊や停電により、金融サービス機能が停止し、住民生活や経済活動に大きな支障をきたす
- ・ 沿岸部に大津波が襲来し、漁村地域が被害を受け水産物の供給が停止し、農業水利施設の被害や塩害により、農業生産が困難となる。また、緊急輸送道路等の被災により、県内外からの食料の供給が停滞する
- ・ 南海トラフ地震の強い揺れや液状化により、県下の至る所で農・工業用水道の配管が破損し、長期にわたり農・工業用水が供給停止となる

### 推進方針(概要)

#### 5-1) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持

#### 5-2) コンビナート・重要な産業施設の損壊等

#### 5-3) 金融サービス・郵便等の機能停止

- BCPの取組等を促進
  - ・ 町内企業のBCP策定を促進
  - ・ 情報共有、データ・重要文書の保全対策の促進
- ライフライン事業者等との連携強化
  - ・ ライフライン事業者と連携した総合防災訓練等の実施
- 被災企業等に対する支援対策
  - ・ 大規模災害時における資金安定供給を図るためには、官民連携による、資金供給対策の構築
- 各ライフライン事業者における対策
  - ・ 電力会社による発電、送電設備等の耐震化及び津波対策の推進
  - ・ ガス事業者におけるガス工作物等の耐震化等の促進
  - ・ 中核SSの維持・機能強化を促進

#### 5-4) 食料等の安定供給の停滞

#### 5-5) 農・工業用水の供給途絶

- 農林水産業生産基盤等の災害対応力強化
  - ・ 国営総合農地防災事業の整備を推進
- 物流インフラの強化
  - ・ 四国横断自動車道及び地域高規格道路
  - ・ 緊急輸送道路の橋梁耐震化
  - ・ 緊急輸送道路の斜面对策整備促進
  - ・ 河川堤防等の地震対策の推進
- 農・工業用水の耐震化等
  - ・ 優先度が高い上水管路の整備
  - ・ 継続した用水施設等の耐震化・老朽化対策
- BCPの策定・見直しの促進
  - ・ 農業協同組合など関係団体が進めるBCPの策定・見直しを促進
- 食糧や水等の備蓄の推進
  - ・ 「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方法」に基づき、各自治体それぞれの役割に応じた公的備蓄を推進



## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

5-2) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

5-3) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

<要点>

県内企業のBCP策定の取組を促進する。各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。また、物流ルートの耐災害性を高める。

### BCPの取組等を促進

- 県内大学や商工団体等と連携した講習会の開催や県が実施する認証制度を通じ、町内企業における事業継続計画（BCP）の策定を促進する。また、製造業と物流事業者間などサプライチェーンを構成する企業間における取組も促進を図る。



BCP認定証交付式

町内企業のBCP策定 策定事業所の把握（R4）→ 全事業所策定（R7）

- 企業のBCP策定を支援し、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る。

### ライフライン事業者等との連携強化

- 「徳島県危機管理総合調整会議」に参画することにより、ライフライン事業者との連携強化を進める。
- 石油商業組合と情報交換等、連携を密にし、発災時の緊急通行車両等への燃料供給が円滑に行われるよう、体制を整備する。

### 各ライフライン事業者における対策

- 電力会社においては、発電及び送電設備等の耐震化や津波対策等を推進する。また、自衛隊との「災害時の相互協力に向けた協定」に基づき、早期復旧体制を構築する。
- ガス事業者においては、ガス工作物や施設の耐震化を推進するとともに、ブロック化による供給停止エリアの極小化を推進する。

### 金融機関の建物等の耐災害性の向上、BCP策定等の促進

- 県内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCP策定・実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組を促進する。

#### 被災企業等に対する支援対策

- 被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」について、周知を行っているところであるが、今後も引き続き、発災時の被災企業への支援が円滑に行われるよう、制度の周知を行っている。
- 大規模災害時における資金安定供給を図るためには、官民連携による「大規模災害時資金安定供給協議会」を中心に、災害時の相談に Web 上で 24 時間対応する「AI 資金コンシェルジュ」を実装し、関係機関が連携した資金供給体制を構築する必要がある。

#### 5 - 4) 食料等の安定供給の停滞

#### 5 - 5) 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

##### <要点>

国営総合農地防災事業の促進等により、農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化し、また、農業協同組合など関係団体の B C P の策定・見直しを促進する。さらに、農地の津波被害を軽減するため、海岸・河川堤防を整備する。

#### 農林水産業生産基盤等の災害対応力強化

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業施設や基幹的水利施設等の整備・耐震化など農山漁村における防災対策を推進する。



#### 各種 B C P の策定・見直しの促進

- 被災後の農地の速やかな復旧と営農再開に向け策定した農業版 B C P の実効性の向上を図る。
- 大規模災害後も安定した食料等の供給を行うため、農業協同組合・漁業協同組合など関係団体が進める B C P の策定や必要に応じた見直しを促進する。
- 大規模災害時に速やかに復旧するため「企業局 B C P」の充実・強化を図る。

#### 物流インフラの強化と農地の被害の軽減

- 物流インフラの災害対応能力の強化に向けて、高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備体制の構築に努めるとともに、緊急輸送道路等の耐震化を支援する。さらに、農地の被害を軽減するため、地すべり対策などの地震対策を推進する。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁修繕を実施 (H 2 6 ~) 267 橋 再掲  
町道谷線改良 完了 (R 2) 再掲  
中津本名線ほか (大埜地工区) 道路拡幅事業 (R 3 ~ R 7) 再掲  
野間殿川内線ほか法面・落石対策事業 (R 4 ~ R 8) 再掲

#### 農・工業用水の耐震化等

- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震化改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。
- 大規模災害時においても給水を継続し、企業のBCPを支援するため、上水道の耐震化を進めるとともに、優先度評価に基づく管路更新に努める。また、被災時に早期復旧が図られるよう、緊急給水設備の整備、応急復旧体制の構築や復旧資材の備蓄等のバックアップ対策を推進する。
- 大規模災害時においても利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、事前の予防的対策を推進する。

#### 食料や水等の備蓄の推進

- 「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、また大雪等により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、町民による家庭や地域での備蓄を促進し、市町村・県はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。

地域防災計画に定める備蓄目標の達成 必要に応じて実施

町内防災倉庫 3棟(R1) → 10棟(R6) 再掲

段ボールベッド、簡易トイレなど備蓄品の充実 再掲

町民体育館(神山中学校体育館)避難所機能強化 再掲

#### 物資調達・供給体制の構築

- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。
- 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、効率的な集配業務に役立つ屋根スペースの確保をはじめ、町有地における物資の集積拠点機能を強化する。

防災倉庫の収容機能の強化 必要に応じて実施 再掲

#### 救援物資等の受援体制の整備

- 他都道府県や、社会福祉6団体間との相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、発電所等が被害を受け、電力供給が停止し、石油・LPガスのタンクも甚大な被害を受け、供給能力を喪失する。
- ・ 上水道等が破断し、さらに、津波浸水被害により機能停止し、上水道等が長期に渡り供給停止する。
- ・ 終末処理場が地震・津波被害により長期機能停止に陥り、下水管等も被害を受け、旧吉野川流域下水道が長期の機能不全に陥る。
- ・ 四国に架かる橋や高速道路、空港施設、港湾施設が被害を受け、交通ネットワークが分断し、生活や経済活動に支障が出る。
- ・ 南海トラフ地震や集中豪雨に伴い発生した深層崩壊などにより、堤防や砂防ダムが決壊し甚大な被害が発生した。

### 推進方針(概要)

#### 6-1) 電力供給や石油・LPガスサプライチェーン機能の停止

#### 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

##### ○電力等供給体制の整備

- ・ 防災拠点施設等において非常用電源等の整備
- ・ 自立・分散型の電力供給システムの導入を促進
- ・ エコカーを活用した給電に関する啓発



##### ○汚水処理施設等の耐震化等

- ・ 単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進



##### ○普及啓発活動の促進

- ・ 再利用水や井戸水の活用について、その有効性の啓発に努める。

##### ○水道施設等の耐震化

- ・ 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備を推進

#### 6-4) 陸・海・空の交通インフラがの長期間にわたる機能停止

#### 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

##### ○緊急輸送道路等の整備

- ・ 緊急輸送道路等の交通施設の整備・耐震化を推進
- ・ 緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進



##### ○交通ネットワークの早期復旧に向けた対策

- ・ 既設ヘリポート等を使用した実施訓練等の計画



##### ○ミッシングリンクの早期解消

- ・ 四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備を促進



##### ○空港機能の早期復旧体制の整備

- ・ 空港関係機関の情報共有体制を構築

##### ○公共交通機関等の状況把握、復旧体制の整備

- ・ 公共交通機関等と支援協定の締結を推進

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

- 6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
- 6-2) 上水道等の長期間にわたる機能停止
- 6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### <要点>

自然エネルギーによる電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入促進、水道施設の耐震化や水道未普及地の整備推進や下水管渠の耐震化、下水処理場における津波対策の推進により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

### 電力等供給体制の整備

- 災害時に大規模な停電が発生した場合に、迅速な復旧ができるように電力会社と協定を締結する。ただし、大規模災害時には対応できる範囲に限界があると想定され、事業者の復旧対応完了までのベース電源確保等の方法を検討する。
- 防災拠点施設等において非常用電源等の設備を図り、電源喪失時の電力供給体制の強化に努める。
- 太陽光や風力といったエネルギー源が地域に存在し、枯渇することがない自然エネルギーの「災害に強い」という特性を活かして、自立・分散型の電力供給システムの導入を促進する。
- 「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」に基づき、温室効果ガス排出削減や分散型エネルギーによる災害対策、地域の活性化等を目的として、「自然エネルギー」の導入を促進する。  
自然エネルギーによる電力自給率（県）27.9%（H30）→ 30.5%（R4）再掲  
木質バイオマスエネルギーの活用 促進（R2～）再掲  
地域熱供給事業 推進（R2～）再掲
- 地域防災力の向上を目指し、災害時の切り札となる自然エネルギーを活用した「自立分散型電源」導入支援制度の創設を検討する。
- 地球温暖化対策や平時における電力の地産地消の推進、さらには災害時の非常電源として活用が期待できる水力発電の普及を図るため、溪流に設置可能なピコ水力発電機の実証実験や、先導的モデルとなる小水力発電所の整備に取り組む。

### 避難所等の電力確保

- 次世代エコカー（EV、FCV、PHV等）の優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、広く県民の理解を深め、普及拡大に繋げるため、積極的な取

組みの推進を図る。

- 災害時の非常用電源を確保するため、非常用自家発電設備の整備を促進する。

#### 水道施設の耐震化等

- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備を促進するとともに、災害時の応急給水や復旧活動のための計画策定を推進しているところであるが、さらに地下水や再生水など多様な水源利用の検討を進める。
- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震化改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。
- 大規模災害時においても利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する。

#### 污水处理施設の耐震化

- 循環型社会形成推進交付金を活用し、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。また、浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。  
    神山町污水处理構想 策定（H27）  
    浄化槽普及率 43.4%（H30）→ 74.3%（R6） 再掲
- 「徳島県災害時快適トイレ計画」に基づき、災害用トイレ、簡易トイレの整備を推進、避難所等におけるトイレ環境の改善を図る。簡易トイレは町内7施設、マンホールトイレが道の駅に5基設置済み。

#### 水利用等に対する普及啓発活動の促進

- 再利用水（中間水）や井戸水の活用の促進については、「とくしま-0（ゼロ）作戦」防災出前講座やその他の防災講座やイベント等を活用して、さらにその有効性の啓発に努める。

#### 被害想定をもとにした防災・減災対策の促進

- 「液状化」については、公表されている被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策をさらに加速させる。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定についても町HPやパンフレット等による啓発に努める。
- 神山町災害廃棄物処理計画を策定し、災害時でもスムーズな廃棄物の処分が執行できるようにする。今後は必要に応じて計画の見直し、更新を実施していく。

6-4) 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

<要点>

陸・海・空の輸送ルートを実際に確保するため、土砂災害対策を推進するとともに、緊急輸送道路等の耐震化・無電柱化や高規格道路のミッシングリンクの早期解消、海岸・河川堤防等の整備、海上輸送拠点となる港湾施設の耐震化を推進し、関係機関が情報共有体制を構築することで陸・海・空の交通ネットワークの早期復旧を実現する。

#### 緊急輸送道路等の整備

- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化・無電柱化を推進するとともに、複数のルートを確保するため緊急輸送道路補完の道路整備を推進する。



- 主要地方道石井神山線、神山鮎喰線、鴨島神山線、神山川島線の整備を支援する。
- 国道・県道との連携や機能分担、町内間の連携強化等に配慮し、将来の財政負担を踏まえ、総合的な道路整備方針により、町道の整備を計画的・効率的に進めるとともに、橋梁の長寿命計画にのっとり橋梁の修繕計画を推進する。また、地域と連携しながら道路の維持管理に努める。
  - 橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁修繕を実施 (H26~) 267橋 再掲
  - 町道谷線改良 完了 (R2) 再掲
  - 中津本名線ほか (大埜地工区) 道路拡幅事業 (R3~R7) 再掲
- 道路法面の崩落防止等に取り組む。
  - 野間殿川内線ほか法面・落石対策事業 (R4~R8) 再掲
- 農林業の振興、農山漁村集落環境の向上による防災・減災対策の推進のため、農林道の整備を

進める。

神山町地域林計計画「基幹路線の整備計画」に掲載されている林道の整備 再掲

林道開設 奥屋敷線（H30～R9）

林道改良 殿宮線（R3～R5）

#### ミッシングリンクの早期解消

- 高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備への協力体制構築に努める。



#### 輸送ルートを確認する土砂災害対策

- 輸送ルートを確認し確保するため、土砂災害対策を推進する。

地域防災計画に定める避難道路の維持管理の推進 再掲

野間殿川内線ほか法面・落石対策事業（R4～R8） 再掲

#### 交通ネットワークの早期復旧を可能とするための対策

- 災害時に、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるように防災訓練等において、既設のヘリポート等を使用した実施訓練を計画する。

#### 空港機能の早期復旧体制の整備

- 空港機能について、発災後、早期復旧できるよう関係機関の情報共有体制の構築に努める。

#### 公共交通機関等の状況把握、復旧体制の整備

- 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、各種団体との支援協定の締結を推進し、情報収集・共有体制を整えるなど連携体制を整備する。

#### 早期復旧に向けた取組の推進

- 発災時の迅速な救助・救出やライフラインの早期復旧に向けて、通行可能ルートを把握することのできる「災害時情報共有システム」と防災関係機関が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める。
- 発災後、迅速な道路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う。
- 「液化化」については、県が公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を促進する。

#### 効果的な広域連携体制の構築

- 南海フェリー・オーシャン東急フェリー・徳島県トラック協会など、主な公共交通機関等との支援協定および、状況に応じて各種団体との支援協定の締結を推進し、連携体制を確保する。

- 警察が収集する交通情報を補完する官民の自動車プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、関係機関との合同訓練の実施、信号機電源付加装置の整備を促進する。

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、市街地の各所で火災が発生し、また、津波により漁船等から漏れた燃料に引火した火や漂流物が町を襲い、大規模な火災が発生する
- ・ 沿線や沿道の建物等が倒壊し、避難路が塞がれ避難の支障となり、道路に車が放置され交通麻痺が発生する
- ・ ダムに大量の土砂や流木が流入し、洪水調整機能が低下、また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、その後の豪雨等により決壊し、土石流等による被害が広範囲に拡大する。さらに、ため池に関し、豪雨等による堤体破壊、また直下型地震などによる決壊が生じることにより、下流に多くの被害が発生する。
- ・ 工場や事業場の有害物質が津波により流出し、健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生する
- ・ 山間部の農地や山林が大規模崩壊等により荒廃、その後の降雨等により表土が流出し新たな山腹崩壊を引き起こし、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する

### 推進方針(概要)

#### 7-1) 市街地での大規模火災

#### 7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による被害及び交通麻痺

#### 7-3) ため池、防災インフラ、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

##### ○警察・消防等の充実強化等

- ・ 体制・装備資機材や訓練環境等の充実強化
- ・ 消防団、自主防災組織の充実強化による初期消火力の向上



- ・ 関係機関と連携した実践的な訓練を実施



##### ○空中消火体制の整備

- ・ 市街地での大規模火災に備えた空中消火の体制整備



##### ○建物等の倒壊防止対策

- ・ 老朽危険空き家等の除去を行い、避難路やオープンスペースの確保

##### ○土砂災害対策の推進

- ・ 土砂災害警戒区域を中心に治山、砂防事業、地すべり防止事業等を推進

##### ○ため池対策の推進

- ・ 全ての農業用ため池について、データベースを整備周知

#### 7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

##### ○森林の適正管理と保全の推進

- ・ 間伐促進及び治山・地すべり防止事業を推進
- ・ 森林経営計画による計画的な森林整備の促進
- ・ 森林の公的取得、保安林等の指定拡大を推進



##### ○町産材の利用促進等

- ・ 公共建築物、民間住宅への町産材利用推進
- ・ 木質バイオマス事業の推進

##### ○農地・農業水利施設等の保全

- ・ 多面的機能の維持・発揮のための保全活動実施



## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

- 7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
- 7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
- 7-3) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

### <要点>

1-1)、1-2)による火災対策や建築物等の倒壊対策、1-3)、1-4)、1-5)による水害、土砂災害対策に加え、ダム管理施設の改良促進や空中消火の体制整備や有害物質の拡散防止対策、漂流物防止対策等を実施するとともに、関係防災機関が連携して防災訓練に取り組む。

### 防火・消火体制の整備

- 本町の消防団員条例定数350人に対し、実員は344人（令和2年2月1日現在）となっている。消防力の維持・向上のため各分団にて勧誘、広報活動に取り組み、団員確保に努める。

消防団員数344人（R1）→ 350人（R6） 再掲

- 消防資機材、防災備蓄品や資機材の整備を推進、老朽化している消防小型ポンプ、ポンプ積載車の更新を行う。また、徳島県と市町村で構成する「災害時相互応援連絡協議会」が示した「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」（平成26年3月）、神山町地域防災計画に基づき、災害用備蓄品・資機材等の整備に努めるとともに、更新が必要な物資については備蓄計画と策定するなどし適正管理に努める。

消防団設備整備費補助金事業 必要に応じて実施 再掲

第6次地震防災緊急事業五箇年計画 改訂（R3）→ 実施（R7） 再掲

備蓄計画策定の検討（R2） 再掲

- 自主防災組織や消防団を中心とした地域防災のリーダーとなる人材を育成する。また、防災教育を推進し、若年層からの防災意識の向上を図る。

- 現状では、自主防災組織や消防団等にリーダーとなりうる人材が若干名であり、高齢化が進んでいる。ただ、防災教育については小中学校において積極的に行われており、確実に防災意識の高い子ども達が育ってきている。今後は、地域防災のリーダー（防災士等）の育成に努める事が重要であり、引き続き防災教育の推進に努める。

- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進する。

- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。

- 災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、警察、消防機能の低下を回避する取組を進める。また、消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る。

#### 警察・消防等の充実強化と連携した訓練の実施等

- 自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、応急対応能力の向上等を図るため、地震等の災害に即した実践的な実動訓練、災害対策本部設置訓練（図上訓練）及び総合防災訓練等を実施する。
- 官民の自動車プローブ情報を活用し、渋滞情報を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、関係機関との連携強化、信号機電源付加装置の整備等を推進する。

#### 空中消火体制の整備

- 大規模火災に備え、徳島県消防防災ヘリとの連携を強化し、円滑な空中消火体制を構築する。また、既設ヘリポートの機能を向上させるための対策に努める。

喜来ヘリポート消火栓設置工事 竣工（R2） 再掲



#### 住宅・建築物等の耐震化や防火用設備の整備

- 住宅・建築物等の耐震化は、目標の達成に向けて、啓発活動や人材育成に努めるとともに、県及び市町村で実施している支援の充実を図る。また、耐震シェルターの設置見学など、事例紹介を活用し、耐震化の更なる促進を図る。

木造住宅等の耐震化率（県）

耐震化支援策の実施（H30）→ 100%（R6）

住宅・建築物安全ストック形成事業（R4～） 再掲



#### 建築物の倒壊等防止対策

- 中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の「表面のずれ」による家屋などの倒壊を防止するため、土地利用適正化を推進する。

- 危険性の高い避難路における防災機能向上を図るため、各種補助事業等を活用したブロック塀等の撤去、改築等に向けた整備に努める。

住宅・建築物安全ストック形成事業（R4～） 再掲

- 町内の空き家等の状況、実態を調査し、空き家の数、規模等情報の集約、整理を行う。

- 老朽危険空き家等の除去を行い、避難路やオープンスペースの確保に努める。

- 空き家等の適正管理や利活用の様々な施策を早期に実現するため、空家等対策計画の策定に努める。

空き家対策計画策定の検討（R2） 再掲

#### 土砂災害対策の推進

- 深層崩壊をはじめとする大規模土砂災害により生じる、天然ダム等の損壊に備えた防災対策を国、県と連携し着実に推進する。
- 大規模土砂災害の被害を最小限に抑えるため国、県と連携し、土砂災害警戒区域を中心に治山、砂防事業、地すべり防止事業等を推進し、特に災害時要援護者関連施設、避難路、避難施設に対する安全を確保する。
- 「土砂災害防止法」による土砂災害警戒区域等の指定や、これに先立つ基礎調査結果の公表により、住民へ土砂災害の危険性を迅速に周知するとともに、土砂災害ハザードマップを作成し、危険箇所の周知を図るとともに警戒避難体制の整備等に取り組む。

更新、全戸配布（R1）→ 必要に応じて見直し、更新 再掲

#### ため池対策の推進

- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

ため池ハザードマップ 作成・配布（H31）必要に応じてその都度見直し、更新 再掲  
ため池に関するデータベース 整備・周知（R2） 再掲

#### 7-4) 農地・森林等の被害による県土の荒廃

##### <要点>

森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、県産材の利用促進、また、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

#### 森林の適正管理と保全の推進

- 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備、治山・地すべり防止事業を推進する。また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。

### 森林経営計画認定面積

2, 568. 98 ha (H30) → 2, 600. 00 ha (R4) 再掲  
森林境界明確化面積実施率 17. 22% (H30) → 21% (R4) 再掲  
間伐等森林整備面積 51, 11 ha (H30) → 70 ha (R4) 再掲



- 森林を適正に管理・保全するため、県をはじめとした公的機関による「保安林」や「とくしま県版保安林」の指定拡大等による森林の「公的管理」を推進する。

保安林指定面積（民有林）（県）（累計） 98, 098 ha (H30) →  
98, 900 ha (R4)

「とくしま県版保安林」指定面積（県）（累計） 333 ha (H30) → 600 ha (R4)

- 管理不十分な森林が拡大し、森林が有する重要な水資源及び県土の保全機能の低下が懸念されることから、平成26年4月に施行した「徳島県豊かな森林を守る条例」、平成31年4月に施行された「森林環境譲与税」を財源とした「新たな森林管理制度」に基づき、森林の適正な管理・保全を促すとともに、公有林化や間伐等の森林整備を推進し、森林の荒廃を防ぐ必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

- 集落、営農の維持を図り、地域の活性化に向けて、中山間地域等直接支払制度を活用する。

- 主伐期まで充実してきた森林資源の活用、森林の更新のため、県の事業（主伐施業等支援事業等）を活用しながら、主伐推進を図る。

### 町産材の利用促進等

- 町産材の生産・消費量を増加させることにより、森林の間伐や更新を促進する。

町産材の生産量 10, 434 m<sup>3</sup> (H30) → 12, 000 m<sup>3</sup> (R4) 再掲



- 町産材から製造された木質ペレット等による、木質バイオマス事業を推進する。

### 農地・農業水利施設等の保全

- 農業の有する多面的機能の発揮を促進させるため、地域コミュニティによる、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組を推進する。



- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図る。
- 農林水産物等の被害防止に向け、有害鳥獣捕獲者に対して補助を行う。
- 鳥獣被害防止計画の目標達成のため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、鳥獣被害防止総合支援事業を推進する。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、家屋倒壊や津波による災害廃棄物(津波堆積物)が大量に発生し、広域処理の調整ができず、廃棄物処理が長期化し、復旧・復興が遅れる。
- ・ 治安の悪化や長期の避難生活により、地域コミュニティが崩壊し、復興まちづくりなどの復興作業が大幅に遅れる。
- ・ 沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受け、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、復旧・復興が大幅に遅れる。
- ・ 広域地盤沈下や地震による液状化により地盤が低下したところへ津波が来襲することで広域が水没し、海拔0mとなった地域は長期にわたり水没する。
- ・ 南海トラフ地震・津波により、沿岸域を中心に地域社会の結びつきを維持し、また、地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が失われることにより、祭り行事等の停止などから、地域コミュニティの復興に支障が生じる。
- ・ 基幹インフラが損壊するが、被災範囲が広大なことから、復旧資材・重機・技術者が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まず、物流等が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる。
- ・ 応急仮設住宅等の建設候補地が公有地だけでは不足する等の原因での建設が遅れ、復興まちづくりが大幅に遅れる。
- ・ 企業において業務継続計画の策定などによる事前の備えを怠っていたため、事業の停滞期間が長引き、地域経済の復興が大幅に遅れる。

### 推進方針(概要)

#### 8-1) 大量の災害廃棄物処理の停滞

#### 8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生

#### 8-4) 貴重な文化財や環境的資産の損失

#### 8-5) 基幹インフラの損壊

##### ○ミッシングリンクの早期解消

- ・ 四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備促進



##### ○公共土木施設の老朽化対策

- ・ 公共土木施設等の長寿命化対策を推進
- ・ タイムラインの作成

##### ○文化財の保護

- ・ 文化財の耐震化の意識向上

##### ○緊急輸送道路等の整備推進

- ・ 緊急輸送道路等の橋梁耐震化



#### 8-2) 地域コミュニティの崩壊、復旧・復興を担う人材等の不足、復興に向けたビジョンの欠如

#### 8-7) 業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

##### ○建設産業の担い手の確保・育成支援

- ・ 建設業BCP実行力向上研修を実施

##### ○警察、消防等の体制・資機材等の充実強化

- ・ 警察、消防等の体制・装備資機材等の充実強化
- ・ 訓練施設、体制の更なる充実強化

##### ○自主防災組織等の充実強化

- ・ 自主防災組織の活動活性化支援
- ・ 消防団の強化、防災リーダーの育成
- ・ 防災訓練等による災害に強い地域コミュニティの構築

##### ○各BCPの策定と体制の向上

- ・ 各団体のBCPの策定を支援

##### ○技術職員OB等による支援体制の構築

- ・ 防災エキスパート、砂防ボランティアを活用し防災対策を推進

##### ○復興を支える人材の養成

- ・ 「復興イメージトレーニング」等の実施
- ・ 事前復興の取組みの推進

#### 8-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まない

##### ○応急仮設住宅用地の確保推進

- ・ 発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるように、事前の用地確保を推進

##### ○地籍調査の推進

- ・ 被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、地籍調査を促進

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

- 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-2) 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
- 8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
- 8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
- 8-5) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### <要点>

ミッシングリンクの早期解消や四国新幹線の整備を促進するとともに、公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し基幹インフラの損壊等の防止を図る。また、地籍調査を促進する。さらに、長期浸水に備え、海岸堤防等の耐震化を推進する。

### 災害廃棄物等の処理

- 大規模災害発生後、迅速な対応が執れるように事前復興計画の策定について検討する。

#### 事前復興計画策定の検討（R2）

- 徳島県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせて、仮置場の候補地の選定を促進。



- 災害時には、災害ごみや大量のがれきが発生するため、事前にスムーズながれきの搬入が可能となるように産業廃棄物処理業者や解体業者との協定締結を進める。

- スムーズな廃棄物の処理が執行できるよう神山町災害廃棄物処理計画を必要に応じて見直し、改定を実施していく。

#### 災害廃棄物処理計画 策定（H29） 必要に応じてその都度見直し、改訂 再掲

### 自主防災組織等の組織体制の充実

- 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織と町、関係機関が連携を図りながら避難訓練等を実施する。
- 自主防災組織や消防団等を中心とした地域防災のリーダーとなる人物を育成する。また、防災教育を推進し、若年層からの防災意識の向上を図る。
- 現状では、自主防災組織や消防団等にリーダーとなりうる人材が若干名であり、高齢化が進んでいる。ただ、防災教育については小中学校において積極的に行われており、確実に防災意識の高い子ども達が育ってきている。今後は、地域防災のリーダー（防災士等）の育成に努める事

が重要であり、引き続き防災教育の推進に努める。

- 自主防災組織、福祉避難所、教育施設と連携し、各避難所等の状況に応じた避難所運営マニュアルを策定する。

避難所運営マニュアル 策定（R1） 必要に応じてその都度見直し、改訂 再掲

#### 早期の復旧・復興に向けた備え

- 応急期における早期の仮設住宅の整備に向け、応急仮設住宅の予定地の確保に努める。
- 大規模災害発生時に迅速に復興できるように事前復興計画の策定について検討する。
- 関係機関と連携を図り、ボランティアの受け入れ・派遣を円滑に行うため、ボランティアセンターの更なる運営体制の整備に取り組む。
- 災害時ボランティア等の受け入れを円滑に行うため受援計画の策定について検討する。
- 被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、国土調査法に基づく地籍調査の促進を図る。
- 緊急避難場所や防災活動拠点となる防災公園を整備に努め、各医療機関及び避難所等に対する救助・救援、物資輸送体制の充実を図る。

#### 公共土木施設等の老朽化対策の促進

- 本町の道路、河川、砂防など社会資本の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための、公共土木施設等の長寿命化対策を推進する。

劣化状況調査による施設管理方針に基づいた維持管理の実施（R3）

- 近年多発している豪雨災害に備え、徳島県が定める「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、安全な避難体制の確立やタイムラインの作成に取り組む。

タイムライン策定の検討（R2） 再掲

#### 訓練の実施等による実効性の向上

- 県内市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高める。
- 排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上を図る。



### 貴重な文化財の保護

- 「文化財災害対応マニュアル」（徳島県）により、所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る。
- 文化財の喪失を防ぐためには、平時から町民の文化財保護意識を醸成する。
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を推進する。
- 博物館（博物館相当施設、博物館類似施設を含む）における展示方法・収蔵方法を点検・改善し、来館者や展示・収蔵資料の被害を最小限にとどめることが必要である。また、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整え、展示・収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく。
- 関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができる体制を整える。
- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく。

### ミッシングリンクの早期解消等

- 高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化のため、四国横断自動車道及び地域高規格道路阿南安芸自動車道の整備の協力体制構築に努める。

### 四国新幹線の整備推進

- 「山陽新幹線のリダンダンシーの確保」や「多重型国土軸の形成」として、「四国新幹線」の整備への協力体制構築に努める。

四国新幹線実現に向けた取組を推進 シンポジウム参加等（R1）→ 継続して推進



### 緊急輸送道路等の整備推進

- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化・無電柱化を

推進するとともに、複数のルートを確保するため緊急輸送道路補完の道路整備を推進する。

- 主要地方道石井神山線、神山鮎喰線、鴨島神山線、神山川島線の整備を支援する。
- 国道・県道との連携や機能分担、町内間の連携強化等に配慮し、将来の財政負担を踏まえ、総合的な道路整備方針により、町道の整備を計画的・効率的に進めるとともに、橋梁の長寿命計画にのっとり橋梁の修繕計画を推進する。また、地域と連携しながら道路の維持管理に努める。

- 道路法面の崩落防止等に取り組む。

野間殿川内線ほか法面・落石対策事業（R4～R8） 再掲

- 農林業の振興、農山漁村集落環境の向上による防災・減災対策の推進のため、農林道の整備を進める。

神山町地域林計計画「基幹路線の整備計画」に掲載されている林道の整備 再掲

林道開設 奥屋敷線（H30～R9）

林道改良 殿宮線（R3～R5）

8-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

<要点>

被災後に早期かつ的確に復興が行われるよう、復興に関する体制や手順の検討を実施する。また、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

#### 地籍調査の推進

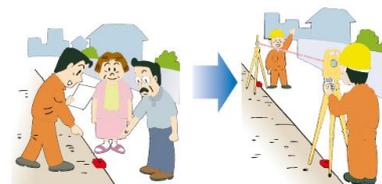
- 被災後の迅速な復旧・復興が可能となるよう、国土調査法に基づく地籍調査の促進を図る。

神山町国土調査事業十箇年計画 策定（H30）

→ 調査実施（R4） 齒ノ辻地区・下地地区・

北馬喰草地区の各一部、地野地区、南地野地区、

京地地区



#### 被災した宅地・建物の調査を行える人材の確保

- 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、県の実施する研修に積極的に参加し、専門人材を養成する必要がある。

住家被害認定調査職員登録者数（県） 275人（H30）→400人以上（R4）

被災建築物応急危険度判定士の確保人数（県） 586人（H30）→740人（R4）

被災宅地危険度判定士の確保人数（県） 610人（H30）→毎年610人以上

#### 応急仮設住宅用地の確保

- 応急期における早期の仮設住宅の整備に向け、応急仮設住宅の予定地の確保に努める。

- 防災関係機関が被災状況等を同一のGIS上で情報共有できる災害時情報共有システムを活用し、大規模災害発生時における空地の利用について平時から情報共有を図る。

#### 事前復興計画の策定促進

- 震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを推進する。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、高台移転・集団移転の事前計画策定、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を促進。

#### 8-7) 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

##### <要点>

建設業BCPの策定・見直しを促進するとともに、建設業界団体と行政が連携して、建設産業の担い手確保・育成に取り組む。また、県技術職員OBによる支援体制を構築する。

自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。加えて、警察・消防等の体制・資機材等の充実強化を図る。

大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、BCPの策定を推進するとともに、策定されたBCPの実効性向上を図る。

#### 地場産業を構成する事業者等のBCP策定の促進

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく。また、復興ビジョンに定めた強靱な地域像の実現に向け、平時から戦略的に整備を進めていく。

#### 建設産業の担い手確保・育成

- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。
- 地元建設業者等との災害時応援協定の締結を図る。

### 大規模災害発生時における支援協定の締結団体との連携強化

- 「大規模災害発生時における支援協定」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対策連携訓練を実施し、道路啓開等の能力向上や支援体制の強化を図る。
- 大規模災害時においては、県内外自治体との相互応援協定の締結により、被災を受けていない自治体から支援を受けられる体制を整えられる。本町が他市町村と結んでいる主な災害時相互応援協定は以下のとおりで、カウンターパート等、更なる広域連携の強化が必要となる。

### 町及び県術職員OB等による支援体制の構築や道路啓開等の効率化

- 町及び県術職員OBからなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等を活用し、防災対策の推進を図る。
- 道路啓開等に当たっては、国等との情報共有を図り、道路啓開計画の実効性向上に向け、訓練等を積み重ねる必要がある。



### 自主防災組織等の充実強化

- 自主防災組織についての、組織率の向上及び活動の活性化について支援を行う。  
また、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図る。  
さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る。



### 警察関係施設等の機能強化

- 警察・消防機能の大幅な低下を回避するため、施設等の整備を進めるとともに、警察や消防の被災時においても円滑な活動が図れるような後方支援について平時より検討しておく。

### 警察、消防等の体制・資機材等の充実強化

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、警察、消防機能の低下を回避する取組を進める。



### 被災者生活再建支援制度の充実

- 被災者生活再建支援制度については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化など制度の充実について国に要望するとともに、被災者が早期に生活再建できるよう「住家の被害認定」や

「被災者生活再建支援制度」の研修を強化し、職員の能力の向上を図る。

各BCPの策定と体制の向上

- 各団体のBCP策定を支援し、実効性の検証・改善を行い防災体制の向上を図る

復興を支える人材の育成

- 被災地からの人口流出を防ぐための速やかな復興には、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりトレーニングの実施や「事前復興」等をテーマとした動画の制作・配信による県民意識の醸成など、平時から復興を見据えた検討や復興への考え方を浸透させる。

## ●横断的分野の推進方針

### リスクコミュニケーション分野

- 地域防災力向上を図るため、自主防災組織と町、関係機関等による連携体制の構築を図り、神山町全体での防災訓練の実施を検討する。
- 避難行動要支援者名簿の更新と、避難行動要支援者の個別計画策定に取り組む。
- 自主防災組織、福祉避難所、教育施設と連携し、各避難所等の状況に応じた避難所運営マニュアル、福祉避難所運営マニュアルを策定する。
- 策定した避難所運営マニュアルをもとに、避難所開所訓練、運営訓練を実施する。避難所運営マニュアルを策定する必要がある、策定後に行う訓練実施後には反省会等を実施したうえでマニュアルの修正等を行い、より確実な避難所開設、運営が行える体制構築を目指す。
- 徳島県や建築士会（応急危険度判定士）等との連携強化に取り組むとともに、職員等の応急危険度判定士資格の取得を推進する。また、危険性の高い避難路における防災機能の向上を図るため、各種補助事業を活用したブロック塀等の撤去、改築等に向けた取組に努める。
- 地域住民の防災意識及び、地域防災力の向上を図るため、地区防災計画の策定を推進する。地区毎に想定される災害等が異なるため、地区と、町が協議・連携しながら全地区計画策定を目指す。
- 県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する。
- リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで、構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する。

### 人材育成分野

- 自主防災組織や消防団等を中心とした地域防災のリーダーとなる人材を育成する。また、防災教育を推進し、若年層からの防災意識の向上を図る。
- 現状では、自主防災組織や消防団等にリーダーとなりうる人材が若干名であり、高齢化が進んでいる。ただ、防災教育については小中学校において積極的に行われており、確実に防災意識の高い子ども達が育ってきている。今後は、地域防災のリーダー（防災士等）の育成に努めるこ

とが重要であり、引き続き、防災教育の推進に努める。

- 災害から児童生徒の安全確保を図るため、防災教育に係る指導力を高め、地域と連携した防災訓練等を実施する「防災士の資格を持つ教員」の養成も必要である。



- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりを推進する。

- 多様な人材の確保による消防団活動の裾野を広げるため、学生、女性及び消防団の加入を促進する。

「全国女性消防団員活性化徳島大会」 開催・参加（R4） 再掲

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する。また、DMAT等の災害医療に携わる人材養成及び体制整備に協力する。

- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。

- 災害発生時、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、町職員に対する実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う。

災害マネジメント総括支援員の登録者数（県） -（H30）→100人（R4）

- 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、町職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成する。

住家被害認定調査職員登録者数（県）275人（H30）→400人以上（R4） 再掲  
被災建築物応急危険度判定士の確保人数（県）

586人（H30）→740人（R4） 再掲

被災宅地危険度判定士の確保人数（県）610人（H30）→毎年610人以上 再掲

- 集中豪雨や局所的な大雨での土砂災害による被害から生命・財産を守るために必要な地すべ

り防止施設・治山施設等を整備するとともに、危険箇所の調査点検を推進するための人材を確保する。

#### 官民連携分野

- 町民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び災害時要援護者をはじめとする、あらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する。

総合防災訓練、図上訓練の実施（県）毎年度実施

ライフライン事業者参加の総合防災訓練の実施（県）毎年度実施

石油コンビナート等事業者との総合防災訓練の実施（県）毎年度実施

徳島県危機管理総合調整会議の開催（県）毎年度開催

「徳島県地域継続推進協議会」の開催（県）2回（H30）→ 開催（R4）

水道事業者「広域連携セミナー」の開催（県）毎年度開催

支援組織間のネットワーク会議等開催（県）毎年度開催

- 災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、地方公共団体、ボランティア、NPO、これらの活動をコーディネートする中間支援組織など様々な主体の「連携・協働」が必要。同時に、地域特性に応じた支援を実施するため、社会福祉協議会、自治会、地域NPO が連携した受入体制の整備をする推進。更に、災害対策本部において、官民連携を確実なものとする体制を検討。

「消防団応援の店」の登録店数（県）109店（H30）→ 300店（R4）

大規模災害時資金安定供給連携協議会の開催（県）毎年度開催

災害リーダー薬局の認定数（県）6薬局（H30）→ 20薬局（R1）

「災害時おくすり供給車両」の導入（県）導入（R1）

- 民間事業者が設置する自然エネルギー発電施設 を誘致して地域振興や産業の創出につなげていく必要がある。

#### 長寿命化対策分野

- 指定避難所等となる公共施設の耐震化及び長寿命化対策を改革的に進める。

- 老朽化が進んでいる公営住宅について、長寿命化対策を計画的に行う。



- 避難路や緊急輸送路の確保のため、公共土木施設等の長寿命化対策を推進する。

- 避難路や緊急輸送路の確保のため、道路の維持管理対策を推進する。

- 計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁を挙げた推進体構築する。
- 各施設類型毎の個別施設計画を早期に整備するとともに、総合管理計画との整合性を図りながら取組を充実・深化させる。

#### 研究開発分野

- 徳島県科学技術憲章の理念の則り、人工知能（AI）技術、ビッグデータ、IoT、ICT 技術等の活用による迅速な災害情報の収集・共有・分析等 Society 5.0 実現とともに、SDGs 達成に向けた取組、基礎技術から応用技術に至る幅広い分野の技術開発が求められることを踏まえつつ、技術の社会実装に向けた研究開発を進める。
- 国土保全に寄与するとともに、防災にも役立つ県産木材の活用方法の研究をさらに進める。
- 準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める。
- 大規模災害時における資金安定供給を図るためには、官民連携による「大規模災害時資金安定供給協議会」を中心に、災害時の相談に Web 上で 24 時間対応する「AI 資金コンシェルジュ」を実装し、関係機関が連携した資金供給体制を構築する。

#### 過疎対策分野

- 老朽危険家屋等の除却を行い、避難路の安全確保や、オープンスペースの確保に努める。
- 老朽化した木造家屋は地震時に倒壊の恐れがあるとともに、道路閉塞を招く危険性を有している。そのため、計画的な耐震改修を促し、特に、木造住宅については耐震診断や耐震改修などの支援等による耐震化の促進に努め、耐震化率 100% を目指して補助事業の周知啓発を図る必要がある。
- 空き家適正管理や地活用の様々な施策を実現させるため、空家等対策計画の策定を検討する。
- 集落・営農の維持を図り、地域の活性化に向けて、中山間地域等直接支払制度を活用する。
- 農林水産物等の被害防止に向け、有害鳥獣捕獲者に対して補助を行う。
- 林業生産活動の促進、健全な山村地域社会の維持形成を図るため除間伐の補助拡充を図る。
- 主伐期まで充実してきた森林資源の活用、森林の更新のため、県の事業（主伐施業等支援事業等）を活用しながら、主伐促進を図る。

○ 医師の地域偏在、診療科偏在が問題となる中、医師の過疎地域における勤務に対する優遇措置等が不十分であるため、過疎地域の医師不足が深刻化しており、過疎地域における医療の維持・充実を図るため、予算面や制度面での一層の配慮を行う。



○ 過疎地域には、大規模災害発生時には、孤立する可能性のある集落が存在すること考えられることから、災害に強い通信手段を確保するために、衛星携帯電話だけでなく、デジタル簡易無線やアマチュア無線など、特に山間部においては地域の状況に応じた通信網の整備を行う。

孤立可能性集落カルテの作成 - (H30) → 連携体制構築 (R4) 再掲

○ 中山間地の小規模な市町村をはじめとする過疎地域では、人口の減少と高齢化が進んで「限界集落」が増加しており、「限界集落」の再生を図っていくには、継続的な地域経済の循環を実現するとともに、多様な主体によるハード・ソフト両面からの幅広い対策が実施できる支援制度の継続と予算の充実を図る。

○ 東日本大震災を契機としたリスク分散の観点から、業務や機能の一部を地方のオフィス、いわゆる「サテライトオフィス」へ移転する動きがみられており、全国屈指のICT環境をいかして高齢化が進む過疎地域に、サテライトオフィスの誘致、コワーキングスペースの創設から、過疎地域の活性化を図るとともに、誘致に伴う移住者の協力を得て地域防災力の向上を図る。



○ 南海トラフの巨大地震等に備えた庁舎の耐震化や移転などには多額の財政需要が生じ、財政基盤の脆弱な過疎市町村においては、集中的な事業実施が財政に過大な影響を与えることが懸念されており、安定した財源の確保を図る。

○ 地方創生事業の取り組みを推進し、持続可能な地域社会の形成、地産地消等による地域内循環の促進を推進していく。

神山町地方創生推進計画 策定 (H30) → 推進 (R3)

地域熱供給事業 推進 (R2～) 再掲

## V 施策の重点化

38のプログラムについては、神山町が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画や県の地域計画との一体性等を考慮し、14の重点化すべきプログラムを選定した。重点化すべきプログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりとする。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態		
① 人命の保護が最大限図られる	① 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生	
② 神山町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生	
③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる	③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ	
		④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
			5-4	食料等の安定供給の停滞
④ 迅速な復旧・復興を可能にする	⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		⑦ 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-4	農地・森林等の被害による県土の荒廃			
	⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

## VI 計画の推進と進捗管理

### 1 推進体制と推進エンジン

#### ① 推進体制

計画の推進については、国、県、市町村、民間事業者、NPO 団体、町民等の叡智を結集し、本町の総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。さらに、今後、町域を超えた広域での地域計画の策定が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図る必要がある。

#### ② 推進エンジン

地域計画による「強靱な郷土づくり」を実現するため、「目に見える財源」として、「命を守るための大規模災害対策基金」を活用するものとする。

### 2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による郷土の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しを PDCA サイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



## 別紙1 「起きてはならない最悪の事態」の様相

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、県下は全域で強い揺れに見舞われた。その直後には、沿岸部や吉野川、那賀川流域等では液状化が発生した。このため、耐震化が不十分な住宅やビルのほか、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物が倒壊するとともに、倒壊を免れた建築物の中には、非構造部材の落下や棚等が転倒した。これらによって多くの死傷者が発生した。</p>	
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震が発生し、県下は全域で強い揺れに見舞われた。耐震化が不十分な住宅やビルのほか、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物が倒壊し、火災が発生した。また、倒壊した建物などによる道路の通行止めや断水の影響で消火が十分にできず、延焼が拡大し、多くの死傷者が発生した。</p>	
1-3	突発的、広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
<p>気候変動等に伴い頻発化・激甚化する豪雨や大型化する台風の襲来等に伴って、長時間の激しい降雨に見舞われたことにより、河川の水位が急激に増し、堤防からの越水又は決壊による浸水被害が発生した。</p>	
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
<p>気候変動等に伴い頻発化・激甚化する豪雨や大型化する台風の襲来等により、集中豪雨が数日間続き、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が県内各地で多発し、避難の遅れた多数の住民が犠牲になった。さらに、大規模な深層崩壊も発生し、多くの住宅が消滅するとともに、多数の住民が犠牲となった。また、年間降雪量は少ないものの、近年の異常気象に伴う大雪によって、道路の通行止めやライフラインが途絶し、孤立した集落において、死者が発生した。</p>	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
<p>南海トラフ地震が発生。その被害は関東から九州の広い範囲に及んだ。本州四国連絡道路など高速道路は被害が少なかったため、いち早く通行が確保されたが、県内の緊急輸送道路については、津波や土砂崩れにより至る所で通行不能となり、被災地への輸送は困難な状態が続いた。また、港湾についても、航路の啓開作業や港湾までの道路啓開に時間を要し、食料や飲料水の搬送が困難な状況が続いた。県外からの救援物資は、カウンターパートを結んでいる鳥取県等から被災直後より供給が開始されたが、あまりにも被害が広域なため、物資の供給が長期停止した。</p> <p>さらに、地震に伴い、四国内の各発電所の多くが、揺れや、津波、地盤沈下、土砂崩れ等により大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も、配電線の断裂、変電所の損傷などにより、直ぐに受入体制が整わず、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設等の被害により、受入及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。</p>	
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

	<p>南海トラフ地震やそれに伴う津波、大型台風、集中豪雨、豪雪等により交通網が寸断され、また、同時多発的に山間部の道路斜面が崩壊、橋梁の落橋、道路への倒木等により、多数の孤立集落が発生した。このため、救出や救援物資の搬送は、ヘリコプターによる空輸のみとなった。また、道路の復旧に時間を要し、このため電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取りもどすには長い時間を要した。</p>
2-3	<p>自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>南海トラフ地震が発生し、沿岸部に近い自衛隊、警察、消防、海保等の施設は、津波により、人的被害は免れたものの、車両や資機材の一部に被害が出た。救助・救急活動については、他県から応援が駆けつけたものの、被害が県下全域に及ぶことから、その人員や資機材が絶対的に不足するとともに、倒壊又は流出した住宅や津波堆積物等の影響、道路の通行止めなどにより思うように進まないという事態が発生した。</p>
2-4	<p>想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱</p> <p>南海トラフ地震によって、鉄道や幹線道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。このため、自宅に帰ることの出来ない人が、勤務先や駅及び緊急避難場所などに溢れ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。</p>
2-5	<p>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p> <p>臨海部にある火力発電所が、南海トラフ地震・津波により被害を受けたため、稼働不能に陥り、送電線も広範囲で断線した。このため、電力供給が長期にわたり途絶することとなった。また、ガソリンや軽油等については、広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊などの影響で、県下への供給が長期にわたり途絶した。救急病院の自家発電装置や救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。</p> <p>南海トラフ地震による揺れ、津波により、東部・沿岸区域にある医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至る。被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送などが急がれるも、医療従事者の被災状況や基幹道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送できないことに加え、薬や医療器材の不足により、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生した。</p>
2-6	<p>被災地における感染症等の大規模発生</p> <p>寒さの厳しい時期に、南海トラフ地震が発生。地震・津波により下水道及び上水道施設が損壊し、汚水の処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。また、医療従事者や医薬品の不足により十分な治療が受けられない状態が続いた。さらに、避難所も寒さが厳しい上に、大勢の避難者が生活している中、断水や、手指消毒剤・マスク等衛生用品の不足から、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。</p>
2-7	<p>劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生</p> <p>南海トラフ地震の発生による電源喪失等により、病院入院中の患者はもとより、在宅医療を受けている継続治療が必要な患者が治療を受けられない事態（人工呼吸器、人工透析等）が起り、多数の死者が発生する。また、避難所における劣悪なトイレ環境により、トイレを敬遠した避難者が、水分摂取を控えたため、エコノミークラス症候群により死亡した。さらに、長期に渡る避難所や仮設住宅の生活に</p>

より、肺炎や慢性疾患による死亡、さらにはストレス関連障害等による自殺者が発生する。	
3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
<p>南海トラフ地震が発生後、被災者は、ライフラインの途絶、食料や水の不足もあり、自宅を離れ、避難所などへ避難したことから、被災地域は無人となった。また、警察も地震や津波で死傷者が発生し、かつ、車両や資機材にも被害が出た上、被災しなかった警察官も人命の救出に優先的にあたったことから、被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化した。</p> <p>また、大規模な停電が発生し、非常用電源装置が整備された信号機以外の信号機は全て滅灯した。このため、無秩序に走行する車や津波から避難しようとする車が多重衝突事故や人身事故を起こすなど、重大事故が多発した。</p>	
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動の対応の遅れ
<p>南海トラフ地震による強い揺れと津波により、町職員をはじめとする行政職員に多くの死傷者が出る。また、国、県、市町村をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶する。さらに、庁舎や学校をはじめとする行政関係の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となり、行政機能が機能不全となった。</p> <p>また、代替施設にて災害対策本部を設置したものの、災害対応の経験が不足したことから、初動対応に遅れが生じた。</p>	

4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層帯を震源とする地震等により、四国内の各発電所や変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥る。また、送電設備、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設等の被害により復旧や輸送ができない。このため、携帯電話をはじめ、あらゆる情報通信が長期間麻痺し、県民生活や経済活動に大きな影響が出る。</p>	
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
<p>南海トラフ地震や中央活断層帯を震源とする地震により、テレビやラジオ局の損壊とともに、長期にわたり、電力供給が停止する事態が発生する。また、津波の影響を受けたところでは、機器が浸水のため使用不能となる。このため、県民に重要な情報が届かない事態が発生する。</p>	
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
<p>南海トラフ地震が発生し、県下全域が震度6弱以上の強い揺れに見舞われたことによる通信手段の断絶や、超大型台風襲来時の避難指示等の遅れなどにより、住民の避難行動の開始が遅れる。また、南海トラフ沿いで東側を中心とする半割れが発生し、臨時情報が発表されたが、防災対応を運用する体制が整っていないため、時間差で発生した後発地震により多数の死傷者が発生した。</p>	

5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層を震源とする直下型地震が発生し、製造業等の工場施設が揺れや津波、地盤沈下等による被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼働がストップするとともに、地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、部品の調達等ができなくなったことから、県内企業の生産力が大きく低下した。</p>	

5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
<p>南海トラフ地震やそれに伴う津波、大型台風、集中豪雨等により、四国内の各発電所の多くが、大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も、配電線の断裂、変電所の損傷などにより、直ぐに受入体制が整わず、石油等の燃料についても、基幹道路等や港湾施設等の被害により、受入及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。</p>	
5-3	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
<p>南海トラフ地震や中央構造線活断層を震源とする直下型地震により、建物の倒壊や津波による被害、また、電力の供給がストップするなどにより、金融サービス機能が停止し、預金の引き出し、入金、送金などができなくなり、住民の生活や経済活動に大きな支障をきたすこととなった。また、甚大な道路の損壊により、郵便事業も長期に停止される。</p>	
5-4	食料等の安定供給の停滞
<p>南海トラフ地震発生後、沿岸部には大津波が襲来し、漁村地域に深刻な被害が発生したことから、県産水産物の供給が停止する。また、広範囲にわたる道路の通行止めや港湾施設の被災により、県内外からの食料等物資の供給が停滞する。更には、基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞るとともに塩害により、農業生産ができない事態が発生する。</p>	
5-5	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
<p>南海トラフ地震による強い揺れや液状化により、県下の至る所で農・工業用水道の配管が破断し、沿岸部では、さらに津波の襲来により、被害が拡大する。このため、農・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、県民の生活や農工業に大きなダメージを与える。</p>	

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・L P ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
<p>南海トラフ地震の揺れや津波等により、火力発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔の倒壊もあり、電力供給が停止した。また、石油・L P ガスのタンクも海岸線にあることから甚大な被害を受け、供給能力を喪失した。</p>	
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
<p>南海トラフ地震による強い揺れや液状化により、県下の至る所で上水道の配管が破断し、沿岸部では、さらに津波の来襲により、被害が拡大する。また、大型台風等の集中豪雨、河川氾濫及び土砂災害により取水施設や浄水施設、管路などが破損する。</p> <p>このため、上水道が長期にわたり供給停止となり、県民の生活に大きなダメージを与えた。</p>	
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
<p>南海トラフ地震の揺れにより、污水处理施設等は液状化と地盤沈下により大きな被害を受け、長期の機能停止に陥る。</p> <p>衛生環境の急激な悪化に伴い、公衆衛生の維持が危ぶまれる。</p>	
6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
<p>南海トラフ地震やそれに伴う津波、大型台風、集中豪雨等により交通網が断絶した。また、南海トラフ地震による揺れは、広域に震度6弱以上の震度となるため、陸上交通は、関西圏はもちろん山陽圏にも被害を及ぼす。四国に架かる3つの橋や高速道路も甚大な被害を受けて、四国が孤立する。海上交通</p>	

も、揺れや液状化、津波の襲来により、港湾施設が長期使用不能となり、フェリーの運休や貨物船等の入出港の規制が長期化する。また、空路も同様に、滑走路の使用が出来ない状況が発生する。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

南海トラフ地震や集中豪雨に伴い発生した深層崩壊などにより、堤防や砂防ダムが決壊したことで、周辺の集落に甚大な被害が発生した。また、速やかな復旧が行われず、土砂災害や洪水の発生しやすい状態が長期間にわたり継続した。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

南海トラフ地震により、市街地の各所で火災が発生する。また、津波により、燃料漏れを起こしながら流される漁船や車、ガスボンベから噴出するガス、石油タンクから流出した油などに引火して、その火が津波による漂流物とともに街を襲い、市街地では大規模な火災が発生する。津波が退かない状況の中で、津波避難ビルも襲われ、消火ができないことから、多くの犠牲者が発生する。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

南海トラフ地震の揺れにより、沿線や沿道の建物やブロック塀が倒壊し、人的被害が発生するとともに、避難路となるべき道路が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生する。特に、木造住宅が密集する地域では、道幅も狭い箇所が多いことから、より深刻な事態が発生する。

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

南海トラフ地震や直下型地震、大型台風により大規模な山腹崩壊が発生し、ダムに大量の土砂や流木が流入することで、洪水調節機能が低下し、下流部において洪水被害が頻発する。また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流は下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大する。豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、越流により堤体が破壊、また、直下型地震などにより決壊することで下流に多くの被害が発生する。

7-4 農地・森林等の被害による県土の荒廃

南海トラフ等の地震や台風、集中豪雨等により、大規模な崩壊が発生し、山間部の農地や山林が大きな被害を受け荒廃する。荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こす。さらに裸地化の進行やクラック（亀裂）が生じている状態を放置すれば、その後の降雨による大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する。また、農地・農業用施設が被災することで営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展、中山間地域においては集落が消滅する危機に瀕する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

南海トラフ地震が発生し、地震による揺れ・液状化等による家屋倒壊や、津波の発生により災害廃棄物や津波堆積物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、町中に廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生ずる。また、悪臭や粉じんが発生し、生活環境が著しく悪化する。更に、広域処理の調整が付かず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れる。

8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
<p>南海トラフ地震・津波により、特に沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受けた。また、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、基幹道路の啓開等を担う人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れる。</p> <p>南海トラフ地震で津波被害に遭った地域は、余震等により津波が再襲来する危険もあることから、被災者は指定緊急避難場所などへ避難していた。また、警察も津波等で被害を受けた上、人命の救出に優先的にあたっていたことから、被災地域のパトロールが手薄となり、被災住宅等における窃盗事件が多発した。これら治安の悪化や長期の避難生活による地域コミュニティの崩壊等により、地域住民の合意形成が進まず、復興まちづくりなどの復興作業が大幅に遅れる。</p>	
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
<p>南海トラフ地震の揺れにより、県内沿岸部では、堤防や護岸、排水機場等が被災するとともに、広域地盤沈下や地震による液状化により地盤が低下したところへ津波が襲来することで広域が水没、塩害で防潮林が枯損し、農地は広範囲にわたりガレキや海水の流入により甚大な被害を受けた。その後も海拔0mとなった地域は、潮の干満によって長期にわたり水没した状態となり、さらに台風に襲われ被害が拡大するなど復旧復興が大幅に遅れた。</p>	
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
<p>南海トラフ地震・津波により、沿岸域を中心に地域社会の結びつきを維持し、また地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が失われることにより、祭り行事等の停止などから、地域コミュニティの復興に支障が生じた。</p>	
8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>南海トラフ地震、大規模洪水や土砂災害によりあらゆる基幹インフラが損壊する。また、巨大地震による被災範囲が中部、関西、中国等と広大なことから、復旧資材・重機・技術者等が十分揃わず、基幹インフラの復旧や発災前からの課題であった基幹インフラの整備が進まないことから、人流や物流が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる。</p>	
8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
<p>南海トラフ地震の発生に伴う揺れや津波により住宅が著しく損壊し、応急仮設住宅等の建設候補地が公有地だけでは不足する。</p> <p>また、事前に選定していた民有地の所有者等の特定に多大な時間を要し、応急仮設住宅等の建設が遅れ、被災からの復興まちづくりが大幅に遅れる。</p>	
8-7	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響
<p>南海トラフ地震が発生し、県内の多くの企業が被災する。また、壊滅的な被害を免れた企業においても業務継続計画の策定などによる事前の備えを怠っていたため、事業の停滞期間が長引き、地域経済の復興が大幅に遅れる。</p>	

## 別紙2 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

### 1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。
- 学校施設の耐震化率は、財政支援措置の拡充等によりほぼ完了したが、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、避難所として機能するための防災機能強化等が必要である。
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。
- 災害拠点病院の非常用電源設備や給水設備を含めた防災用設備等の整備を進める必要がある。
- 町営住宅の倒壊・損傷による被害の回避や、倒壊による道路閉塞の観点から、施設の長寿命化を推進する必要がある。
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、国、県をはじめとした関係機関と連携した取組みを推進する必要がある。
- 大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地マップを公表し、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める必要がある。
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図る必要がある。
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、町民の防災意識・知識等の向上が必要であり、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。
- 県内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携による地域全体の防災力の強化を図ることを目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を最大限に活用し、今後も引き続き、企業の地震対策の取組みを支援する必要がある。
- 後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、臨時情報が発表された場合に備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 神山中学校体育館非構造部材耐震化工事 竣工 (R 2)
- ・ 町立小学校校舎被構造部材耐震化工事 0 校 (R 4)
- ・ 公共施設の耐震化率 44.9% (R 1)
- ・ 防災士認定者数 0 人 (R 1)
- ・ 防災士資格取得 (役場職員) 50 人 (R 3)
- ・ 地区防災計画策定地区 0 地区 (R 1)
- ・ 喜来ヘリポート消火栓設置工事 竣工 (R 2)
- ・ ヘリポート候補地の検討 必要に応じて実施
- ・ 老朽危険空き家・空き建築物除却数 (累計) 6 (R 1)
- ・ 空き家対策計画 未策定 (R 2)
- ・ 災害対策基本法の一部改訂に伴う地域防災計画の一部改訂 (R 3)
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業 (R 4)

1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 活断層のずれに伴う被害を未然に防ぐため、中央構造線活断層帯における土地利用適正化の推進が必要である。
- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等について、設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する必要がある。
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。
- 大規模火災時の空中消火に備え、空中消火訓練が必要。
- 密集市街地における住環境改善、防災性の向上等を図る必要がある。
- LPガス放出防止装置の設置の促進については、ガス放出防止装置の設置率100%を目指し、県エルピーガス協会とともに設置の促進を図る必要がある。
- 消防力の強化については、消防組織法により、消防庁が定める基準に基づき、消防職員・消防団員の教育訓練を、計画に沿って行う必要がある。
- 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、感震ブレーカーや住宅用火災報知器の設置の促進を図る必要がある。
- 感震ブレーカーの設置の促進、住宅用火災警報器の設置等については、引き続き火災予防啓発を通じて、さらに推進する必要がある。
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。
- 後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、臨時情報が発表された場合に備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。(再掲)
- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財

産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。(再掲)

- 学校施設の耐震化率は、財政支援措置の拡充等によりほぼ完了したが、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、避難所として機能するための防災機能強化等が必要である。(再掲)
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。(再掲)
- 災害拠点病院の非常用電源設備や給水設備を含めた防災用設備等の整備を進める必要がある。(再掲)
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図る必要がある。(再掲)
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。(再掲)
- 県内中小企業の地震防災対策の設備投資を促進し、あわせて企業と地域の連携による地域全体の防災力の強化を図ることを目的として、耐震改修や耐震診断に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度を創設しており、今後も引き続き、企業の地震対策の取組みを支援する必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ 消防団員数 346人 (R3)
- ・ 消防団設備整備費補助金事業 必要に応じて実施
- ・ 第6次地震防災緊急事業五箇年計画 策定 (R3)
- ・ 備蓄計画 未策定 (R3)
- ・ (再掲) 神山中学校体育館非構造部材耐震化工事 竣工 (R2)
- ・ (再掲) 公共施設の耐震化率 44.9% (R1)
- ・ (再掲) 防災士認定者数 0人 (R1)
- ・ (再掲) 防災士資格取得(役場職員) 50人 (R3)
- ・ (再掲) 地区防災計画策定地区 0地区 (R1)
- ・ (再掲) 喜来ヘリポート消火栓設置工事 (R2)
- ・ (再掲) ヘリポート候補地の検討 必要に応じて実施
- ・ (再掲) 老朽危険空き家・空き建築物除却数(累計) 6 (R1)
- ・ (再掲) 空き家対策計画 未策定 (R2)
- ・ (再掲) 災害対策基本法の一部改訂に伴う地域防災計画の一部改訂 (R3)
- ・ (再掲) 住宅・建築物安全ストック形成事業 (R4)

1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤による機能強化など、治水対策を推進す

る必要がある。

- 大規模水害における堤防の決壊や水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐべく、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテを早急に策定する必要がある。
- 日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、町民の防災意識向上を図っているところであるが、住民の防災意識をさらに深めるため、防災啓発や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。
- 平成30年7月豪雨での教訓や平成30年度末に公表された「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、安全な避難体制の確立による事前の防災力の強化を図る必要がある。また、気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすためには、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域・洪水タイムラインの周知を図る必要がある。
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。(再掲)
- 震度分布などの防災情報を、地図情報として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、町民の防災意識向上を図る必要がある。(再掲)
- 町内に住む外国人が増加するなか、地震、台風、豪雨などの災害に不慣れな外国人に対して、防災に関する啓発を推進する必要がある。(再掲)
- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の確保や燃料備蓄に努める必要がある。(再掲)
- 橋梁やトンネルなどインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえて、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。

(重要業績指標)

・避難勧告等に係るタイムライン 未策定 (R2)

#### 1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊)や大雪等による多数の死傷者の発生

- 国、県と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。また要配慮者利用施設に対する対策を推進する必要がある。
- 平成31年度末までに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく区域指定の完了を目指すとともに、その公表や土砂災害警戒情報等の適時・適切な発令により、土砂災害の危険性の周知を強化する必要がある。さらに、住民への啓発、避難訓練等

を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る必要がある。

- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、国が整備している観測網からの情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに関係機関が連携をした訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 森林の荒廃により森林の国土保全機能（土砂災害防止・洪水緩和）が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。
- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。
- 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図る必要がある。（再掲）
- 大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地マップを公表し、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める必要がある。（再掲）
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。（再掲）
- 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保が必要である。

（重要業績指標）

- ・森林経営計画認定面積 2,568.98ha（H30）
- ・森林境界明確化面積実施率 17.22%（H30）
- ・間伐等森林整備面積 51,11ha（H30）
- ・県産材の生産量 10,434m<sup>3</sup>（H30）
- ・土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成配布（R1）
- ・土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設での避難訓練実施回数 年1回（R1）
- ・各避難所に衛星携帯電の配備 7機（R1）
- ・町内防災倉庫 3棟（R1）
- ・防災備蓄品の充実（R1）
- ・要支援者名簿 作成（H29）
- ・要支援者個別計画 未策定（R1）

- ・ 橋梁長寿命化修繕計画 実施 (H 2 6)
- ・ 町道谷線改良 完了 (R 2)
- ・ 中津本名線ほか道路拡幅工事 (R 3)
- ・ 法面、落石対策事業 (R 4)
- ・ 指定緊急避難場所 1箇所 (R 1)
- ・ 応急仮設住宅候補地 5地区 (R 1)
- ・ 地域防災計画に定める避難道路の維持管理 促進 (R 2)
- ・ ため池ハザードマップ 作成配布 (R 1)
- ・ ため池に関するデータベース 整備・周知 (R 2)
- ・ (再掲) 災害対策基本法の一部改訂に伴う地域防災計画の一部改訂 (R 3)
- ・ (再掲) 老朽危険空き家・空き建築物除却数 (累計) 6 (R 1)
- ・ (再掲) 喜来ヘリポート消火栓設置工事 竣工 (R 2)

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進する必要がある。
- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備促進などを着実に推進し、また災害時の応急給水や復旧活動のための計画の策定を促進しているところであるが、今後さらに地下水や再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。
- 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園における物資の集積拠点としての防災機能を強化する必要がある。
- 大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進しているところであるが、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。
- 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のための図上訓練を毎年度実施している。今後も、引き続き、発災時の迅速な生活必需品等の確保・搬送に向け、様々な被害を想定した訓練を実施する必要がある。
- 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続する必要がある。
- 大規模災害時の円滑な企業間支援の実現に向け、徳島県商工3団体青年部が主体となり、災害時において、企業が支援可能な情報を予め登録するWebサイト「とくしま災害支援パートナーズ」を立ち上

げ、現在、登録企業の拡大に取り組んでいる。現在の登録企業：112企業

- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。
- 県及び社会福祉6団体間で締結している相互応援協定に基づき、施設間での物資援助を災害時に機能させるため、協力体制を一層強化する必要がある。
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。
- これまで、国の交付金（グリーンニューディール基金事業等）などを活用し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めてきたが、今後も、エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。
- 防災拠点となる施設への自家発電設備の導入などを進めているところであるが、自立分散型エネルギー設備の導入に加え、LPガスの活用など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 地域防災計画に定める備蓄目標 320人×7日分 (R1)
- ・ 防災倉庫の収納機能強化 (R2)
- ・ 木質バイオマスエネルギーの活用 促進 (R2)
- ・ 地域熱供給事業 推進 (R2)
- ・ (再掲) 町内防災倉庫 3棟 (R1)
- ・ (再掲) 防災備蓄品の充実 (R1)
- ・ (再掲) 橋梁長寿命化修繕計画 実施 (H26)
- ・ (再掲) 中津本名線ほか道路拡幅工事 (R3)
- ・ (再掲) 法面、落石対策事業 (R4)
- ・ (再掲) 地域防災計画に定める避難道路の維持管理 促進 (R2)
- ・ (再掲) ヘリポート候補地の検討 必要に応じて実施

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 道路の寸断による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめ、関係機関のヘリコプターの運航体制を強化するとともに、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、ヘリポートの整備及び簡易無線等を活用した通信手段の確保を促進する必要がある。
- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、斜面对策及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策を着実に推進する必要がある。また、既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、高速道路等へのアクセス性の向上、緊急輸送道路を補完する農林道の整備等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組み等を促進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進しているところであるが、進捗途上にあるためさらに推進するとともに、継続的に通信訓練を実施する必要

がある。

- 県南地域では、南海トラフ巨大地震の津波により、唯一の幹線道路である国道55号が分断され、地域の孤立化が危惧されることから、津波回避バイパスとなる国道55号牟岐バイパス、海部野根道路等の整備を進める必要がある。（再掲）
- 地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、市町村と連携した「孤立可能性集落カルテ」を作成するとともに、集落ごとの情報を一元的に収集・分析し、発災時の迅速かつ的確な支援へつなげる必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 孤立可能性集落カルテ 作成（R2）
- ・ （再掲）各避難所に衛星携帯電話の配備 7機（R1）
- ・ （再掲）橋梁長寿命化修繕計画 実施（H26）
- ・ （再掲）中津本名線ほか道路拡幅工事（R3）
- ・ （再掲）法面、落石対策事業（R4）
- ・ （再掲）地域防災計画に定める避難道路の維持管理 促進（R2）
- ・ （再掲）喜来ヘリポート消火栓設置工事（R2）
- ・ （再掲）ヘリポート候補地の検討（R2）

2-3）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、施設の整備、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する必要がある。
- 自衛隊、警察、消防などの広域応援部隊の円滑な活動を支援するため、公園における広域活動拠点としての防災機能を強化する必要がある。
- 警察災害派遣隊の訓練練度の向上のための訓練施設を整備する必要がある。また、L1規模の災害発生に備え、同隊の体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新並びに給油手段の確保を図る必要がある。
- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他都道府県との連携強化を図り、合同訓練等を実施しているところであるが、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高めていく必要がある。
- 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。
- 警察、医師会、歯科医師会による連絡協議会等で多数遺体への対応（身元確認等）体制が構築されつつあるが、訓練等により強化を図っていく必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 安全装備品等の整備（R4）
- ・ 消防団活動用資機材の充実 必要に応じて実施
- ・ 総合防災訓練、図上訓練 参加（R1）
- ・ 「全国女性消防団員活性化徳島大会」 開催・参加（R4）
- ・ 女性消防隊の発足（H30）

- ・（再掲）消防団員数 346人（R3）
- ・（再掲）第6次地震防災緊急事業五箇年計画 策定（R3）

#### 2-4）想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- 帰宅困難者を発生させないよう、高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。
- 東日本大震災で被災初期から防災拠点として機能を発揮した「道の駅」について、防災拠点化をさらに推進し、また、機能を維持するための日常点検等に努める必要がある。
- 官民の自動車プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。
- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と自主防災組織等地域との連携強化の推進など帰宅困難者対策を推進しているところであるが、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進し、帰宅困難者の受入体制の確保を図る必要がある。

#### （重要業績指標）

- ・「道の駅」防災拠点化 推進（R2）
- ・無電柱化への促進（R2）
- ・四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部野根道路）の促進（R2）
- ・（再掲）橋梁長寿命化修繕計画 実施（H26）
- ・（再掲）中津本名線ほか道路拡幅工事（R3）
- ・（再掲）法面、落石対策事業（R4）
- ・（再掲）地域防災計画に定める避難道路の維持管理 促進（R2）

#### 2-5）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 災害拠点病院の非常用電源設備や給水設備を含めた防災用設備等の整備を進める必要がある。（再掲）
- これまで、国の交付金（グリーンニューディール基金事業等）などを活用し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めてきたが、今後も、エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。（再掲）
- 防災拠点となる施設への自家発電設備の導入などを進めているところであるが、自立分散型エネルギー設備の導入に加え、LPガスの活用など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。（再掲）
- 災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策、港湾施設の耐震・耐波性能強化の着実な推進と支援物資物流を確保

する必要がある。

- DMAT指定医療機関においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、DMATの更なる充実・強化を図る必要がある。
- DMATが活動する急性期から、慢性期に移行するフェーズにおける医療体制を確保し、医療機能等の麻痺を防止するため、圏域毎に医療・保健・福祉分野の「災害時コーディネーター」を配置・連携することにより、発災後、刻々と変化する被災者や避難所、医療救護等の状況を的確に把握し、他都道府県からの人材及び資材の配置を適正かつ迅速に行う必要がある。
- 大規模災害時に医療施設や関係者の不足する事態に備え、他都道府県との相互応援体制を構築しているところであるが、継続的な訓練の実施など連携強化を図る必要がある。
- 発災時に、救出救助や物資の輸送を円滑に実施するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらさぎ」の装備、設備等の充実を図るとともに、受援体制の強化を図る必要がある。
- 災害時における医療・救護に必要な医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄を行うとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保の体制を構築しておく必要がある。さらに、交通網等が寸断された状況を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進めておく必要がある。
- 災害訓練や救急勉強会等を継続して実施するとともに、災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。

（重要業績指標）

- ・ ガソリンの確保 協定数0（R1）
- ・ （再掲）木質バイオマスエネルギーの活用 促進（R2～）
- ・ （再掲）地域熱供給事業 推進（R2～）
- ・ （再掲）無電柱化への促進（R2）
- ・ （再掲）四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部野根道路）の促進（R2）

## 2-6) 被災地における感染症等の大規模発生

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する必要がある。また、熊本地震（H28）を受けて改訂した下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、各市町の下水道BCPをブラッシュアップさせる必要がある。
- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、災害時の避難所において、高い専門性を活かして初期段階から衛生状況等を把握し、助言・指導を行う「とくしま災害感染症専門チーム」を設置し感染予防対策支援を行うこととしているが、より実行性の高い活動を行うため、調査に必要な資機材の充実や避難所運営訓練等への参加により、対応技術の向上を図る必要がある。
- 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、ノロウイルスなどの感染症の蔓延を防ぐとともに、トイレの衛生環境に起因する災害関連死を防ぐ必要がある。

（重要業績指標）

- ・ DMAT（災害派遣医療チーム）の養成への協力（R2）

- ・浄化槽普及率 43.4% (H30)
- ・7 避難施設に簡易トイレの備蓄 (R1)
- ・マンホールトイレ整備 5基 (R1)

2-7) 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

- 各市町村における福祉避難所の指定をより一層促進するとともに、円滑な開設・運営体制の構築を図るため、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応能力を向上させる必要がある。
- 県においては、要配慮者対策やトイレ環境の整備を盛り込み、「徳島県避難所運営マニュアル作成指針」を改訂した。今後、市町村において「避難所における良好な生活環境の確保」を目指した避難所運営体制づくりを進める必要がある。
- 大規模災害発生時、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を含む精神的不調に対し中長期に渡り専門的なこころのケアを円滑に行うため構築したDPATについて、資機材の充実、訓練等を行い更なる専門的対応技術の向上を図る必要がある。
- 東日本大震災における「発達障がい者」の避難所生活に対する課題を受けて、平成25年度に「発達障がい者」向けの「防災ハンドブック」を作成し、当事者及び家族や関係機関に研修会等を通して、災害に対する意識を高めるとともに、市町村や関係機関等における発達障がい者への支援体制の整備の必要性についてさらに周知し、災害対応力を向上させる必要がある。
- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。
- 避難所における劣悪なトイレ環境を改善し災害関連死を防ぐため、災害時快適トイレ計画及びトイレ計画アクションプランに基づく施策を推進する必要がある。
- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。
- 災害時介護福祉コーディネーターによる円滑な支援及び相互応援に係る適切な調整を行うため、実践的な訓練や研修を継続して実施する必要がある。(再掲)
- 県及び社会福祉6団体間で締結している相互応援協定に基づく、施設間での物資援助を災害時に機能させるため、協力体制を一層強化する必要がある。(再掲)
- 避難所におけるトイレの衛生環境を改善し、ノロウイルスなどの感染症の蔓延を防ぐとともに、トイレの衛生環境に起因する災害関連死を防ぐ必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・避難所運営マニュアル 策定 (R1)
- ・神山町災害廃棄物処理計画 策定 (H29)
- ・スフィア・プロジェクトの浸透 (R2)
- ・災害用トイレの備蓄の推進 (R2)
- ・(再掲) DMAT (災害派遣医療チーム) の養成への協力 (R2)
- ・(再掲) 浄化槽普及率 43.4% (H30)

- ・（再掲）7 避難施設に簡易トイレの備蓄（R 1）
- ・（再掲）マンホールトイレ整備 5 基（R 1）

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- 公共の安全と秩序の維持を図るため、治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図るとともに、警察として業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定める必要がある。
- 安全な留置施設への護送体制の構築を図るとともに、関係機関との相互連絡体制の確保を図る必要がある。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進、関係機関との合同訓練の実施が必要である。
- 警察が収集する交通情報を補完する官民の自動車プローブ情報の活用により、渋滞状況を正確に把握し交通渋滞を回避するため、交通管制システムの高度化を図る必要がある。

#### （重要業績指標）

- ・ 緊急交通路等の信号機電源付加装置の推進（R 2）
- ・ エコカーを活用した給電に関する啓発活動 未実施（R 1）

#### 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

- 関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。また、臨時情報が発表された場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う必要がある。
- 地域防災計画など災害対応に必要な事項について見直し、他都道府県との連携強化を図り、合同訓練等を実施しているところであるが、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高めていく必要がある。（再掲）
- これまで、国の交付金（グリーンニューディール基金事業等）などを活用し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めてきたが、今後も、エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。（再掲）
- 電力供給遮断などの非常時に、防災拠点等（公共施設等）において、高い給電機能を有するPHV・EV・FCVを活用し、初動対応に必要な不可欠な電力を供給する必要がある。
- 万代庁舎の被災によりシステム基盤に障害が発生し、業務継続が困難になることを防止するため、システム基盤を万代庁舎とデータセンターの両方に設置し、双方の基盤を同時に運用することで耐災害性を強化する必要がある。
- 町役場が被災しても、被災者支援をはじめ速やかに各種の自治体業務が再開できるよう、自治体の業務システムのクラウド化や発災直前の各種住民データを県外に保管するなど、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要がある。
- 行政機関のBCP（業務継続計画）の策定や災害対策本部の初動体制の充実・強化など機能不全に陥

らない体制を整備しているところであるが、継続的な見直しや訓練を実施し、職員の災害対応力の向上が必要である。また、万代庁舎が被災した場合にも、災害対応を円滑に実施するため、代替機能を持つ拠点における防災機能の強化を図る必要がある。

- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われると行政機能は著しく低下する。また、平時に比して業務量も膨大となる中でも、迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう、あらかじめ、その対策手順を明確化しておく必要がある。
- 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、県及び市町村職員に対する実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う必要がある。
- 防災拠点となる施設への自家発電設備の導入などを進めているところであるが、自立分散型エネルギー設備の導入に加え、LPガスの活用など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。（再掲）

（重要業績指標）

- ・自治体間クラウドの検討（R2）
- ・（再掲）公共施設の耐震化 44.9%（R1）
- ・（再掲）緊急交通路等の信号機電源付加装置の推進（R2）
- ・（再掲）エコカーを活用した給電に関する啓発活動 未実施（R1）
- ・（再掲）避難所運営マニュアル 策定（R1）

#### 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

##### 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊、海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。
- 総合情報通信ネットワークの安定的な運用を実施し、大規模災害時における関係機関との確実な通信を確保する必要がある。
- 通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、衛星携帯電話の配備等による代替性の確保を図る必要がある。
- 引き続き「徳島県危機管理総合調整会議」を開催することにより、さらにライフライン事業者との連携強化を進める必要がある。
- これまで、国の交付金（グリーンニューディール基金事業等）などを活用し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めてきたが、今後も、エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。（再掲）
- 道路の寸断による孤立化に備え、空からの救助・救出や物資の輸送を行う消防防災ヘリコプターをはじめ、関係機関のヘリコプターの運航体制を強化するとともに、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、ヘリポートの整備及び簡易無線等を活用した通信手段の確保を促進する必要がある。（再掲）
- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進しているところであるが、進捗途上にあるためさらに推進するとともに、継続的に通信訓練を実施する必要がある。（再掲）

- 警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、施設の整備、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する必要がある。（再掲）
- 準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める必要がある。
- 災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

（重要業績指標）

- ・ 要支援者名簿 作成（H29）
- ・ 要支援者に対する個別計画 未策定（R1）
- ・ 徳島県総合防災訓練 参加（R1）
- ・ （再掲）各避難所に衛星携帯電の配備 7機（R1）
- ・ （再掲）災害対策基本法の一部改訂に伴う地域防災計画の一部改訂（R3）

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める必要がある。（再掲）
- BCPや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないように対策を講じておく必要がある。

（重要業績指標）

- ・ （再掲）要支援者名簿 作成（H29）
- ・ （再掲）要支援者に対する個別計画 未策定（R1）
- ・ （再掲）徳島県総合防災訓練 参加（R1）
- ・ （再掲）災害対策基本法の一部改訂に伴う地域防災計画の一部改訂（R3）

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、公共施設等における公衆無線LANの整備やJ-ALERTの普及、すだちくんメールやエリアメールの活用など情報伝達方法の強化が図られたところであるが、システムの安定運用や各種情報の普及啓発など、さらなる取り組みが必要である。
- 災害時情報共有システムにより収集された各種防災情報をGIS上で可視化し、県民に「総合地図提供システム」、「安心とくしまHP」や「Lアラート」で情報提供をするシステムの安定的な運用と情報発信手段の多様化を図る必要がある。
- 緊急交通路の指定等に関する交通規制情報を周知し、迅速かつ効果的な避難行動を誘導するため、交通情報板の整備、交通情報提供に関する関係機関との連携を図る必要がある。
- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、情報・意思疎通支援用具の支援を行うなど、引き続き制度の適正な執行を図るとともに、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるようにするため、災害時に、障がい者を支援するための「ハンドブック」の周知や「研修」を実施していく必要がある。

- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成が進められており、今後、さらに名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別計画策定の取組みを一層促進する必要がある。なお、全体計画は策定済み。
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やブロック塀の安全対策、自家発電設備の導入促進などにより、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の安全確保やBCP等を定めるなどの防災対応を整備しておく必要がある。（再掲）
- 徳島県商工3団体青年部が主体となり、東日本大震災の教訓を活かし、従業員が率先して逃げることで周辺住民の避難を促す「率先避難企業」の取組みを実施し、賛同企業は既に100社にのぼっており、企業と周辺住民が一体となった防災対策に取り組む必要がある。（再掲）
- 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保が必要である。（再掲）
- 津波情報をいち早く確実に住民に伝えるため、津波情報伝達体制の強化を図る必要がある。（再掲）
- 関係市町において、浸水（洪水、内水、高潮等）ハザードマップの作成を促進する必要がある。また、浸水想定区域を視覚的にわかりやすい地図情報として、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、県民の防災意識向上を図っているところであるが、住民の防災意識をさらに深めるため、防災啓発や避難訓練の充実等ソフト対策を推進する必要がある。（再掲）
- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。（再掲）
- 地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、市町村と連携した「孤立可能性集落カルテ」を作成するとともに、集落ごとの情報を一元的に収集・分析し、発災時の迅速かつ確かな支援へつなげる必要がある。（再掲）
- 総合情報通信ネットワークの安定的な運用を実施し、大規模災害時における関係機関との確実な通信を確保する必要がある。（再掲）
- 後発地震が発生してからでは避難が間に合わない地域に居住する住民に対して、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認すること、また、臨時情報が発表された場合に備えに万全を期すよう努めること等を周知する必要がある。（再掲）
- 滞留旅客等又は高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等のために避難所を設置した場合等において、災害救助法等による必要な支援を実施できる体制づくりが必要である。
- 臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、また臨時情報に関する住民理解の促進を図る。
- 臨時情報が発表されたことによる犯罪や混乱等の防止に努める必要がある。
- 臨時情報（南海トラフ地震臨時情報）への認知度が低く、また、発表頻度が低いことが想定され

るため、臨時情報の周知を継続的に行う必要がある。

- 臨時情報が発表された場合に、市町村や住民等がそれぞれ必要となる防災対応を実施できるよう、臨時情報の発表を正確に情報伝達する体制づくりや、住民等からの問い合わせ窓口の整備が必要である。
- 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ (再掲) 要支援者名簿 作成 (H 2 9)
- ・ (再掲) 要支援者に対する個別計画 未策定 (R 1)
- ・ (再掲) 徳島県総合防災訓練 参加 (R 1)
- ・ (再掲) 災害対策基本法の一部改訂に伴う地域防災計画の一部改訂 (R 3)

## 5 経済活動を機能不全に陥らせない

### 5-1) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 県と徳島県石油商業組合が協定を締結し、災害時の緊急通行車両や災害拠点病院、避難所等の運営に必要な燃料の供給を行うこととしており、今後も引き続き、石油商業組合と情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう取り組んでいく必要がある。
- 洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を推進し、発電所や配電施設等の耐災害性を高める必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 町内BCP認定企業数 未把握 (R 1)
- ・ 徳島県危機管理総合調整会議 参画 (R 2)
- ・ ライフライン事業者との連携強化 (R 2)

### 5-2) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な実動訓練及び災害対策本部設置(図上訓練)などを実施しているが、さらなる応急対処能力の向上等を図るため、火災、爆発等を起こす可能性のある施設等にも呼びかけて訓練を実施する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ (再掲) 町内BCP認定企業数 未把握 (R 1)
- ・ (再掲) 徳島県危機管理総合調整会議 参画 (R 2)
- ・ (再掲) ライフライン事業者との連携強化 (R 2)

### 5-3) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

- 県内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組みを促進していく必要がある。また、BCPの実効性を向上させるための対策を継続的に実施する必要がある。
- 被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」について、周知を行っているところであるが、今後も引き続き、発災時の被災企業への支援が円滑に行われるよう、制度の周知を行っていく必要がある。

○ 大規模災害時における資金安定供給を図るためには、官民連携による「大規模災害時資金安定供給協議会」を中心に、災害時の相談にWeb上で24時間対応する「AI資金コンシェルジュ」を実施し、関係機関が連携した資金供給体制を構築する必要がある。

○ 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ (再掲) 町内BCP認定企業数 未把握 (R1)
- ・ (再掲) 徳島県危機管理総合調整会議 参画 (R2)
- ・ (再掲) ライフライン事業者との連携強化 (R2)
- ・ (再掲) 四国横断自動車道(徳島JCT～阿南間)及び地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路～海部野根道路)の促進 (R2)
- ・ (再掲) 橋梁長寿命化修繕計画 実施 (H26)
- ・ (再掲) 中津本名線ほか道路拡幅工事 (R3)
- ・ (再掲) 法面、落石対策事業 (R4)
- ・ (再掲) 地域防災計画に定める避難道路の維持管理 促進 (R2)

5-4) 食料等の安定供給の停滞

○ 巨大地震による津波災害からの、速やかな被災農地の復旧と営農再開に向け、策定した農業版BCPの実効性を高める必要がある。

○ 県内15の農業協同組合のうち、12組合において、BCP策定済(H31年3月時点)であり、残り3組合の円滑な策定を促進する必要がある。土地改良区BCPについては、基幹的水利施設を管理している24土地改良区のうち、11土地改良区で策定済(H31年3月時点)であり、今後、更なる策定に向け、普及啓発を行う必要がある。また、県内33の沿海漁業協同組合については、20組合において、BCP策定済(H31年3月時点)であり、残り13組合について、策定を促進する必要がある。

○ 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。

○ 災害時の生活必需品や復旧資材等、消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、平時から物資の備蓄や災害時に冷静な判断・行動が出来る訓練や連携体制を強化する必要がある。(再掲)

○ 緊急物資の確実な供給体制を構築するため、公園における物資の集積拠点としての防災機能を強化する必要がある。(再掲)

○ 大規模災害時に備え、他都道府県との相互応援協定の締結・改定や、家庭等における備蓄を推進しているところであるが、救援物資等の備蓄・輸送体制を確立し、受援体制についても整備を推進していく必要がある。(再掲)

○ 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。(再掲)

○ 大規模災害時に備えた生活必需品等の支援物資の供給に関し、支援協定を締結した民間企業等と、支援物資等の確保、搬送体制の確立のための図上訓練を毎年度実施している。今後も、引き続き、発災時

の迅速な生活必需品等の確保・搬送に向け、様々な被害を想定した訓練を実施する必要がある。(再掲)

○ 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続する必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ (再掲) 四国横断自動車道(徳島JCT～阿南間)及び地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路～海部野根道路)の促進(R2)
- ・ (再掲) 橋梁長寿命化修繕計画 実施(H26)
- ・ (再掲) 中津本名線ほか道路拡幅工事(R3)
- ・ (再掲) 法面、落石対策事業(R4)
- ・ (再掲) 地域防災計画に定める避難道路の維持管理 促進(R2)

5-5) 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 県営工業用水道の管路については、優先度評価に基づき引き続き耐震化・老朽化対策に取り組む必要がある。また、大規模災害時に速やかに復旧するため、「企業局BCP」の充実・強化を図るとともに、緊急給水設備の整備、関係団体と訓練を通じての緊密な応援体制の強化に取り組む必要がある。
- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。
- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組みを推進し、防災力を強化する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 農業施設、基幹的水利施設の耐震化、防災対策の推進(R2)
- ・ 地すべり対策の推進(R2)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる

6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止

- これまで、国の交付金(グリーンニューディール基金事業等)などを活用し、防災拠点等に太陽光パネルや蓄電池の設置を進めてきたが、今後も、エネルギー供給リスクの分散を図るため、自然エネルギーを活用した自立・分散型電源の導入を促進する必要がある。(再掲)
- 防災拠点となる施設への自家発電設備の導入などを進めているところであるが、自立分散型エネルギー設備の導入に加え、LPガスの活用など、災害時におけるエネルギー供給の多様化を検討する必要がある。(再掲)
- 災害時における電力供給に有効な燃料電池自動車や電気自動車などの導入促進及び、当該車両を保有する自治体・民間事業者等との非常時における連携体制の構築が必要である。
- 発電施設の災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定を平成29年7月31日に作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。

(重要業績指標)

- ・ (再掲) 農業施設、基幹的水利施設の耐震化、防災対策の推進 (R 2)
- ・ (再掲) 地すべり対策の推進 (R 2)
- ・ (再掲) 木質バイオマスエネルギーの活用 促進 (R 2～)
- ・ (再掲) 地域熱供給事業 推進 (R 2～)

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備については、人口減少や核家族化に伴う都市の空洞化により非効率で、高コスト構造となり、また、老朽化した水道施設の更新問題等で進捗が図られていない状況である。さらに、補助の採択基準が厳しい上、補助率も低い状況である。このため、スケールメリットを活かし効率的・効果的な事業運営を図るため、市町村の圏域を越えた水道事業の広域連携や広域化を促進するとともに、国へ補助採択基準の緩和や、補助率の向上を提言する必要がある。
- 大規模災害時においても、利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する必要がある。
- 「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定を平成29年7月31日に作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。(再掲)
- 水道施設の耐震化や水道未普及地の整備促進などを着実に推進し、また災害時の応急給水や復旧活動のための計画の策定を促進しているところであるが、今後さらに地下水や再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。(再掲)
- 再利用水(中間水)の活用の促進については、「とくしま-0(ゼロ)作戦」防災出前講座やその他の防災講座やイベント等を活用して、さらにその有効性の啓発に努める必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 水道施設の耐震化、未水道普及地の整備促進 (R 2)
- ・ (再掲) 農業施設、基幹的水利施設の耐震化、防災対策の推進 (R 2)

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する必要がある。また、浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進する必要がある。
- 地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率は約7割であり、引き続き各市町村と連携して耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する必要がある。また、老朽化が進む下水道施設に対しては、ストックマネジメント計画を策定し、戦略的維持管理を進める必要がある。さらに、熊本地震(H28)を受けて改訂した下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、各市町の下水道BCPをブラッシュアップさせる必要がある。
- 農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断は63%にとどまっていることをふまえ、機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定を平成29年7月31日

に作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。（再掲）

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する必要がある。また、熊本地震（H28）を受けて改訂した下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、各市町の下水道BCPをブラッシュアップさせる必要がある。（再掲）
- 「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。（再掲）

（重要業績指標）

- ・ 浄化槽普及率 43.4%（H30）
- ・ （再掲）災害用トイレの備蓄の推進（R2）

#### 6-4) 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 東日本大震災で実証されたように、復旧復興は、災害に強い高速道路等を起点として行われており、また、発災後、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。
- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化や無電柱化を図るとともに、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等の対策を推進する必要がある。
- 緊急輸送道路を補完する農林道の整備を推進するとともに、迂回路として活用できる農林道等について、被災状況や、通行可否等の情報を道路管理者間で共有する連絡体制が必要である。
- 海上輸送拠点となす港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに重要港湾BCPの実効性を高め、多発同時被災による港湾施設の能力低下、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。
- 災害時情報共有システムを適切に運用することにより、通行可能ルートの把握等を迅速に行うことができることから、防災機関やライフライン事業者等とも情報を共有し、円滑に運用できるよう訓練を定期的実施する必要がある。
- 南海フェリー・オーシャン東九フェリー・徳島県トラック協会など、主な公共交通機関等との支援協定を締結してきているところであるが、今後においても状況に応じて各種団体との支援協定の締結を推進し、連携体制を確保する必要がある。
- 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、なお一層、関係機関との情報収集・共有体制を整える必要がある。
- 空港機能について、発災後、早期復旧できるよう関係機関が情報共有をできる体制づくりを図る必要がある。
- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。
- 海上交通管制の一元管理、航路啓開計画の策定、広域的な物資拠点の選定等の物流施設・ルートの耐災害性を高める取組みが実施されており、それらの取組みを推進する必要がある。

- 警察が収集する交通情報を補完する官民の自動車プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、関係機関との合同訓練の実施、信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。（再掲）
- 効果的な広域連携体制及び広域処理における災害廃棄物等の輸送手段としてダンプ等の交通路確保に加えて、貨物鉄道や海上輸送等についても検討する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定を平成29年7月31日に作成・公表したが、県HPやパンフレット等による啓発に努める必要がある。（再掲）
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。（再掲）
- 高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進する必要がある。（再掲）
- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、斜面対策及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策を着実に推進する必要がある。また、既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、高速道路等へのアクセス性の向上、緊急輸送道路を補完する農林道の整備等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組み等を促進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。（再掲）
- 帰宅困難者を発生させないよう、高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。（再掲）
- 災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策、港湾施設の耐震・耐波性能強化の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。（再掲）
- 「液状化」については、公表した被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策を、さらに加速化させる必要がある。（再掲）
- いち早く被災者支援を行うため、線路と道路の両方を走行でき、交通機能の「リダンダンシーの確保」や「早期機能復旧」が図られる「DMV」の阿佐東線への導入を推進する必要がある。

（重要業績指標）

- ・（再掲）無電柱化への促進（R2）
- ・（再掲）四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部野根道路）の促進（R2）

- ・（再掲）橋梁長寿命化修繕計画 実施（H 2 6）
- ・（再掲）中津本名線ほか道路拡幅工事（R 3）
- ・（再掲）法面、落石対策事業（R 4）
- ・（再掲）地域防災計画に定める避難道路の維持管理 促進（R 2）

#### 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、徳島県緊急災害対策派遣チーム（TEC-徳島）の体制・機能の拡充・強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、市町村への技術支援等を進める必要がある。
- 災害時情報共有システムと防災関係機関等が運用するシステムの連携を進め、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。（再掲）
- 津波が想定される地域等における河川・海岸堤防等の整備と耐震対策や水門、樋門、陸閘等の自動化・統廃合・常時閉鎖を推進するとともに、閉鎖作業訓練により能力の向上を図る必要がある。河川・海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。（再掲）
- 大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダム施設の改良・柔軟な運用等による機能強化など、治水対策を推進する必要がある。（再掲）
- 大規模水害における堤防の決壊や水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐべく、堤防をはじめとする河川管理施設の状況を把握する河川カルテを早急に策定する必要がある。（再掲）
- 国と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。また要配慮者利用施設に対する対策を推進する必要がある。（再掲）
- 孤立集落の発生を防止するため、生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、斜面对策及び重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策を着実に推進する必要がある。また、既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送に係る環境整備、高速道路等へのアクセス性の向上、緊急輸送道路を補完する農林道の整備等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組み等を促進する必要がある。さらに、早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。（再掲）
- 災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策、港湾施設の耐震・耐波性能強化の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。（再掲）

#### （重要業績指標）

- ・（再掲）無電柱化への促進（R 2）
- ・（再掲）四国横断自動車道（徳島JCT～阿南間）及び地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路～海部野根道路）の促進（R 2）
- ・（再掲）橋梁長寿命化修繕計画 実施（H 2 6）

- ・（再掲）中津本名線ほか道路拡幅工事（R 3）
- ・（再掲）法面、落石対策事業（R 4）
- ・（再掲）地域防災計画に定める避難道路の維持管理 促進（R 2）

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1）地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、消防団や自主防災組織の充実強化による初動対応力の向上を図る必要がある。
- 大規模火災時の空中消火に備え、空中消火訓練が必要。（再掲）
- 警察が収集する交通情報を補完する官民の自動車プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、関係機関との合同訓練の実施、信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。（再掲）
- 密集市街地における住環境改善、防災性の向上等を図る必要がある。（再掲）
- 地震や津波によるLPガスの放出による延焼を防止するため、LPガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。（再掲）
- LPガス放出防止装置の設置の促進については、ガス放出防止装置の設置率100%を目指し、県エルピーガス協会とともに設置の促進を図る必要がある。（再掲）
- 消防力の強化については、消防組織法により、消防庁が定める基準に基づき、消防職員・消防団員の教育訓練を、計画に沿って行う必要がある。（再掲）
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、市町村をはじめとした関係機関と連携した取組みを推進する必要がある。（再掲）
- 火災予防、通電火災防止、危険物事故防止対策等の啓発を推進するとともに、感震ブレーカーや住宅用火災報知器の設置の促進を図る必要がある。（再掲）
- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等について、設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する必要がある。（再掲）
- 警察、消防等の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、施設の整備、情報通信機能の耐災害性の強化・高度化を着実に推進する必要がある。（再掲）
- 感震ブレーカーの設置の促進、住宅用火災警報器の設置等については、引き続き火災予防啓発を通じて、さらに推進する必要がある。（再掲）

#### （重要業績指標）

- ・（再掲）消防団員数 346人（R 3）
- ・（再掲）消防団設備整備費補助金事業 必要に応じて実施
- ・（再掲）第6次地震防災緊急事業五箇年計画 策定（R 3）
- ・（再掲）ヘリポート候補地の検討 必要に応じて実施

### 7-2）沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や訓練環境

等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。（再掲）

- 警察が収集する交通情報を補完する官民の自動車プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、関係機関との合同訓練の実施、信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。（再掲）
- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。（再掲）
- 県営住宅の倒壊・損傷による被害の回避や、津波避難ビル確保の観点から、施設の長寿命化を推進する必要がある。（再掲）
- 沿線・沿道の建物倒壊による被害の回避や、避難路確保の観点から、市町村をはじめとした関係機関と連携した取組みを推進する必要がある。（再掲）
- 発災後、迅速な通行経路啓開に向けて、緊急交通路等の指定及び確保を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う必要がある。（再掲）
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。（再掲）

（重要業績指標）

- ・（再掲）老朽危険空き家・空き建築物除却数（累計）6（R1）
- ・（再掲）空き家対策計画 未策定（R1）
- ・（再掲）住宅・建築物安全ストック形成事業（R4）
- ・（再掲）地域防災計画に定める避難道路の維持管理 促進（R2）

7-3) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める必要がある。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める必要がある。さらに、全ての防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る必要がある。（再掲）
- 大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、大規模盛土造成地マップを公表し、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める必要がある。（再掲）
- 国と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等による土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。特に近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する必要がある。また要配慮者利用施設に対する対策を推進する必要がある。（再掲）
- 国と連携し、砂防・治山・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を推進し、地震等によ

る土砂災害の発生、被害を最小限に押さえる必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組みを推進する必要がある。また、あわせて、土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の強化や住民への啓発等のソフト対策を組み合わせる必要がある。

- 大規模災害時において、治水上必要なダム機能が維持されるよう、ダム管理施設の予防保全対策を推進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震や集中豪雨により深層崩壊や地すべりが発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水や天然ダムの決壊による二次災害の発生のおそれがあることから、住民へ迅速に避難情報が出せるよう体制づくりを行う必要がある。

(重要業績指標)

- ・(再掲) 地域防災計画に定める避難道路の維持管理 促進 (R2)
- ・(再掲) 地すべり対策の推進 (R2)

7-4) 農地・森林等の被害による県土の荒廃

- 森林の荒廃により森林の国土保全機能(土砂災害防止・洪水緩和)が損なわれ、巨大地震や地球温暖化に伴う集中豪雨により山地災害リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等の森林整備や治山対策・砂防対策・地すべり防止対策等を推進するとともに、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。また、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を促進する必要がある。(再掲)
- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図っていく必要がある。(再掲)
- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する必要がある。(再掲)
- 管理不十分な森林が拡大し、森林が有する重要な水資源及び県土の保全機能の低下が懸念されることから、平成26年4月に施行した「徳島県豊かな森林を守る条例」、平成31年4月に施行された「森林環境譲与税」を財源とした「新たな森林管理制度」に基づき、森林の適正な管理・保全を促すとともに、公有林化や間伐等の森林整備を推進し、森林の荒廃を防ぐ必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組みを推進する必要がある。
- 林業・木材産業を活性化させることにより、森林の保全を図る必要があることから、平成25年4月には、「徳島県県産材利用促進条例」を施行するとともに、県産材の生産・消費量の倍増を目標とした「林業プロジェクト」を推進しているところであり、今後も災害に強い健全な森林育成のため、県産材の利用を促進する必要がある。
- 地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取組みを推進し、防災力を強化する必要がある。(再掲)
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 中山間地等直接支払制度の活用 (R 2)
- ・ 有害鳥獣捕獲者に対して補助を実施 (R 2)
- ・ (再掲) 森林経営計画認定面積 2, 568. 98 ha (H 30)
- ・ (再掲) 森林境界明確化面積実施率 17. 22% (H 30)
- ・ (再掲) 間伐等森林整備面積 51, 11 ha (H 30)
- ・ (再掲) 県産材の生産量 10, 434 m<sup>3</sup> (H 30)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 県内市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。
- 県及び市町村の災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。
- 効果的な広域連携体制及び広域処理における災害廃棄物等の輸送手段としてダンプ等の交通路確保に加えて、貨物鉄道や海上輸送等についても検討する必要がある。(再掲)
- 既存の処理施設(焼却施設、破砕機等)だけでは、災害廃棄物等の処理に長期間を要することから、仮設焼却炉の設置等についても検討する必要がある。
- 市町村においては、県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。

(重要業績指標)

- ・ 事前復興計画 未策定 (R 1)
- ・ 公共施設の劣化状況調査 (R 1)
- ・ (再掲) 四国横断自動車道(徳島JCT~阿南間)及び地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路~海部野根道路)の促進 (R 2)
- ・ (再掲) 災害廃棄物処理計画 策定 (H 29)
- ・ (再掲) 地域防災計画に定める避難道路の維持管理 促進 (R 2)

8-2) 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく必要がある。
- 道路啓開等にあたっては、国等との情報共有を図り、道路啓開計画の実効性向上に向け、訓練等を積み重ねる必要がある。

- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。
- 県技術職員OBからなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等の協力を得て、国から派遣されるTEC-FORCEへの協力や市町村への支援ができる体制づくりを検討する必要がある。
- 警察・消防機能の大幅な低下を回避するため、施設等の整備を進めるとともに、警察や消防の緊急車両が被災後に使用できない事態を招かないよう対策を検討する必要がある。
- 震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、市町村の事前復興の取組み支援する必要がある。
- 警察災害派遣隊の訓練練度の向上のための訓練施設を整備する必要がある。また、L1規模の災害発生に備え、同隊の体制の更なる充実強化や装備資機材の新規整備及び更新並びに給油手段の確保を図る必要がある。(再掲)
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制の体制や訓練環境等の充実強化、夜間対応も含めた装備資機材の更なる整備を図るとともに、関係機関との連携が十分に機能しないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。(再掲)
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。(再掲)
- 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、徳島県緊急災害対策派遣チーム(TEC-徳島)の体制・機能の拡充・強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、市町村への技術支援等を進める必要がある。(再掲)
- 自主防災組織について組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。
- 被災者生活再建支援制度の充実については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度の充実を働きかける必要がある。
- 平時は地域住民の交流施設、災害時は要配慮者の福祉避難所としての機能を実装する「地域生活支援拠点」を整備し、地域の絆を深め、互いに支え合う地域共生社会の実現を図る必要がある。
- 万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。このため、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての市町村への啓発を継続するとともに、市町村が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討す

<p>る必要がある。</p>
<p>(重要業績指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織等関係機関との連携強化 (R 2)</li> <li>・ 防災教育を通じた若年層のリーダーの育成 (R 2)</li> <li>・ (再掲) 避難所運営マニュアル 策定 (R 1)</li> </ul>

<p>8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震等に伴う地盤沈下等による長期にわたる浸水対策としては、排水ポンプ車による浸水排除が効果的であることから、排水ポンプ車を保有している国土交通省と連携し、情報伝達訓練及び排水ポンプ車稼働訓練を行い能力の向上に努める必要がある</li> <li>○ 地震・津波等による浸水への対策を着実に推進するため、海岸堤防・河川堤防の耐震化や防潮林の整備を引き続き推進する必要がある。</li> </ul>
<p>(重要業績指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難体制確立のタイムライン 未策定 (R 1)</li> <li>・ (再掲) 事前復興計画 未策定 (R 1)</li> <li>・ (再掲) 公共施設の劣化状況調査 (R 1)</li> <li>・ (再掲) 事前復興計画 未策定 (R 1)</li> </ul>

<p>8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「文化財災害対応マニュアル」により、市町村・所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る必要がある。</li> <li>○ 文化財の喪失を防ぐためには、平時から県民の文化財保護意識を醸成する必要がある。</li> <li>○ 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。</li> <li>○ 博物館(博物館相当施設、博物館類似施設を含む)における展示方法・収蔵方法等を点検・改善し、来館者や展示・収蔵資料の被害を最小限にとどめることが必要である。また、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えるとともに、展示・収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てるため、アーカイブしておく必要がある。</li> <li>○ 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組み等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>
<p>(重要業績指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (再掲) 四国横断自動車道(徳島JCT～阿南間)及び地域高規格道路阿南安芸自動車道(桑野道路～海部野根道路)の促進 (R 2)</li> <li>・ (再掲) 災害廃棄物処理計画 策定 (H 2 9)</li> <li>・ (再掲) 事前復興計画 未策定 (R 1)</li> <li>・ (再掲) 公共施設の劣化状況調査 (R 1)</li> </ul>

#### 8-5) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 東日本大震災で実証されたように、復旧復興は、災害に強い高速道路等を起点として行われており、また、発災後、確実かつ円滑に救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組む必要がある。また、高速道路ネットワークの4車線化や追加ICの設置等による機能強化を図る必要がある。(再掲)
- 緊急輸送道路等の交通施設の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化や無電柱化を図るとともに、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等の対策を推進する必要がある。(再掲)
- 県南地域では、南海トラフ巨大地震の津波により、唯一の幹線道路である国道55号が分断され、地域の孤立化が危惧されることから、津波回避バイパスとなる国道55号牟岐バイパス、海部野根道路等の整備を進める必要がある。(再掲)
- 高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策、海上輸送拠点となる港湾施設の整備・耐震化を着実に推進する必要がある。また、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送路を補完する農林道の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 帰宅困難者を発生させないよう、高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、海岸等対策を推進し、必要な交通を確保する必要がある。また、交通インフラの早期復旧のため、関係機関や関係団体が連携して対応策を検討するとともに、訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 災害派遣医療チーム(DMAT)等の支援ルートを確保するため、高速道路等のミッシングリンクの早期解消や機能強化、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化や無電柱化、重要な交通施設を守るための治水・治山、砂防、地すべり、海岸等対策、港湾施設の耐震・耐波性能強化の着実な推進と支援物資物流を確保する必要がある。(再掲)
- 海上輸送拠点となす港湾施設の整備・耐震化を推進するとともに重要港湾BCPの実効性を高め、多発同時被災による港湾施設の能力低下、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する必要がある。(再掲)
- いち早く被災者支援を行うため、線路と道路の両方を走行でき、交通機能の「リダンダンシーの確保」や「早期機能復旧」が図られる「DMV」の阿佐東線への導入を推進する必要がある。(再掲)
- 「山陽新幹線のリダンダンシーの確保」や「多重型国土軸の形成」として、「四国新幹線」の整備を推進する必要がある。
- 各分野の関係機関・団体等における復興のための検討の促進については、高台移転などの「まちづくり計画」に係る概略検討も含め市町村の事前復興の取組みを支援する必要がある。
- こうした中、県では、橋梁やトンネルなどインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえた、「徳島県公共施設等総合管理計画」に基づき、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ (再掲) 四国横断自動車道 (徳島 J C T ~ 阿南間) 及び地域高規格道路阿南安芸自動車道 (桑野道路 ~ 海部野根道路) の促進 (R 2)
- ・ (再掲) 橋梁長寿命化修繕計画 実施 (H 2 6)
- ・ (再掲) 中津本名線ほか道路拡幅工事 (R 3)
- ・ (再掲) 法面、落石対策事業 (R 4)
- ・ (再掲) 地域防災計画に定める避難道路の維持管理 促進 (R 2)
- ・ (再掲) 災害廃棄物処理計画 策定 (H 2 9)
- ・ (再掲) 事前復興計画 未策定 (R 1)
- ・ (再掲) 公共施設の劣化状況調査 (R 1)

8-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 防災関係機関が、被災状況等を同一のGIS上で情報共有できる災害時情報共有システムを活用し、大規模災害発生時における空地の利用について、平時から情報共有を図る必要がある。
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。
- 高齢人口が増加し、今後大量の相続が発生する時期を迎える中、所有者不明土地が一層増加することが見込まれる。このため、所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧復興のための用地確保の円滑化に資するよう必要がある。さらに、相続による所有権移転等を登記に反映させる仕組みや、管理不全な土地等を手放すことができる仕組み等、登記制度及び土地所有権等の在り方について国に提言する必要がある。
- 被災後に早期かつ確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての地方公共団体への啓発を継続するとともに、地方公共団体が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。
- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査や被災宅地危険度判定の迅速化など、発災時に地方公共団体に対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知していく必要がある。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討し、方向性を示していく必要がある。
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促していく必要がある。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、高

台移転・集団移転の事前計画策定、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を進めておく必要がある。

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査により土地境界を明確にしておく必要がある。地籍調査は、南海トラフ巨大地震における津波浸水被害関連地域や集中豪雨などによる土砂災害が想定される山地災害関連地域などの「防災・減災対策関連地域」において重点的に促進しているが、令和2年度末で40.8%（全国平均51.9%）にとどまっており、さらに促進を図る必要がある。（再掲）
- 大規模災害発生後において、迅速に被災者の生活再建を支援するため、県・市町村職員に対し、罹災証明発行の前提となる住家被害認定調査が円滑に行えるよう、実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。

（重要業績指標）

・ 神山町国土調査事業十箇年計画 策定（H30）

#### 8-7) 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

- 大規模災害の発生による被災状況を、国や他の都道府県へ情報発信し、応急対策期からの受援体制を構築するとともに、復旧・復興期に至るまで、切れ目なく広域支援を受け入れる体制づくりが必要である。
- 災害救助法や被災者生活再建支援法など、被災者支援の仕組みについて、平時から説明会等を通じて的確に周知し、県・市町村の対応力向上を図る必要がある。
- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物の広域輸送に関する体制の構築を図っておく必要がある。また、被災地からの人口流出を防ぐための速やかな復興には、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりトレーニングの実施や「事前復興」等をテーマとした動画の制作・配信による県民意識の醸成など、平時から復興を見据えた検討や復興への考え方を浸透させる必要がある。
- 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるBCPの実効性の確保が必要であり、策定されたBCPの実効性の検証・改善を継続的に実施していく必要がある。
- 大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、BCPの策定を推進するとともに、訓練などにより策定されたBCPの実効性を向上させる必要がある。
- 大規模災害による地域経済の破綻を防ぎ、県民生活や県内経済の安全・安心につなげるため、「大規模災害時における資金の安定供給に関する協定」に基づく、金融機関と連携した取組みを進める必要がある。
- 地震・津波による産業施設への影響評価の手法の確立を進める必要がある。また、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCPの策定を促進する必要がある。
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、自治体、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資

輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。（再掲）

- 大規模災害時の円滑な企業間支援の実現に向け、徳島県商工3団体青年部が主体となり、災害時において、企業が支援可能な情報を予め登録するWebサイト「とくしま災害支援パートナーズ」を立ち上げ、現在、登録企業の拡大に取り組んでいる。現在の登録企業：112企業（再掲）
- 災害訓練や救急勉強会等を継続して実施するとともに、災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）の整備について、訓練による検証を通じた見直しを適宜行うとともに、災害訓練や救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る必要がある。（再掲）
- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠における耐震化を進めるとともに、下水処理場における津波対策を推進する必要がある。また、熊本地震（H28）を受けて改訂した下水道BCP策定マニュアル等を踏まえ、各市町の下水道BCPをブラッシュアップさせる必要がある。（再掲）
- BCPや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ・ラジオ放送が中断することがないように対策を講じておく必要がある。（再掲）
- 企業BCPの策定は、災害発生時における企業の「被害軽減」と「早期の事業再開」の観点から、重要性が高いものであり、平成26年3月に、新たに全業種を対象とした「企業BCP認定制度」を創設するとともに、徳島大学や経済団体との連携による図上訓練等の実践的な研修や専門家派遣による指導など、企業のBCP策定に向けた支援を行っている。今後とも、県内企業に対するBCP策定やサプライチェーンの寸断による生産力の低下を招かないよう、製造業と物流事業者間など、サプライチェーンを構成する企業間のBCPについても促進する必要がある。（再掲）
- 県内の金融機関では、建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保やBCPの実効性向上等が進められているが、各金融機関によって進捗状況が異なるため、引き続き取組みを促進していく必要がある。また、BCPの実効性を向上させるための対策を継続的に実施する必要がある。（再掲）
- 巨大地震による津波災害からの、速やかな被災農地の復旧と営農再開に向け、策定した農業版BCPの実効性を高める必要がある。（再掲）
- 県内15の農業協同組合のうち、12組合において、BCP策定済（H31年3月時点）であり、残り3組合の円滑な策定を促進する必要がある。土地改良区BCPについては、基幹的水利施設を管理している24土地改良区のうち、11土地改良区で策定済（H31年3月時点）であり、今後、更なる策定に向け、普及啓発を行う必要がある。また、県内33の沿海漁業協同組合については、20組合において、BCP策定済（H31年3月時点）であり、残り13組合について、策定を促進する必要がある。（再掲）
- 県営工業用水道の管路については、優先度評価に基づき引き続き耐震化・老朽化対策に取り組む必要がある。また、大規模災害時に速やかに復旧するため、「企業局BCP」の充実・強化を図るとともに、緊急給水設備の整備、関係団体と訓練を通じての緊密な応援体制の強化に取り組む必要がある。（再掲）
- 震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、市町村の事前復興の取組み支援する必要がある。（再掲）
- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュ

ニティカを高める取組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進めていく必要がある。（再掲）

- 道路啓開等にあたっては、国等との情報共有を図り、道路啓開計画の実効性向上に向け、訓練等を積み重ねる必要がある。（再掲）
- 各分野の関係機関・団体等における復興のための検討の促進については、高台移転などの「まちづくり計画」に係る概略検討も含め市町村の事前復興の取組みを支援する必要がある。（再掲）
- 万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。このため、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての市町村への啓発を継続するとともに、市町村が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。（再掲）
- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングの実施等を推進し、復興事前準備についての地方公共団体への啓発を継続するとともに、地方公共団体が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する必要がある。（再掲）

（重要業績指標）

- ・ 事業者BCP策定推進（R2）
- ・ （再掲）事前復興計画 未策定（R1）

横断的分野の脆弱性評価結果

リスクコミュニケーション分野

- 県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。
- 発達段階に応じた防災教育をはじめ、県民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、地域の「防災リーダー」となる防災を担う人材を育成する必要がある。
- リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで、構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する必要がある。
- 児童生徒の災害に適切に対応する能力、主体的に判断し、行動する能力を高めるため、各学校が家庭・地域・関係機関と連携した防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
- 災害から児童生徒の安全確保を図るため、防災教育に係る指導力を高め、地域と連携した防災訓練等を実施する「防災士の資格を持つ教員」の養成が必要である。

(重要業績指標)

- ・ (再掲) 要支援者名簿 作成 (H 2 9)
- ・ (再掲) 要支援者に対する個別計画 未策定 (R 1)
- ・ (再掲) 徳島県総合防災訓練 参加 (R 1)

人材育成分野

- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要がある。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する必要がある。また、D M A T等の計画的養成をはじめ、災害医療に携わる人材養成及び体制整備に取り組む必要がある。
- 被災者の生活の迅速な復旧を図るため、避難所運営、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる職員の育成が必要である。
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、県・市町村の職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成する必要がある。
- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の結成促進、住民参加による避難訓練の実施等により、県民の防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりが必要である。(再掲)
- 津波からの即避難率100%を目指し県民の意識啓発を促進するとともに、防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど総合的なソフト対策を促進する必要がある。(再掲)
- 消防団員の確保促進や自主防災組織の充実・強化に努めているところであるが、さらに災害対応力強化のための人材育成、装備資機材等の充実・強化を推進する必要がある。(再掲)
- 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、県及び市町村職員に対する実践的な研修や訓練を通じて、マネジメント人材の育成を行う必要がある。(再掲)
- 県及び市町村の災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る必要がある。(再掲)
- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく必要がある。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平

時から戦略的に整備を進めていく必要がある。（再掲）

- 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。（再掲）
- 県技術職員OBからなる防災エキスパート、山地防災ヘルパー、砂防ボランティア等の協力を得て、国から派遣されるTEC-FORCEへの協力や市町村への支援ができる体制づくりを検討する必要がある。（再掲）
- 自主防災組織について組織率100%を目指し、かつ、活動の活性化について支援を行うとともに、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図り、さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る必要がある。（再掲）
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から若年者や女性雇用の取組みを拡充することにより建設業への入職の促進を図るとともに、技術者等のためのセミナー等を開催し、就業者の定着を図る必要がある。（再掲）
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。（再掲）
- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる必要がある。（再掲）

（重要業績指標）

- ・（再掲）防災士認定者数 0人（R1）
- ・（再掲）スフィア・プロジェクトの浸透（R2）
- ・（再掲）DMAT（災害派遣医療チーム）の養成への協力（R2）
- ・（再掲）「全国女性消防団員活性化徳島大会」開催・参加（R4）
- ・（再掲）女性消防隊の発足（H30）

官民連携分野

- 道路・航路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウを活用するための官民連携体制を確保する必要がある。これを実効あるものとするために、民間企業や業界団体との協定の締結や実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。また、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。
- 被害情報をはじめとする災害対応の迅速な収集・提供・共有に向け、新技術の導入、ビッグデータの収集・整備に向けた研究開発及び活用を図るため、災害時情報共有システムの機能強化を行う必要がある。
- 災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、地方公共団体、ボランティア、NPO、これらの活動をコーディネートする中間支援組織など様々な主体の「連携・協働」が必要となる。同時に、被災地の地域特性に応じた支援とするには、被災自治体と社会福祉協議会、自治会、地域NPOが連携した受入体制の整備をする必要がある。更に、被災自治体が設置する災害対策本部において、官民連携を確実な

もののできる体制を検討する。

- 大規模広域災害が発生した場合、単独組織だけでは対応が困難になることから、BCPの充実に重要な役割を担う団体等が参画する「徳島県地域継続推進協議会」において、地域継続に係る諸課題について検討を行う必要がある。
- 本県は自然エネルギーの宝庫であり、民間事業者が設置する自然エネルギー発電施設を誘致して地域振興や産業の創出につなげていく必要がある。
- 大規模災害時における資金安定供給を図るためには、官民連携による「大規模災害時資金安定供給協議会」を中心に、災害時の相談にWeb上で24時間対応する「AI資金コンシェルジュ」を実装し、関係機関が連携した資金供給体制を構築する必要がある。（再掲）
- 県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、及び協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する必要がある。（再掲）
- 物流の専門家と連携した図上訓練や実動訓練を実施し、大規模災害時における物資輸送体制の実効性を向上させる必要がある。（再掲）
- 官民の自動車プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避する必要がある。（再掲）
- 通信販売事業者との協定による避難所への物資供給体制を確立し、避難者のきめ細かなニーズに対応する必要がある。（再掲）
- 警察が収集する交通情報を補完する官民の自動車プローブ情報の活用により、渋滞状況を正確に把握し交通渋滞を回避するため、交通管制システムの高度化を図る必要がある。（再掲）
- 企業においては、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る必要がある。（再掲）
- 県営工業用水道の管路については、優先度評価に基づき引き続き耐震化・老朽化対策に取り組む必要がある。また、大規模災害時に速やかに復旧するため、「企業局BCP」の充実・強化を図るとともに、緊急給水設備の整備、関係団体と訓練を通じての緊密な応援体制の強化に取り組む必要がある。（再掲）
- 災害時に被災箇所の円滑な調査・復旧を進める上で、小型無人機・ドローンの新たな活用策の研究・検討や精通した技術者の育成が必要である。（再掲）
- 「南海フェリー」「オーシャン東九フェリー」「徳島県トラック協会」など、主な公共交通機関等との支援協定を締結してきているところであるが、今後においても状況に応じて各種団体との支援協定の締結を推進し、連携体制を確保する必要がある。（再掲）
- 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、なお一層、関係機関との情報収集・共有体制を整える必要がある。（再掲）
- 空港機能について、発災後、早期復旧できるよう関係機関が情報共有をできる体制づくりを図る必要がある。（再掲）
- 警察が収集する交通情報を補完する官民の自動車プローブ情報を活用し、渋滞状況を正確に把握するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するため、関係機関との合同訓練の実施、信号機電源付加装置の整備を推進する必要がある。（再掲）

○ 県内市町村、民間事業者団体、他都道府県等による連携訓練を実施するなど実効性を高めていく必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ (再掲) 総合防災訓練、図上訓練 参加 (R 1)

#### 長寿命化対策分野

○ 県民の日々の「生活」や「社会経済活動」は、道路、河川、港湾といった「公共インフラ施設」や、学校、文化・スポーツ施設、行政庁舎などの「ハコモノ施設」で支えられており、県民がそれぞれの「夢と希望」の実現に向け、心豊かな暮らしを送るためには、「これら公共施設の安全・安心の確保」が不可欠であるが、県はもとより、我が国全体において、高度成長期以降に集中的に建設された公共施設の老朽化が大きな課題となっている。

○ こうした中、県では、橋梁やトンネルなどインフラ施設については、個別に長寿命化計画の策定が推進されているところであるが、将来の人口推計や財政状況等を勘案した「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえた、「徳島県公共施設等総合管理計画」に基づき、「既存ストックの積極的な有効活用」や「老朽施設の戦略的な長寿命化」など、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現し、計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁的な推進体制の構築を図る必要がある。(再掲)

○ 本県においては、これまで「既存ストック有効活用先進県」として、「既存施設の思い切った用途転換」をはじめ、「民間資金やノウハウの積極的活用」、「多面的効果的な施設整備」など、「創意工夫を凝らした長寿命化への実践」を積み重ねてきており、老朽化対策を進めるに当たっては、単に修繕や改修などによって「機能維持」を図るだけでなく、いかに県民の新たなニーズに応える「付加価値」を高めることができるかを強く求めていくことが重要である。

○ 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める必要がある。(再掲)

(重要業績指標)

- ・ (再掲) 事前復興計画 未策定 (R 1)
- ・ (再掲) 公共施設の劣化状況調査 (R 1)

#### 研究開発分野

○ 徳島県科学技術憲章の理念の則り、人工知能 (AI) 技術、ビッグデータ、IoT、ICT技術等の活用による迅速な災害情報の収集・共有・分析等Society 5.0 実現とともに、SDG s 達成に向けた取組み、基礎技術から応用技術に至る幅広い分野の技術開発が求められることを踏まえつつ、技術の社会実装に向けた研究開発を進める必要がある。

○ 各防災機関等の自立的災害対応や速やかな被災者支援を実現するため、ビッグデータ、IoT、ICT技術等を活用し、様々な災害情報を地図上で可視化する高度利用に向けた取組みを実施する必要がある。

○ 国土保全に寄与するとともに、防災にも役立つ県産木材の活用方法の研究をさらに進める必要がある

- 大規模災害時における資金安定供給を図るためには、官民連携による「大規模災害時資金安定供給協議会」を中心に、災害時の相談にWeb上で24時間対応する「AI資金コンサルジュ」を実装し、関係機関が連携した資金供給体制を構築する必要がある。（再掲）
- 準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める必要がある。（再掲）

#### 過疎対策分野

- 南海トラフの巨大地震等に備えた庁舎の耐震化や移転などには多額の財政需要が生じ、財政基盤の脆弱な過疎市町村においては、集中的な事業実施が財政に過大な影響を与えることが懸念されており、安定した財源の確保を図る必要がある。
- 本県は自然エネルギーの宝庫であり、民間事業者が設置する自然エネルギー発電施設を誘致して地域振興や産業の創出につなげていく必要がある。（再掲）
- 中山間地の小規模な市町村をはじめとする過疎地域では、人口の減少と高齢化が進んで「限界集落」が増加しており、「限界集落」の再生を図っていくには、継続的な地域経済の循環を実現するとともに、多様な主体によるハード・ソフト両面からの幅広い対策が実施できる支援制度の継続と予算の充実を図ることが必要である。
- 過疎地域には、大規模災害発生時には、孤立する可能性のある集落が多数存在していることから、災害に強い通信手段を確保するためには、衛星携帯電話だけでなく、デジタル簡易無線とアマチュア無線など、特に山間部においては地域の状況に応じた通信網の整備を行う必要がある。
- 地域情報サービスを安定かつ継続して提供するためには、大規模な基盤の改良、改修、更新が必要であり、財源の確保が大きな課題となっている。
- 医師の地域偏在、診療科偏在が問題となる中、医師の過疎地域における勤務に対する優遇措置等が不十分であるため、過疎地域の医師不足が深刻化しており、過疎地域における医療の維持・充実を図るため、予算面や制度面での一層の配慮が必要である。

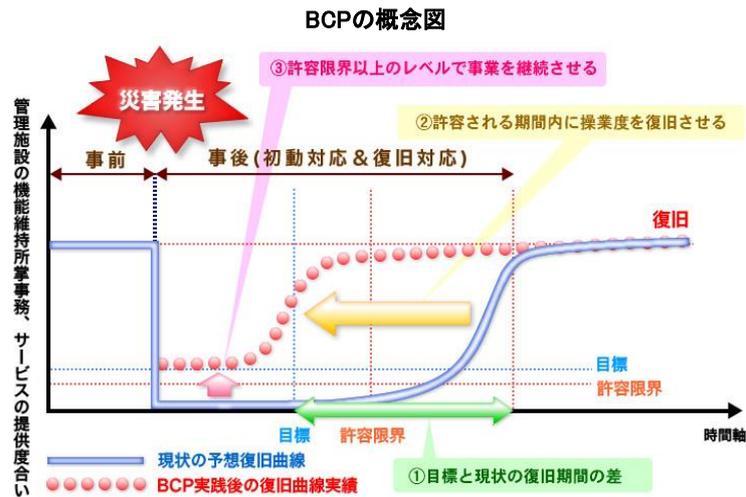
#### (重要業績指標)

- ・ 孤立可能性集落カルテ 未策定 (R 1)
- ・ 神山町地方創生推進計画 策定 (H 3 0)
- ・ (再掲) 地域熱供給事業 推進 (R 2)

### 別紙3 国土強靱化の推進方針における「BCP」

地域計画とは、どのような大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくり上げ、県民生活や地域社会、産業などを守るために策定する計画である。

一方、BCPとは、企業が自然災害、事故などの予期せぬ緊急事態に遭遇した場合に、重要業務に対する被害を最小限にとどめ、最低限の事業活動を継続しながら、早期復旧を行うために事前に策定する行動計画である。



「強靱な地域」をつくるためには、家庭や企業、行政それぞれが大規模自然災害に備え、BCPを策定することが非常に有効であり重要である。

このため、地域計画の様々なプログラムの推進方針の中に、BCPの策定やそれを支援するための施策を盛り込んでいる。

## 別紙4 重要業績指標一覧

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生			
1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・住宅・建築物安全ストック形成事業 ①住宅・建築物の耐震化（耐震診断事業、補強計画事業、耐震改修検査、耐震シェルター検査、住替検査、耐震改修事業） ②民間住宅の耐震改修等事業（住まいのスマート化支援事業、耐震シェルター普及支援事業、住替支援事業） ③アロック塀等の安全対策事業（アロック塀等の安全対策事業）	実施（R4～）	-	20
・神山中学校体育館非構造部材耐震化工事	竣工（R2）	-	20
・町立小学校校舎非構造部材耐震化工事	0校（R4）	2校（R7）	20
・公共施設の耐震化率	44.9%（R1）	100%（R6）	20
・防災士認定者数	0人（R1）	3人（R6）	21
・防災士資格取得の推進	-（R3）	役場全正規職員（R5）	21
・地区防災計画策定	0地区（R1）	3地区（R6）	21
・喜来ヘリポート消火栓設置工事	竣工（R2）	-	21
・防災ヘリポート候補地	-（R1）	必要に応じて実施	21
・空き家再生等推進事業（除却タイプ）	実施（R4～）	-	21
・空き家対策計画の策定	-（R1）	検討（R2）	21
・消防団員数	344人（R1）	350人（R6）	21
・消防団設備補補助金事業	-（R3）	必要に応じて実施	22
・第6次地震防災緊急事業五箇年計画	策定（R3）	実施（R7）	22
・備蓄計画の策定	-（R1）	検討（R2）	22

1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・タイムラインの策定	-（R1）	検討（R2）	22

1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・森林経営計画認定面積	2,568.98ha（H30）	2,600.00ha（R4）	23
・森林境界明確化面積実施率	17.22%（H30）	21%（R4）	23
・間伐等森林整備面積	51.11ha（H30）	70ha（R4）	23
・町産材の生産量	10,434m <sup>3</sup> （H30）	12,000m <sup>3</sup> （R4）	23
・土砂災害ハザードマップ	更新、全戸配布（R1）	必要に応じて見直し、更新	24

・衛星携帯電話の配備	7機（R1）	－	24
・町内防災倉庫	3棟（R1）	10棟（R6）	24
・防災備蓄品の充実	－（R1）	必要に応じて実施	24
・町民体育館避難所機能強化	－（R3）	必要に応じて実施	24
・地域防災計画	改訂（R3）	必要に応じて見直し、更新	25
・要支援者名簿	作成（H29）	必要に応じて見直し、更新	25
・要支援者の個別計画策定	－（R1）	検討（R2）	25
・老朽危険空き家・空き建物除去事業（再掲）	6（累計）	要望に応じて実施	25
・橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕	実施（H26～）	267橋	25
・町道谷線改良	－（R1）	完了（R2）	25
・道路拡幅事業（中津本名線ほか）	実施（R3）	実施（R7）	25
・法面・落石対策事業（野間殿川内線ほか）	実施（R4）	実施（R8）	25
・林道開設 奥屋敷線	実施（H30）	実施（R9）	25
・林道改良 殿宮線	実施（R3）	実施（R5）	25
・指定緊急避難場所確保	－（R1）	推進（R2）	26
・応急仮設住宅候補地	町内5地区（R1）	町内6地区（R6）	26
・地域防災計画に定める避難道路の維持管理	－（R1）	促進（R2）	26
・防災ヘリポート候補地（再掲）	－（R1）	検討（R2）	26
・ため池ハザードマップ	作成・配布（R1）	必要に応じて見直し、更新	26
・ため池に関するデータベース	－（R1）	整備・周知（R2）	26

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			
2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・地域防災計画に定める備蓄目標の達成	－（R3）	必要に応じて実施	28
・町内防災倉庫（再掲）	3棟（R1）	10棟（R6）	28
・防災備蓄品の充実（再掲）	－（R1）	必要に応じて実施	28
・町民体育館避難所機能強化（再掲）	－（R3）	必要に応じて実施	28
・防災倉庫の収納機能の強化	実施（R2）	必要に応じて実施	28
・地域防災計画に定める避難道路の維持管理（再掲）	－（R1）	促進（R2）	29
・橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕（再掲）	実施（H26～）	267橋	29
・町道谷線改良（再掲）	－（R1）	完了（R2）	29
・道路拡幅事業（中津本名線ほか）（再掲）	実施（R3）	実施（R7）	29
・法面・落石対策事業（野間殿川内線ほか）（再掲）	実施（R4）	実施（R8）	29
・林道開設 奥屋敷線（再掲）	実施（H30）	実施（R9）	29

・林道改良 殿宮線	実施（R3）	実施（R5）	29
・孤立可能性集落カルテの作成	作成（R2）	支援体制構築（R4）	30
・喜来ヘリポート消火栓設置工事（再掲）	竣工（R2）	－	30
・防災ヘリポート候補地（再掲）	－（R1）	必要に応じて実施	30
・衛星携帯電話の配備（再掲）	7機（R1）	－	30
・自然エネルギーによる電力自給率（県）	27.9%（H30）	30.5%（R4）	30
・木質バイオマスエネルギーの活用	－（R1）	促進（R2～）	30
・地域熱供給事業	－（R1）	推進（R2～）	30

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			
重要業績指標	現況	目標	P
・安全装備品等（活動服、耐切創保護服等）の整備	購入（R4）	－	31
・消防団活動用資機材の充実	実施（R3）	必要に応じて実施	31
・「全国女性消防団員活性化徳島大会」	開催・参加（R4）	－	31
・第6次地震防災緊急事業五箇年計画（再掲）	策定（R3）	実施（R7）	32
・地域防災計画（再掲）	改訂（R3）	必要に応じて見直し、 更新	32

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			
2-6) 被災地における感染症等の大規模発生			
2-7) 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・自然エネルギーによる電力自給率（県）（再掲）	27.9%（H30）	30.5%（R4）	34
・木質バイオマスエネルギーの活用（再掲）	－（R1）	促進（R2）	34
・地域熱供給事業（再掲）	－（R1）	推進（R2）	34
・ガソリン販売業者との協定数	0（R1）	3（R6）	35
・コロナウイルス感染症対策用備蓄品の配備	実施（R3）	必要に応じて実施	35
・浄化槽普及率	43.4%（H30）	74.3%（R6）	36
・防災備蓄品の充実（再掲）	－（R1）	必要に応じて実施	36
・避難所運営マニュアル	策定（R1）	必要に応じて見直し、 改訂	37
・災害廃棄物処理計画	策定（H29）	必要に応じて見直し、 改訂	37

3-1) 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱			
3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ			
重要業績指標	現況	目標	P
・避難所運営マニュアル（再掲）	策定（R1）	必要に応じて見直し、	40

		改訂	
--	--	----	--

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			
4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			
4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・衛星携帯電話の配備（再掲）	7機（R1）	-	43
・要支援者名簿（再掲）	作成（H29）	必要に応じて見直し、更新	44
・要支援者の個別計画策定（再掲）	-（R1）	検討（R2）	44
・地域防災計画（再掲）	改訂（R3）	必要に応じて見直し、更新	45

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下			
5-2) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			
5-3) 金融サービス等の機能停止により住民生活や商取引に甚大な影響が発生する事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・町内BCP認定企業数	把握（R4）	全事業所策定（R7）	47

5-4) 食料等の安定供給の停滞			
5-5) 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			
重要業績指標	現況	目標	P
・橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕（再掲）	実施（H26～）	267橋	48
・町道谷線改良（再掲）	-（R1）	完了（R2）	48
・道路拡幅事業（中津本名線ほか）（再掲）	実施（R3）	実施（R7）	48
・法面・落石対策事業（野間殿川内線ほか）（再掲）	実施（R4）	実施（R8）	48
・地域防災計画に定める備蓄目標の達成（再掲）	-（R3）	必要に応じて実施	49
・町内防災倉庫（再掲）	3棟（R1）	10棟（R6）	49
・防災備蓄品の充実（再掲）	-（R1）	必要に応じて実施	49
・町民体育館避難所機能強化（再掲）	-（R3）	必要に応じて実施	49
・防災倉庫の収納機能の強化（再掲）	実施（R2）	必要に応じて実施	49

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止			
6-2) 上水道等の長期間にわたる機能停止			
6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止			
重要業績指標	現況	目標	P
・自然エネルギーによる電力自給率（県）（再掲）	27.9%（H30）	30.5%（R4）	51

・木質バイオマスエネルギーの活用（再掲）	-（R1）	促進（R2～）	51
・地域熱供給事業（再掲）	-（R1）	推進（R2～）	51
・浄化槽普及率（再掲）	43.4%（H30）	74.3%（R6）	52

6-4）陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止			
6-5）防災インフラの長期間にわたる機能不全			
重要業績指標	現況	目標	P
・橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕（再掲）	実施（H26～）	267橋	53
・町道谷線改良（再掲）	-（R1）	完了（R2）	53
・道路拡幅事業（中津本名線ほか）（再掲）	実施（R3）	実施（R7）	53
・法面・落石対策事業（野間殿川内線ほか）（再掲）	実施（R4）	実施（R8）	53
・林道開設 奥屋敷線（再掲）	実施（H30）	実施（R9）	54
・林道改良 殿宮線（再掲）	実施（R3）	実施（R5）	54
・地域防災計画に定める避難道路の維持管理（再掲）	-（R1）	促進（R2）	54

7-1）地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			
7-2）沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺			
7-3）ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・消防団員数（再掲）	344人（R1）	350人（R6）	57
・消防団設備補補助金事業（再掲）	-（R3）	必要に応じて実施	57
・第6次地震防災緊急事業五箇年計画（再掲）	策定（R3）	実施（R7）	57
・備蓄計画の策定（再掲）	-（R1）	検討（R2）	57
・喜来ヘリポート消火栓設置工事（再掲）	竣工（R2）	-	58
・木造住宅等の耐震化率（県）	支援策実施（H30）	100%（R6）	58
・住宅・建築物安全ストック形成事業（再掲）	実施（R4～）	-	58
・空き家対策計画の策定（再掲）	-（R1）	検討（R2）	59
・土砂災害ハザードマップ（再掲）	更新、全戸配布（R1）	必要に応じて見直し、更新	59
・ため池ハザードマップ（再掲）	作成・配布（R1）	必要に応じて見直し、更新	59
・ため池に関するデータベース（再掲）	-（R1）	整備・周知（R2）	59

7-4）農地・森林等の被害による県土の荒廃			
重要業績指標	現況	目標	P
・森林経営計画認定面積（再掲）	2,568.98ha（H30）	2,600.00ha（R4）	60
・森林境界明確化面積実施率（再掲）	17.22%（H30）	21%（R4）	60

・間伐等森林整備面積（再掲）	51,11ha（H30）	70ha（R4）	60
・保安林指定面積（県）（累計）	98,098ha（H30）	98,900ha（R4）	60
・「とくしま県版保安林」指定面積（県）（累計）	333ha（H30）	600ha（R4）	60
・町産材の生産量（再掲）	10,434m <sup>3</sup> （H30）	12,000m <sup>3</sup> （R4）	60

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
8-2) 地域コミュニケーションの崩壊、復興を支える人材等の不足、より復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態			
8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態			
8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失			
8-5) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・事前復興計画の策定	-（R1）	検討（R2）	63
・災害廃棄物処理計画（再掲）	策定（H29）	必要に応じて見直し、 改訂	63
・避難所運営マニュアル（再掲）	策定（R1）	必要に応じて見直し、 改訂	64
・劣化状況調査による施設管理方針に基づいた維持管理の実施	方針（R2）	実施（R3）	64
・タイムラインの策定（再掲）	-（R1）	検討（R2）	64
・四国新幹線実現に向けた取組	シンポジウム等参加 （R1）	推進（R2）	65
・法面・落石対策事業（野間殿川内線ほか）（再掲）	実施（R4）	実施（R8）	66
・林道開設 奥屋敷線（再掲）	実施（H30）	実施（R9）	66
・林道改良 殿宮線（再掲）	実施（R3）	実施（R5）	66

8-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・神山町国土調査十箇年計画	策定（H30）	計画に応じて実施	66
・住家被害認定調査職員登録者数（県）	275人（H30）	400人以上（R4）	66
・被災建築物応急危険度判定士の確保人数（県）	586人（H30）	740人（R4）	66
・被災宅地危険度判定士の確保人数（県）	610人（H30）	毎年610人以上 （R4）	66

人材育成分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・「全国女性消防団員活性化徳島大会」	開催・参加（R4）	-	71
・徳島県災害マネジメント総括支援員の登録者数（県）	-（H30）	100人（R4）	71
・住家被害認定調査職員登録者数（県）（再掲）	275人（H30）	400人以上（R4）	71
・被災建築物応急危険度判定士の確保人数（県）（再掲）	586人（H30）	740人（R4）	71

・被災宅地危険度判定士の確保人数（県）（再掲）	610人（H30）	毎年610人以上 （R4）	71
-------------------------	-----------	------------------	----

官民連携分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・総合防災訓練、図上訓練の実施（県）	実施（H30）	毎年度開催	72
・ライフライン事業者参加の総合防災訓練の実施（県）	実施（H30）	毎年度開催	72
・石油コンビナート等事業者との総合防災訓練の実施（県）	実施（H30）	毎年度実施	72
・徳島県危機管理総合調整会議の開催（県）	開催（H30）	毎年度開催	72
・「徳島県地域継続推進協議会」の開催（県）	2回（H30）	開催（R4）	72
・水道事業者「広域連携セミナー」の開催（県）	開催（H30）	毎年度開催	72
・支援組織間のネットワーク会議等開催（県）	-（H30）	毎年度開催	72
・「消防団応援の店」の登録店数（累計）（県）	109店（H30）	300店（R4）	72
・大規模災害時資金安定供給連携協議会の開催（県）	開催（H30）	毎年度開催	72
・災害リーダー薬局の認定数（累計）（県）	6薬局（H30）	20薬局（R1）	72
・「災害時おくすり供給車両」の導入（県）	-（H30）	導入（R1）	72

過疎対策分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・孤立可能性集落カルテの作成（再掲）	作成（R2）	支援体制構築（R4）	74
・神山町地方創生推進計画	策定（H30）	推進（R3）	74
・地域熱供給事業（再掲）	-（R1）	推進（R2～）	74